

289
Ku36

289-Ku36-3ウ



1200500732048

于蕃山と佐又間象山(三才新書48)

金子鷹之助著



始



918
39

著 助之鷹子金

山象間久佐と山蕃澤熊



書 新 オ ジ ラ

(48)

506

289
Ku36
3



熊澤蕃山と佐久間象山

ラジオ新書

★
48

著助之鷹子金



まへがき

この一小冊はかねて放送した、熊澤蕃山の「大學或問」佐久間象山の「省營錄」を補整し、その中間に新井白石の「改貨議」(未放送)を入れたものであります。蕃山が幕初の學者で、財政經濟の難問を、米價統制によつて物の側から解決せんとし、白石は中期の學者で、同じ問題を貨幣の改善によつて解かんとしました。しかるにこの兩者共に外國貿易を以て無益なるものを輸入し、有益なる金銀銅を流出するものとして、嚴重にこれを制限せんことを唱へたのであります。幕末の佐久間象山は漢學の外に蘭學を學んで外國事情と近代科學を識り、特に國防充實の必要より外國の武器技術を輸入すべきこと、即ち強兵の爲に開國すべきことを唱へたのであります。以上三人の學者は徳川時代の初、中、末期を代表し、且つそれぞれの時代の政治、經濟問題に觸れてゐるので一冊に纏めたわけであります。

まへがき
なほ象山と相並んで富國の爲の開國を主張した高嶋秋帆(未放送)を入れたのであります。が、「我が國の對外交渉史」や「思想史」等の概觀を入れたので、紙幅の關係上取止めました。

これらのやうな一般的なものを入れた理由は聴衆の中に初、中等教育に携はる先生や生徒諸氏が多いと聞いたからであります。なほ私は經濟史の外に社會學說史をも擔當してゐるので、敢て、思想史をも採り入れたわけであります。

昭和十六年三月

著者

2

熊澤蕃山と佐久間象山 目次

まへがき	一
徳川封建制度概観	一
熊澤蕃山の政治・經濟・思想論策	三
新井白石の貨幣論策と貿易論策	五
我が國の政治經濟的對外交渉史概観	一〇
佐久間象山の國防論と開國論	二四

附録

日本思想史概観(隨筆)	一五
著者略歴	二〇

徳川封建制度概観

徳川家康は慶長五(皇紀二六〇〇)年に、豊臣方の主力軍を、美濃の關ヶ原の戦い「天下分け目の戦い」に打破り、天下の大勢が定まると、慶長八(二六〇三)年に征夷大將軍に任ぜられ、幕府を江戸に開き、これより慶應三(二五二七)年の大政奉還まで、徳川十五代二百六十五年の封建政治が始まりました。

征夷大將軍といふ官職は、人皇第五十代 桓武天皇の延暦年間(七四四—八〇五)に、蝦夷討伐の爲に屢々派遣し給うた坂上田村麿に始めて下し賜うた、武門最高の榮職であり、第二代は第六十一代 朱雀天皇の天慶三(九四〇)年に平將門調伏の爲に藤原忠文に賜はり、第三代は第八十一代 安徳天皇の壽永三(一一八四)年の源平合戦に木曾義仲に賜うたもので、由緒正しき名門(源

平藤・橘)の出でなければ、容易に賜はることを得ないものであります。されば源頼朝が治承四(一八四〇)年に、駿河の富士川に平氏を破つて鎌倉に武家政治を創めました。容易に將軍職を賜はらず、熱心に朝廷に懇願し奉つて、やうやく建久三(一八五二)年に第四代の將軍職を授かつたぐらゐであり、又源氏第二代將軍頼家は建久元年に頼朝の後を繼いで幕政の首領となつてゐるに拘らず、將軍職に補任せられたのは、それより三年後の建仁二年であります。又平清盛は平家の家子郎黨を中心とする武家政治を行つたのであります。彼は純然たる文官たる太政大臣に任せられたのみ、又豊臣秀吉も同様に文官職たる關白(太閤)を授つたのみであります。しかるに徳川家康がこの武門最高の榮職たる將軍職に任せられたのは、一に徳川氏が源氏の一流たる新田義重から出たといふ、家柄であつたからであります。

かくの如く征夷大將軍といふのは、最高位ではあります。要するに軍事の長官職に過ぎないのであります。然るにこの將軍が同時に國家全體の、文事たる政治・經濟・文化・思想の實權をも僭握して、國民生活の全領域に互つて號令したのであります。權限倒錯職域侵犯といはねばなりません。これが僭越である點は後に述べることにして、まづその政治組織から擧げて行きます。

まづ幕府といふ語は漢語であつて、支那の將軍の本營のことを云つたのであります。我が國では將軍家の家務を處理する、私の機關たる政所せいじよを指したのであります。鎌倉幕府に於いてはそれは源氏一統の氏長たり、武士の封建主君たる鎌倉殿の家政機關であります。これが國家の公の軍事政治を司るのでありますから、公私混淆であります。徳川幕府もこの點は全く同様であります。

この幕府の機構はどうであつたかといふに、始めの中は御前裁判の如く、將軍も直接に政務に關與したのであります。漸次幕臣に之を一任するやうになり、徳川幕府二百六十年の間に、中には中興の英主などといはれて親ら直裁に出たものもありますが、また常に大奥にあつて月雪花の榮華に溺れるものが多かつたのであります。

幕府最高の役人——それはあくまでも朝臣ではなくて、徳川家の家臣即ち幕臣に過ぎない——は大老であり、これは最重大政務に預るのであります。常置職ではなく、非常時に選任せられたものであります。

平素、總ての政務を統轄し、諸大名を取締るものは老中であり、親藩、譜代、外様の諸大名は全國に散らばつてゐますから、老中の關心は全國に配られる譯です。

その下に若年寄といふ、一見矛盾した職名を有する機關があり、老中を補佐して庶務を司り、同時に旗本を取締るのであります。旗本御家人は主として江戸に在住を命ぜられてゐたので、若年寄の關心は江戸お膝元に置かれるのでした。その外に大目付といふ役人は老中の指揮の下に大名の監察を行ひ、目付は若年寄の配下で、旗本を監察しました。

又三奉行が譜代大名及び旗本から任命され、その中の勘定奉行は幕府の財政と直轄地(天領)の訴訟を司り、寺社奉行は全國の寺社の事を統べ、町奉行は江戸市政及び江戸市民の訴訟を行ひました。大岡裁判で有名な大岡忠相は江戸の町奉行でありました。

封建制度に於ける一般的政治・行政は、後述の如く諸大名を封じ、最高事項の外は、自治的に處理せしめたのでありますが、幕府の直轄地には次の如き諸職を常置しました。即ち京都には所司代を置いて、京都、近畿、西國を監視せしめ、城代を二條、大阪、駿府に置いてこれらを守護せしめ、山田、奈良、日光、伏見、長崎、佐賀、浦賀等の樞要の地には、山田奉行等地

名を冠した奉行を置いて、町の行政、訴訟、警備に當らしめ、幕府直轄地のうち、十萬石以上の所へは郡代、それ以下の所へは代官を置きました。

次に地方に於ける諸大名の配置には、最も苦心しました。封建主君は多くの敵性武門を仆して、覇權を握つた一武門即ち覇者に過ぎませんから、天下の心服を得ることが出來ず、従つて敵性武門の殘黨に對しては、最も警戒を要したのです。先づ大名を親藩・譜代・外様の三種に分ち、前二者をして後者を牽制せしめたり、勢力の均衡を計つたりし、幕府はこの相互牽制の下部組織の上に載つてゐたのであります。

即ち、始め織田・豊臣氏に仕へ、後徳川氏に服従して來た、なほ危険性のある外様大名はこれを遠い邊僻の地に据ゑて危険性を遠ざけ、その上に徳川家の親戚である親藩(尾張・紀伊・水戸の御三家、田安・一橋・清水の御三卿)や三河以來の舊臣たる譜代諸大名を、關東・東海・近畿の要地に置いて外様大名を牽制せしめました。その代り譜代に與ふる領地は小さくし、外様には大領を與へて勢力の均衡を計りました。どちらかの一方が強くなると他方を併呑して大勢力となつて、徳川幕府に當つて來るから、かく勢力の均衡を計り、その上に綱渡りをする必

要があつたのです。

次に諸侯を取締る法制が必要ですが、これには先づ元和元(二二六五)年秀忠の時、武家諸法度十三箇條を定め、第三代家光の時に参勤交代制度を完成し、諸侯をして一年置きに江戸に参向せしめて、他意なきを示さしめると共に、その金紋先箱の大名旅行や江戸生活に於ける贅澤によつて諸侯の財政を疲弊せしめました。その他この財政上の壓迫の爲に、日光廟建設費の割當て等の大土木の経費を常に負擔せしめたのであります。

又諸侯の妻子を江戸に常住せしめました。これは人質として、諸侯の叛意を豫防したのであります。しかし他方には大藩は結婚政策によつてこれを懐柔することを忘れない、老獪な態度を採りました。

又朝廷に對しては、前記所司代の設置の外に、公家諸法度十七箇條を規定したり、武家傳奏を設けたりして、制肘し奉つたのである。

かかる技巧的な諸方策は多くの弱點を藏してゐるので、後期に幕府の實力が弱化する時、幕府の生命取りとなつたのであります。が、初期中期の實力の強かつた間に、巧みに功を奏して慶

安四(二二五一)年三代將軍家光薨じて、幼君綱吉が繼いだ時に、由井正雪・丸橋忠彌の叛亂未遂があつた後は、軍事・政治上は天下は全く平定したといつて好いのです。が、經濟上に於いては次に述ぶるが如き矛盾が徐々に烽火を擧げつつあつたのであります。

二

徳川封建制度の經濟的側面の描寫に際して、第一に擧ぐべきことは、それが實物經濟——「米遺ひ」の經濟であつたことです。その原因はなによりも農業が經濟生活の根柢だつた當時の環境に在つたことはいふまでもありません。封建制度は各國ともに實物經濟がドミナントだつた時代に行はれた制度であつて、貨幣經濟、信用經濟が發達し、商工業者や金融業者即ち町人が擡頭し、これが實力に於いて武士階級や農民階級を壓倒する時は、武士中心の、即ち士農工商といふ身分階級制度を基礎とする封建制度は仆潰せざるを得ないのであります。しかるにこの米遺ひの經濟その者も中央集權にとつて、多くの致命的な矛盾を胎んでゐました。

先づ第一に實物經濟では、徳川幕府の欲する中央集權は、確立することが出来ないといふ理

由は、中央集権制度は郡縣制度でありまして、地方政治は中央から派遣され、又いつでも中央へ呼び返へしたり、免職したりすることのできる、初期の國司・郡司・守護・地頭・或は現代の知事の如きものでなければならず、それにはかかる地方官の俸給をば、地方官が取立てて中央へ送る租税の中から中央政府が支拂ふといふ勘定にならなければなりません。

しかるに米のやうな實物を交通運輸機關の不便な時代に、大量に中央へ送ることは到底できないことなので、結局昔の地方官は後期の國司郡司や守護地頭の如く、或は徳川時代の大名・諸侯の如く、それぞれの地方、人民を、私地、私民とし、租税たる年貢は自己の所得とし、そのうちから地方の政務費を支辨するといふ、自治的財政制度となり、中央より俸給を仰ぐ官吏にあらずして、獨立の地方政權者の如き地位を占めるに至るのです。幕府は自己の氣に入らぬ反抗的の大名を「國換へ」（轉封）をやつたり、減封をやつたり、取潰しをやつたり、或は上記の如く大土木工事を負擔せしめて、諸國大名が富裕なる地方政權化するのを防ぎましたが——それに人質、參勤交代、親藩、譜代の牽制的配置策も加つて、比較的良く中央集権を實行し、さればこそ二百六十年もの中央集権的封建制度が持続したのでありますが、それでも西國、四國、

九州等の邊境の大々名が、獨立反抗して來ることを如何ともすることができませんでした。

殊にこれらの邊境諸大名は外國との密貿易——安政六年からは公然貿易によつて富裕になり、外國の新式武器、艦船、機械等を輸入して、倒幕の原動力となつた譯であります。されば貨幣經濟の發達と統一的貨幣制度の確立なくしては、永續的の中央集権が不可能であります。さうかといつて貨幣經濟が發達しては、上記の如く封建制度が倒潰するといふ、どうにもならぬ矛盾が存在してゐます。

即ち武家中心の封建制度は、身分階級制度を嚴格に確立し、武士を第一階級とし、第二に米を作つて武士階級を扶養する農民を置き、貨幣經濟に携はり勝の職人及び商人階級を町人として下層に置いて蔑視し、壓迫し、町人が貨幣經濟の操作によつて富裕となり、經濟的實力によつて士農階級を壓倒することを極力防いだのであります。「貴穀賤貨」の思想が是であります。

されば徳川時代は幕府の役人も儒者も口を極めて、商業と商人の贅澤を罵つて、これを抑止せんと汲々と努めました。荻生徂徠が「商人の潰れるには頓着なし」といひ、「江戸の町人が其の住居に障子、襖を建て、筵席の代りに疊を敷く様になり、又頭髮には髮付油を用ひたり、又

藁で束ねたるを止めて元結を用ふるやうになり」と、細かいことまで贅澤だと言つて叱つてをります。尤も徳川時代の奢侈禁止は獨り町人のみならず、武士にも農民にも説かれたことですが、特に商業金融によつて、目に見えて富裕になり、士農階級を壓倒せんとする商人階級に對して、嫉妬反感が向けられました。

又徳川幕府が家光の寛永十七年以後、支那と和蘭とを除いて、わが國との貿易を嚴禁し、鎖國政策を採つたのは、天主教國が宗教を通じて我が國に侵略を試みんとする陰謀を恐れた爲でもありますが、他の一面は金銀銅等の貴重金屬の流出を防ぐ爲と、貿易による商人階級の擡頭を抑止せんとする意圖が含まれてゐたのであります。故に貿易によつて巨富を積んだ商人が故なくして取潰しに逢ふことが、屢々あつたのであります。かくの如く汲々として幕府は貨幣・商業經濟・商人の勃興を抑止しようと努めたのであります。

然るに武士の農地よりの分離、城下町居住制度と參勤交代、江戸勤番制度等は、必然的に都市・交通の發達を促がし、文化の進展慾望の増大従つて商品經濟・貨幣經濟・町人の勃興を惹起せざるを得ないのであります。貨幣經濟が發達しなければ地方官の俸給を中央で支辨できな

いから中央集權は不可能である、然し貨幣經濟が發達し、武士農民の實物經濟が壓倒され、町人が擡頭して士農工商の身分階級制度を顛覆すると、幕府は潰壊するといふ矛盾を含んでゐるのです。このことは後に廻はして先づ都市と交通の發達を見ませう。

最大の城下町たる江戸は、天正十八(一三五〇)年家康居住以來膨脹し、慶長八年開幕以後は人口百三、四十萬を擁して、世界第一の都會(ロンドンは一七〇〇年頃五、六十萬、一八〇〇年頃八十五、六萬)となり、かうなつては物々交換なぞ行へるものではなく、八百八町に商工業は殷賑を極め、「鐘一つ賣れぬ日はなし江戸の春」を現出したので、貨幣經濟はどんどん發達して行つたのであります。大々名の城下町もほぼ同様の性質を有し、仙臺、金澤、名古屋、岡山、廣島等數十の城下町は、徳川中期頃にいづれも一萬以上五、六萬の人口を擁したのであります。

しかし地方に於いては、城下町よりも商工業都市の方が、人口に於いて、經濟に於いて、優れたものが多く、大阪は商業都市の最大なるもので、諸國大名の廻米や國産品を取扱つて「天下の臺所」となり、徳川中期に於いて三、四十萬の人口を擁し、京都、長崎、博多、下ノ關、堺、鳥羽、四日市、下田、銚子、石巻、青森、酒田、新潟、長濱、大津等の商港都市、桐生、足

利、八王寺等の絹織物業都市も繁昌を極めた。これらの諸都市が交通の發達と共に、相互に結びつけられ、米の如き一般物資や各地方の特産品が、田舎と都會、都會と都會、各藩と江戸大阪、藩と藩との間に交換され、經濟組織が村落經濟から都市經濟へ、領域經濟へ國民經濟へと、所謂發展階段を前進したのであります。

交通路の中、顯著なもので、道中奉行の管轄下に在つたものは、東海道、中山（仙）道、奥州街道、甲州街道、日光街道の五大幹線の外に、水戸街道、佐倉街道等があり、その他大阪、長崎道、伊勢參宮道、佐渡道、北國道、山陰道、白川北道、水戸、岩沼道等があり、いづれも人馬絡繹として織るが如くでありました。

街道には宿驛があり、傳馬（定貨銀）駄馬（相對貨錢）助郷、雲助等の交通運搬機關が備へられてありました。

河川交通も富士川、大井川、天龍川、保津川、淀川、阿武隈川、御物川、最上川、利根川、荒川、絹川等は盛んに開鑿・改修され、運漕の發達を見ました。

海上交通は江戸大阪間の南海路、大阪長崎間の西海路、下關松前間の北海路、奥州江戸間の

東海路の四つが大航路であり、江戸大阪間の定期船、菱垣廻船、樽廻船等の廻船が盛んに航海し、江戸大阪に十組と稱する廻船問屋が出来て、通運事業の促進を計つたのであります。

交通の發達は中央軍の敏速なる出動を助けて中央集權を促進するものでありますが、一方商業、貨幣經濟の進歩を促がして封建制度を崩壊に導くといふ矛盾を藏してゐます。しかも幕府は天龍川、大井川等の河川に橋を架することを許さず、蓮臺渡しとしたり、箱根、今切、福島其他至る處に關所を設けたり、箱根八里に砂利を敷いたりして交通を不便としました。之は敵性人物や軍隊の江戸入を困難にする防禦的なものでありますが、又中央軍の機動をも不便ならしめて中央集權を阻害するといふ矛盾をも重ねてゐるものであります。

交通が發達しなければ、幕府中央軍の出動が阻害されるから、中央集權が確立されない。しかし交通が便利で、而して敵性大名が強力となる時には、幕府は打倒される恐れがあるといふ矛盾を含んでゐるのであります。されば江戸に近い河川や道路を不便にしたのでありますが、しかし幕末に薩長軍が東海道からも中山道からも江戸へ殺到するのを防ぎ止めることができな

しからは貨幣經濟商業經濟が如何に幕府・諸侯・武士・農民の財政、經濟を困難に陥れ、反面に町人の擡頭を惹起して、幕府を倒壊に導いたかを見ませう。

幕府は諸侯中の一諸侯として、自己の家計に屬する直轄地（天領）を領有し、そこから收得する年貢を以て、自家一族を扶養するのみならず、國家の軍事・政治を司つたのであります。諸侯を威壓する爲にも、又國務を遂行する爲にも、その直領は諸侯の領地よりも壓倒的に大でなければなりません。

幕政初期に於ける正確な史料がありませんが、後期の史料によれば、全國の石高三千餘萬石といはれた頃、そのうち天領四百二十萬石、旗本八萬旗（稍誇大）知行地二百六十萬石、合計七百萬石弱で、全國石高の四分ノ一弱といふ龐大なもの——所謂三百諸侯の總石高は二千二百五十萬石、他は業裡仙洞御料や寺社領——であり、而してその天領・直轄地は日本六十八箇國中四十七箇國に互り、しかも經濟上・政治軍事上最も重要な港、都市、鑛山を獨占してゐたから、諸侯

を壓するには充分でありました。

殊に家康は敗敵の土地財産を沒收したり、鑛山の開發採掘獎勵——幕初には金銀銅等の産出も多かつた——をやつたり、三代家光の時まで貿易獎勵を行つたりして、收入多く、而も創業の際元和偃武とはいへ、いまだ武邊の生活態度を持って質素勤儉を旨としたので、財政も潤澤でありました。家康の遺産も莫大であつたし、二代目秀忠も守成・節約の人であり、三代家光は土木費支出を惜まなかつたが、なほ財政困難に陥らなかつたが、蕃山の活躍し出した四代家綱の時代から、明曆三（二二一七）年（二二五七）の江戸大火を始めとして、頻々として震火の災厄あり、従つて救恤費復興費の支出が増大したのみならず、漸次都市生活の贅澤費が嵩んで行き、殊に五代綱吉の豪奢、柳澤・荻野等の重臣の私曲、貨幣改惡等による經濟財政の紊亂によつて財政は困難に陥つて行き、六代家宣、七代家繼時代には新井白石を用ひ、八代吉宗は室鳩巢や、荻生徂徠を用ひて貨幣改善、財政緊縮を計つて一時小康を得ました。然るに九代家重に至つて再び紊亂に傾き、十代家治の田沼時代には賄賂政治で益々歪曲に陥り、巨額の惡改鑄を行ひました。十一代家齊の時代は、松平定信の六年間の老中時代は良かつたが、將軍親政以來所謂化政の豪奢華美時代を現

出して又々極度の窮乏に陥り、家齊薨後、天保十二・三・四年の極端なる水野老中の政策も及ばず、次いで弘化・嘉永以後の黒船渡來、艦船銃砲の充實、邊境防備強化、安政六(二五九)年開國貿易による物價騰貴・貨幣混亂は遂に幕府財政を死地に陥れたのであります。

以上は都市生活の贅澤、天災、貨幣制度の混亂、武備の變遷、開國貿易、物價騰貴等による幕府財政の窮乏化の一面を挙げたのであるが、その外に米穀の定額所得者としての武人・官吏一般として、貨幣經濟・商業經濟より蒙れる困難を述べねばなりません。即ち幕臣・諸侯・旗本・陪臣等の武士・官吏は略々定額の米穀を所得するのでありますが、實物經濟即ち物々交換が姿を消して、貨幣を介在せしめる貨幣・商業經濟となるに従つて、所要の米以外の農産品や工業品を貨幣を以て購買しなければならず、それが爲に自家消費以上の餘剩米は之を商人を通じて賣却しなければなりません。かかる商人には藏元商人、掛屋、札差其他の米商がありましたが、武人がこれらの商人に、乃至は商人を通じて米を賣る時は、新穀出廻に一時に賣出すのでありますから、供給過多で米價は安からざるを得ません。さうかといつて之を倉庫に保存して、徐々に賣り出すといふやうな、大掛りな施設は到底できません。加ふるに計理に明らかでな

い武人は財政逼迫するにつれて、未來に收得すべき米穀を擔保にして、之等の商人から高利金を借財するので、決濟米の大部分はその返済に安價に取られて仕舞ふといふ有様で、商業と高利借金の兩方で困難に陥つて行きました。

殊に下級の武士は始めから所得の少ない上に、この貨幣商業經濟による窮乏に陥り、なほその上に上級の主君から借知といつて、自己の收得すべき知行や扶持米を借上げられてドン詰りに達し、半分職人化するもの、商人化するもの等町人的性質を帯びるものを生じ、一方には切取強盜をやつて社會秩序を紊亂する者が頻出しましたが、正道を踏んだものは封建制度其者を倒壊することによつてより良き世を實現せんと、明治維新運動を起こすに至つたのであります。徳川時代の所謂賢君明相は武士の困窮を救はんが爲に、家中工業を起したり、又一般に藩民を潤はし、藩の財政をも救はんが爲に、特産産業を奨勵し、それが美術工藝品的に發達して開國以後外國の機械を輸入して我が國の産業革命を成功せしめるに役立ちました。が、封建制度の倒壊を防ぐ力はありませんでした。この事は大いに注目すべきことですが、別の機會に譲ります。

又武士がその唯一の生活収入たる知行や切米を、その主君より、貰へなくなつたり、永久的に借上げられる——時には「半知」といつて知行の半分を取上げられる——に至つては、武士道は弛緩し、頽廢せざるを得ません。一體封建制度は主君と臣下との關係が、知行と忠誠とを撚り合はせた糸で、幾層にも連鎖的・體統的に、繋がれてゐるものであります。即ち全國の全土地の所有者である幕府——實際は、天皇でなければならぬのですが、幕府が篡奪してゐたのです——が、その直臣たる旗本や大名に知行（借地權）を與へ、この直臣が又その知行を陪臣に分ち與へ、遂に實際の耕作者たる農奴的小作人に土地を又貸しするのに對して、臣下は武勇・忠誠を以て、それぞれ自己の直接の主君に報じ、農民は收穫米を、四公六民・五公五民・六公四民等の割合を以て、忠實に領主たる武士に收めることによつて、封建制度が成立つてゐるのであります。西洋の封建制度では、この事が判然と契約書にかかれてゐたぐらゐであります——例へば主君が一ハイドの土地に臣下を封するに對し、臣下は戰時に甲冑刀槍を以て充分武装せる騎士一人を、一年に四十日間、主君に提供するといふのが、慣例でありました。

我が國の武士は、主君の馬前で花と散ることを名譽と心得、葉隠武士は武士道とは「死ぬこ

と見つけたり」といふが如く、忠烈無比のものでありましたが、しかしそれは戰時でありまして——尤も戰時でも關ヶ原役に於ける小早川秀秋の如き裏切り者・寢返り者も出ましたが——數百年の天下太平の平時にあつては、主君が知行・俸祿を與へなかつたり取上げたりした際は、茲に全く主従關係は消滅せざるを得ず、封建制度は必然的に崩壞して行くのであります。このことを海保青陵はその稽古談に最も辛辣に書いてをります。

「古へより君臣は市道なりと云へり、臣へ知行をやりて働かす、臣はちからを君へうりて米を取る、君は臣をかり、臣は君へうりて、うりかいなり……凡そうりかいの事は、君子のすることでない」と云ふは、皆孔子の利をいふことを、丸のみにして、呑みそこねたるなり、君臣はうりかいでない」と云ひたるより、喰つぶしと骨折損と澤山あり、喰つぶしは君の損なり、骨折損は臣の損なり、甚不計算なるものなり……一體天地は理づめなり、うりかい利息は理づめなり、國を富まさんとならば、理にかへるべきことなり……天下は天下と云ふ代物を持ちたる豪家なり、諸侯は國と云ふ代物を持ちたる豪家なり、此の代物を民へかし付けて、其の利息で喰ふて居る人なり、卿大夫士は己が智力を君へうりて、其の日雇賃錢にて、喰ふて居る

人なり。雲助が一里かつぎて、一里だけの賃を取りて、餅を得、酒を得るに何も違ひはなし」
と。

又武器の變遷は幕府や大名を財政窮乏に陥れましたが、武士制度その者をも不用にして行つたのであります。即ち武器が弓矢・刀槍から、銃砲・鋼鐵艦船等を用ふるやうになりますと、これらを製造したり、輸入したりする爲に、首腦部の財政困難を齎しましたが、一方武士階級も、も早や幼少の頃から道場で武藝を勵んだり、武者修業で苦勞するやうな必要がなくなりました。武士は個人的修練の積んだ熟練武人ではありますが、銃砲を打ち集團的戰鬥をやるやうになりませんと、百姓町人を二、三年間訓練するだけで先づ事足りるのでありますから、費用のかかる武士制度は不用になり、國民皆兵になつて行つたのであります。これは獨りわが國だけではなく、諸外國でもさうであつたのであります。誰よりも商業・貨幣經濟の發達の爲に、最も困窮に陥つたものは農民であります。物價騰貴の時は、米價も騰貴するので武士も農民も經濟上利益を得る筈ですが、事實は上述の如く賣急いんだり、借金をしたり、それでなくとも商人に米の賣買を握られてゐるので、米價騰貴の利益を商人に壟斷される外に、百姓は領主たる武

士が困窮すればするほど、領主の苛斂誅求に逢ひ「百姓と榮種は絞れば絞るほど良く出る」——つひに間引をやつたり、婢捨をやつたり、最後には強訴や百姓一揆を頻々どやりました。かかる社會騷擾も幕府崩壞の一因を出したのであります——最大の原因だといふ學者もあります。

要するに徳川封建制度は、時代の還境と精緻な技巧によつて二百六十年も持続したのであります。米遣ひの經濟を基本としながら、都市生活を営ましめ、又自然にこれを營むやうになつたので、「貨幣商業經濟」が勃興し實物所得者は一齊に窮乏し、これに外國の武力・經濟の壓迫、武器の變遷、思想の變化等が加つて、遂に崩壞したのであります。蕃山以下の學者を見る前に、先づ徳川時代の思想史を一瞥する要があります。

四

畏くも 神武天皇御即位の御時、「八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可らずや」(日本書紀)と仰せ給ふたその八紘一字の精神は、申すまでもなく、我が國體・政體の本質を示し給ふたものと拜察されます、その本質とは、國は即ち家であり、天皇は大御親であらせられ、萬民は即ち赤子であつて、

天皇と赤子とは一家族内に於けるが如く情を以て直接に繋かれ、人民同志は兄弟として睦み合ふところの、家族國家である、といふ點にあると思はれます。

かくてわが國民は、皇室を中心と仰ぎ奉り、各氏に分れてそれぞれの職域に奉公し奉つたのでありましたが、氏の中に蘇我氏の如き僭越なるものが現はれ、天皇と人民との間に介在して、恰も土地人民を私有物なるかの如く專恣の振舞を爲すに至つて茲に大化の改新(一三〇五)が起り、再び八紘一字、一君萬民、公地公民の家族國家に復歸したのであります。家族國家といふ國體・政體の觀念は太古より深く國民の意識の底に生れ出で、刻み込まれ、僭上者が現はれ專權を恣にする毎に、再びこの國體觀念が發露して、歴史を正統の軌道に戻したのであります。

即ち大化の改新以後、この復古兼改新に大功のあつた中臣氏、即ち後の藤原氏が、やうやく專横になつて實權を掌握し、且つ榮華遊怠に耽り、地方に多くの田庄庄園を領有すると、地方の豪族も亦、不輸不入の庄園を營み、相割據抗争し、一家族の如く親密なるべき國家は、地方分裂の状態に陥るやうになりました。而して之を取鎮むべき命を受けた、平氏・源氏の如き武家が、源平鳥鷲合戦を演じた末、遂に源氏が武家政治・封建制度を敷き(治承四一八〇〇年)一

且稍々中央集權的霸道政治が成立しましたが、その霸權が北條氏へ移ると、ここに再び國體思想が再意識せられ、建武の中興が起りました(一一九四年)。然るに之は家族的國家としての中央集權の手段が備はらなかつたので、間もなく、政治の實權が足利氏へ移り室町幕府の時代となりました。然るに時の經つと共に幕府即ち中央政府の地方官として派遣せられてゐた、守護地頭が再び元の庄園主の如き獨立の豪族となり、大名に發展し行き、遂に戰國時代を現出して、我が國は地方分裂の極限に陥没したのであります。

これが織田・豊臣氏によつて稍々統一され、次いで徳川氏が之を受け繼いで、(慶長八三三三三年)世界に類例のないほど、精微な中央集權的封建制度の機構を造り上げました。而して思想政策としては支那の宋代の朱子學を幕府の官學として採用し、林一家を大學頭に任じて思想統一に乗り出し、後には異學を禁壓して、その霸權を辯護し、維持しようと努めました。而してその機構と思想とが相俟つてこの霸道を二百六十年の永きに互つて持續せしめたのであります。

ここで家康の思想政策をちよつと述べておきましょう。家康は始め朱子學の泰斗たる又我が國儒學の中興の祖たる藤原惺窩の獻言を用ひ、次いで惺窩の門下の學友であつた林羅山を幕府の

儒官とし、朱子學を以て幕府の官學とし、金澤文庫を江戸城内に移して、幕臣に朱子學の勉學を奨励し、而してその思想に基いて、政治・經濟を運営することにしたのであります。

惺窩は藤原中納言定家の末流で、永祿四(二三二)年播州三木郡相川村に生れ、幼少にして僧となり、やがて京都に出て佛教を修めたが之に満足せず、經書を読んで感嘆し、親交のあつた小早川秀秋が太閤の朝鮮征伐に従つて肥前に行つた時、招かれてその幕營にありました。家康は彼の學才を聞き、秀秋を通じて屢々彼を招いて聖道を聴いたのであります。その後彼は儒學の奥義に達せんと熱望し、明に渡らうと思つて坊ノ津で船待ちをしてゐる時に、薩摩國守の大父島津日新君が、朱子學に通曉せるのを知つて、朱學書を貰ひ受けて京都へ歸り、刻苦勉學してつひに我が國儒學の中興の主となり、朱子學の泰斗となつた人であります。

林羅山(明曆三年七五歳で死)は京都に生れ幼にして漢學を學び、十四歳で建仁寺に入りましたが、佛僧になるのを嫌つて六經を獨學し六經の要旨は朱子學の外になしと悟り、惺窩の門に入らんと請ひましたが、惺窩は羅山の學識を尊敬して學友として待遇したのであります。

さて朱子學は宋の時代の程子や朱子によつて、孔孟等の古代儒學が解釋祖述せられたもので

あつて、古學が事物に關する學問即ち實學であり、又「治國平天下」の政治經濟學であつたのに對し、性理學と呼ばれる所の、頗る抽象的な形而上學的宇宙論や唯物的心理學説を根柢に藏してゐるものであります。即ち宇宙の本體は大極と稱する超經驗的な主客未分のものであり、これが顯現して宇宙現象(氣即ち客觀)とそれの理法(理即ち普遍的主觀)となり、其の理法が現象を規制してゐるが故に、宇宙に秩序があるのである、これと同様に人間の大極も現展して、人慾の如き經驗的感覺と理性となり、理性が感覺を克服乃至は規制することによつて、人間の精神に禽獸と異なる人倫ができるのであると説き、道德・法律・政治・經濟等は、すべてかかる理性によりて規制すべきものであり、國家社會現象の混亂も精神作用の迷蒙も、かかる復性復初によつて、解決することが出来るといふのであります。これは西洋古代ではギリシア形而上學、中世ではトーマス・アキナスの神學、近世ではヘーゲルの形而上學を思はせるやうな構想であります。今、之等東西の思想に如何なる異同があるかを辯明する邊がありません。

また、朱子學には孔孟の儒學に含まるる、複雑な王道思想があり、家康を始め徳川初期の儒官はこれを探つて、その覇權の基礎づけをしようとした。即ち儒學によれば、大極は社會

に顯現して、政治現象（氣）と其の規範即ち王道（理）となるのでありますが、天はかかる王道を實行し得る聖賢に天命を與へて王位に即かせるのでありますが、その王者が王道を實行し得ざるに至らば、禪讓放伐は當然であり、これも天命であるといつてをります。即ち支那の古代に堯が舜に、舜が禹に王位を禪讓し、虐政を試みた夏の桀王が殷の湯に、殷の紂王が周の武王に放伐された易世革命は、いづれも天命の然らしめたものであるといふのであります。従つて徳川幕府の儒官は、之を輸入して、家康が關ヶ原の役や大阪冬夏の陣で、天命の盡きた豊臣氏を放伐したのは、天命の然らしめた所で、當然の合理性を有するといふのであります。又朱子學が興つた宋の時代は、北狄殊に元の侵寇を受け、遂に元に滅ぼされたのでありますが、朱子學者はあく迄も宋家が正統であるといふ、大義名分論、元政が霸道であり、宋政が王道であるといふ王道論、尊王論を唱へてゐたのでありますが、これも幕府の儒官の解釋によつて、徳川幕府の正統を主張し、多くの覇者の窺齋を排斥する理論に用ひられました。しかしながらいふまでもなくその徳川こそ覇者であつて、我が國の主權者は柄乎たる皇統であるといふことが、朱子學者の中から、その勉學の結論として出るやうになりましたが、特に

民間にあつて朱子學とその宋家たる林家とに抗争し、彈壓されてゐた陽明學、古學、それから儒學以外にあつた國學の研究者から現はれ、つひにこれが明治維新の思想的動力となつたのであります。

朱子學に對して復古學派は堯舜禹三代の先王や周公の政治に含まれた、道德・法規・制度（禮樂）を、孔子が解説したものを、絶對的なものと考へ、これに歸るべきことを唱へたのであります。例へば「先王の道は孔子の道にして、孔子の道は治國平天下の實學に外ならず」といつて、實學・政治學・經濟學の尊ぶべきことを主張したのであります。

而して朱子學が幕府の官學たり、林一家の獨占物たるに對して、古學は民間の學者に多く、従つて幕府や林家より白眼視され、後には寛政異學の禁令などによつて彈壓せられたのであり、又かかる中よりも尊皇論が擡頭して來たのであります。孔子も既に麻の如く亂れた春秋の世にあつて、周室が正統であるといふ、大義名分論を唱へてゐたのであります。

復古學の大家であつた荻生徂徠やその門下の護國學派の學者達は、先づ上述のやうな朱子學の抽象的形而上學論を非難して、「唐宋諸儒の説は多くは紙上の論にて御座候、紙の上につら

ね候處尤も聞へ候迄にて實には取行ひがたき事をも道理の見へわたり候に任せ、あまきず、も
らさず、書き立て、己が才智をあらはし、事實に構はず、只聞濟よき様に心懸け候事と相見
へ候」といつて、自らは復古學を唱へたのであります。朱子學を攻撃する文句には辛辣なもの
が無数にあります——例へば佐藤信淵に私淑した大久保仁齋の「宋儒性理の學興て死物の聖人
を造作してより、つひに大道の活用を誤り、學者は却て字引の先生たるのみ」又「凡そ性理學に
力を用ふるの久しくして、一旦豁然として貫通する者は碩學の鴻僧の云ふと雖も畢竟は解釋
の和尙なるのみ」などといふのがこの一例であります。

實際に於いて朱子學のやうに心理的な道德哲學は、心理さへ清ければそれで實際政治たる仁
政が行へるものと考へる弊害を生じます。殊に心理主義的な觀念體系を暗記して科擧に及第し
た、未經験の官吏などは、かかる觀念を口にしたたり、紙に書いたりすれば、それで實際が良く
行つてゐるものと、恬として無責任になり勝ちですが、豈はからんや實際は人情や環境や時の
勢ひに従つてとんでもない方向に走つて行つたのであります。

例へば孔子の教へを綴つた『大學』では、三項領・八條目の政治哲學體系を建て、第一綱領

の「明德を明かにす」では格物・新知・誠意・正心・修身と五條の主觀的、心理的、個人道德
を重ねれば、自然的に「民を新にす」の第二綱領に移つて、齊家・治國・平天下の政治が行へ
て、必然的に「至善に止まる」といふ第三の全包括的な綱領を實現すると考へ、主觀的に誠意
・正心でさへあらば、一切の仁政が自然に行へるかの如く誤解し、無責任になる處れがあるの
です。

又陽明學も儒學の一種でありますが、古學と並んで朱子學に對立したものであります。陽明
學は明の時代に王陽明等によつて唱へられた儒教の祖述であります。朱子學のやうに抽象的
な主觀的な形而上學に走らず、「致良知」と稱して、知行一致を主張し、餘程實踐主義に傾いた
ものであり、幕末に大鹽平八郎とか西郷隆盛とかの實行家がこの派から出て來たのも、その思
想の影響が預つて一因を爲したと考へられます。

しかしながら古學も陽明學も、朱子學とは異つた對抗的要素を含むとはいへ、畢竟するに支
那の學問であり、従つて支那一流の觀念的な美辭麗句や對句的構想を組織立てたものであり、
而も戰國時代に永く文化學問の荒廢した後に、僧侶・神官の外には最高の知識階級であつた武

士が、これに飛びついたのでありますから、古學・陽明學の徒と雖も「畢竟は紙上の論の解釋の和尙なるのみ」の一面があり、之を「あまさず、もらさず書き立て、己が才智をあらは」さんとした術學性がありました。

そこで徳川時代の思想家の論策には、何學派の論策なるかを問はず、多くの實行不可能な、時勢に逆行する、或は人間・事物の性質を無視する獨善論が含まれてゐました。瀧本誠一博士はその「日本經濟思想史」の中で「徳川時代三百餘年間の碩學鴻儒なる者が、悉く支那學說の奴隸にして、一も二も皆其の糟粕を舐るに過ぎなかつた」といはれ、支那の政治經濟學の教科書で輸入せられたものは、『周官』『大學』『孟子』『管子』『杜氏通典』『正續文獻通考』『大學衍義』『同補』『史記』漢書の『平準書』『食貨志』『群書治要』『蘇長公論策』『經世文編』等であるが、朱子學派を罵倒した徂徠自ら、東夷の物茂卿といつて、支那に對して自己を卑下し、その著『政談』や『太平策』の所論は概ね『杜氏通典』に『管晏說』を參酌したものに過ぎないといはれてゐる。又山陽の『新策』そのの改定たる『通議』蒲生君平の『今書』等は何れも賈誼の新書や東坡の論策に據り、最も獨創的、經驗的と見られる蕃山すらその『賤貨貴穀論』や『米遺』經濟論は

顧炎武の日知錄の米絹代用論に基き、信淵の財貨融通論の主眼たる通移輕重、開闢決塞說（商業國營論）等は佐藤家三代の家學と稱してゐるが、伊尹の通移開闢法——伊尹管仲等によつて實行された大禹の經濟道の模倣であり、その他山鹿素行、蔭山元質、齋藤高壽、長久保赤水等の田制論（井田法論）や諸家の土地兼併反對論、重農論、財貨貴穀論、仁政論、節儉論等々、殆ど凡ては漢學思想の換骨脱胎されたものと看做されるのであります。

これに對して、わが國本來の國體思想を想起し、これを以て國民を覺醒する國學が、擡頭して參りました。既に徳川中期の初めである五代綱吉將軍の元祿の頃に、難波の僧契沖が、古語・古文の研究を始め、水戸光圀の爲に、『萬葉代匠記』を物しましたが、八代吉宗の頃には、京都伏見の祠官たる荷田春滿が國史・古歌を研究し、その門人賀茂眞淵これを繼ぎ、且つ漢學者の支那崇拜・自國卑下の風を排斥し、その門下本居宣長は『古事記傳』四十八卷を著はしてわが國體の尊嚴を説き、その門人平田篤胤は神道を説いて敬神愛國の念を喚起し、春滿以下の四人は國學の四大人と呼ばれ、その他『群書類從』を編纂した塙保己一、香川景樹、村田春海、加藤千蔭等多くの國學者が顯はれて、わが國の國體を明徴にしたのであります。

かくて上述の如く、一方に於いては經濟上、都市・貨幣經濟の發達と共に米遺ひの實物經濟は崩壊し行き、幕府・武家・農家は財政經濟上窮乏するともに、町人が擡頭して、士農工商の身分階級制度は顛倒し、やがて外國の軍事的・經濟的壓迫に對して遂に鎖國主義をも放棄し、富國強兵の爲に外國貿易を營まざるに至つて、徳川幕府の經濟・政治・外交・軍事上の原則は悉く破滅するに至つたのでありますが、これと併行して思想上に於いては、民間儒學であつた陽明學、古學の中から尊皇思想が擡頭し、又國文學・國史學は直接わが歴史の淵源に遡つて國體の本質を明徴にして明治維新を齎らし(二五二八年)、(二八六年)、他方蘭學・英學等は外國の自然科学に基く、軍事經濟の強點長所を教へて、翻然として積極的に思想上に於いても文明開化へ我が國を導いたのであります。

わが國體・政體の本質が家族國家に在ることは、慶應三年十月十四日、薩・長藩に賜つた討幕の密勅の御文言に依つて再び明らかにせられました。又幕府政治が僭權であつたことは、同日徳川慶喜が奉つた大政「奉還」の文言によつて、幕府自ら之を明らかにし、又明治二年の版籍「奉還」は諸國大名が、私地私民の誤りであることを親ら告白したものであり、我が國體

思想が如何に根強く、連綿として太古から國民意識の底に根ざし流れてゐたかが判るのであります。この思想は明治四年の廢藩置縣による、天皇中心の中央集權制度の確立、明治二年の四民平等令並びに明治六年の國民皆兵令によつて制度化せられ、ここに我が國の歴史から貴族政治・莊園制度・武家政治・封建制度の如きは原則として消滅し、炳乎として家族國家・八紘一宇の精神が再確立せられたのであります。

その後英米佛流の個人自由主義・民主主義に據る政黨政治思想やソ聯流の共產思想が、個人闘争や階級闘争を導入せんとしましたが、昭和維新は再び我が國民を國體の本道へ連れ戻し、未曾有の外戦に際して、わが國民の臣道實踐・大政翼贊・兄弟的隣組的團結と職域奉公を、激勵してゐるのであります。

熊澤蕃山の政治・經濟・思想論策

一

先づ熊澤蕃山の傳記を述べるに當つて、その姓名を説明しなければなりません。熊澤といふ姓は蕃山の生家の姓ではなくて、養家の姓であります。蕃山の本姓は野尻氏であり、尾張の武士野尻藤兵衛一利の子であります。一利は加藤左馬助高時の家來であり、後、鍋島侯に従軍して島原の亂(寛永一四・五年即ち二二九七・八年)の平定に出陣して戦傷し、後岡山で死した(延寶八年即ち二三四〇年)勇士でありました。

蕃山を養子にしたのは、母方の祖父熊澤半右衛門守久といふ人で、この人も尾張の武士で、波瀾に富んだ經歷の人でありました。

「蕃山」といふのは今では雅號のやうに思はれてゐますが、實は號ではなくて、彼が備前岡山

の藩主池田信太郎光信(芳烈公)に仕へて拜領した采地(備前和氣郡寺口村)の地名でありました。蕃山の蕃といふ字は、草木が「しげる」・「繁茂する」といふ意味で、『新古今集』にある源重之の和歌から採つたといふことです—その歌は

つくば山 葉山 蕃山 しげけれど

思ひ入るには さはらざりけり

といふのでありますが、この「蕃山」を採つたのであり、そしてこの歌が彼の奉ずる陽明學の治心の意と、彼自身の遁世の志とに、通ずるものがあつたので、彼の氣に入つたものと思はれます。蕃山自身が用ひた號は、「息遊軒」でありました。因に彼の名は「伯繼」、字は「了介」、幼名は「次郎八」、後の名は「助右衛門」でありました。

蕃山が生れた年は、元和五(三二七九)年で、そのころ父一利は京都に寓居してゐたので、京都の六條が生地であります。元和五年といへば豊・徳天下分け目の大戦であつた、關ヶ原役の年即ち慶長五(三六〇〇)年より十九年後、徳川家康が征夷大將軍となつて江戸幕府を開いた慶長八年(三二二六)より十六年後、大阪冬の陣で豊臣氏が滅亡した慶長十九年(三二二七)から五年後であり、

世は二代將軍秀忠の時代で、社會狀態はやうやく安定期に入らんとしてゐた時でありました。尤もその後また島原の亂や由井正雪の亂などが起りますが、これは幕府を崩壊するほどの力を持ちませんでした。

しかしながらその元和五年に、蕃山の奉ずる陽明學とは反對の立場に在つた、朱子學の泰斗藤原惺窩が歿した年であることを思へば、徳川幕府の封建制度に含まれてゐる矛盾がなんごなく、破綻の芽を吹き出したかの如く感ぜしむるものがあります。即ち朱子學は徳川幕府の官學であり、惺窩はこの學を以て家康に種々の獻言を爲し、彼の門人林羅山は家康、秀忠、家光三代の侍講となり、湯島に聖堂を建てて、時の支配階級たる幕臣に朱子學を講じたが、この朱子學が官學となつたのであります。

朱子學は宋學ともいはれ、宋が北狄たる元に侵略せられてゐた時代に(宋の滅亡は皇紀一九三九年、西曆一二七九年)宋家が支那の正統王朝であるといふ大義明分論を唱へ、國民は宋家に忠勤を勵むべきことを教へたものであり、徳川幕府がこれを官學に採用したのも、やはり國民殊に武士をして、幕府に忠ならんことを教へんとしたものであります。

これに對して蕃山の奉じた陽明學も、やはり北狄たる蒙古族や滿洲族即ち後の清に侵略された、明の時代(明の滅亡、皇紀二三〇四年、西曆一六四四年)の學問で、明の大義名文論を唱へたものであり、之は我が國の徳川時代に於いては、近江聖人たる中江藤樹によつて弘布せられ、蕃山はその一の弟子でありましたが、官學派たる朱子學派からは異端として壓迫を受けながらも、民學となつて發展して行く中に、その名分論に一大轉換を生じ、我が國に於いて忠義奉公を擡ぐべきは、幕府に非ずして朝廷なり、我が國の思想は王道主義にあらずして皇道主義なり、といふ日本歴史本來の尊皇論を生み、又林子平、佐藤一齋、梁川星巖、大鹽平八郎、吉田松陰、高杉晉作、坂本龍馬、橋本左内、横井小楠、渡邊華山、雲井龍雄、西郷隆盛のやうな實踐的勤皇家を生み、かかる陽明學と國學、神道學が相寄つて明治維新の思想的推進力となつたのであります。従つて我が國に於ける朱子學の創唱者たり、儒學の中興の祖たる藤原惺窩が歿した年に、陽明學の泰斗たる熊澤蕃山が生れたことは、我が國の政權を僭稱する徳川幕府の矛盾が抉摘せられ、佐幕思想がやがて勤皇思想に代るべきことを豫示した年とも見ることができませう。(宜なるかな、惺窩の門人、朱子學の頭梁林羅山は、蕃山を罵つて「妖術を以つて瞽盲を誣ゆ、聞く者迷つて悟

らず、大抵耶蘇の變法なり」(『楓軒偶記』)と、いひました。しかしこのことは後世になつてからいへることで、蕃山の時代にはまだ尊皇を唱へるものは無く、蕃山自身も、皇室と神道は尊崇したけれども、尊皇論を唱へたとは稱し難いのであります。このことはいづれ本論で再説することにして、彼の傳記を續けて参りませう。

蕃山は所謂神童の範疇に屬すべきか、幼にして俊敏、僅かに十六歳(寛永十一年即二二九四年)で備前藩主池田芳烈公に見出されて、召抱へられたのであります。しかし彼は君に仕へ民を治めるには學が無くてはならぬと深く感ずるところがあり、(寛永十一年)二十歳の時仕を致し、父母を弟に託し、我が身は近江國桐原に移り住んで、文武の道を勵んでゐました。しかるにその頃(寛永十七歳)中江藤樹は、琵琶湖の西、高島郡小川村(大溝分部侯領)に學を講じ、時人の尊崇を受けて近江聖人と仰がれてゐたので、蕃山二十三歳の八月、門に入らんことを乞ひましたが、許されず、その年十一月再び門を叩いたところ、やうやく面會を許されたが、「親るます間は子遠く遊ばず、父母の膝下に在つて孝養を盡くすことが、學問の根本である」と訓されたので、家に歸つて父母にその旨を告げると、父母はその子の志を察して一家を擧げて江州に移り住み、

蕃山はその翌年二十四歳にして藤樹に就き、陽明學を學んだのであります。

茲に於いて蕃山の學殖識見は大いに深まりましたところ、正保二年(二三〇五年)二十七歳の時再び召されて、備前の池田侯に仕官し、大いに主君の信任を得、やがて番頭として藩政に参じ、采地三千石を賜はりました。この采地が上述の備前和氣郡寺口村であり、この地を蕃山と呼んだのであります。この村は備前、美作、播磨の接壤地であつて、要害の地なるが故に、偉才蕃山に賜つたのであります。彼はこの地の防備を嚴重にし、日夜國境を巡視して、席の煖まることがありませんでした。又彼は和氣郡に臣下の武士數十名を土着せしめて、武備を固めると共に、田地を開墾し、水利灌漑を良くして、大いに農事改善に努めました。之は士人士着・兵農合致といふ彼の思想を小仕掛に實現したものであります。蕃山は觀念的の腐儒ではなくて、仲々の實踐家でありました。承應三(二三三四年)年に備中に大洪水があり、翌、明暦元(二三三五年)年に飢饉が起つて、九萬人の人が餓死せんとした時に、蕃山は主君に説いて、倉廩を開いて大いに窮民を救ふ等の善政を施しました。太宰春臺は「夫烈公者。不世出之英主。得熊澤子。而任以國政。明良之遇。實千載之一時也」と申しました。

又蕃山は投書箱を設けて、民が私にはんと欲する政治の批評や要求をいはしめました。思想政策としては佛教耶蘇教の取締を嚴重にし、之に對して儒教及び神道を勧めました。この思想問題は後の本論で再説することにしますが、宗教の取締は非常に嚴重を極め、佛寺を毀ち、淫祠を滅し、惡を斥け、邪を正すに力を用ひたので、仁政行はれて、大いに治績が擧がりましたが、蕃山はひそかに小人の怨を買つてゐることを察して、歸臥の志を起こしてゐました。時なるかな飢饉の翌年即ち明曆二年、蕃山は主君に従つて和氣郡木谷に狩に出かけましたが、落馬して右手足に負傷したので、武士の勤めも之迄と決心して致仕を乞ひました。始めは容易に許されなかつたのですが、再三辭職を願出たので、やうやく許され、明曆三年三十九歳で隱退、始め蕃山村に居たが、萬治元年江戸へ更に寛文元(二二二)年(二二二)年京都に居を移し、今度は國學を習ひ、雅樂を學びました。(明曆三(二二二)年(二二二)には江戸に大火があり、幕府財政がやうやく左前になり始めた年であり、又朱子學の新井白石が生れた年でありました)。

或日微服して笛を吹いてゐますと、安倍飛彈といふ人がこれを聴いて、「これは常人にあらず、その心情の正しいのが、音聲に表はれてゐる」と感嘆しました。蕃山は多藝でありました

が殊に音樂に堪能であつて、琵琶を小倉大納言實起卿に、箏を藪大納言納孝卿に學び、特に笛を良くしたことは、前述の如く安倍飛彈に、その人格とともに褒められたことによつて判りませう。蕃山の人格識見を褒めた學者は數多くあり、荻生徂徠の如き傍若無人の學者でも、「伊藤仁齋道德。熊澤了介英才。與余之學術合而爲一。則可謂聖人矣」といひました。又永富獨嘯菴は「偃武以來。豪傑之士四人。山鹿素行。熊澤了介。伊藤仁齋。物徂徠」と列擧しました。かくて蕃山が京都に寓居してゐる間に、公卿大夫が門を叩いて教を乞ひ、交を結ぶもの數知れずといふ有様でありました。殊に京都の深草に居た元政といふ日蓮宗の僧とは親交がありました。蕃山は佛教を嫌ひ、僧侶を彈壓しましたが、それは公の立場に於いて墮落僧を罰したのであつて元政の如き道心の堅固な「眞の佛者」は大いにこれを尊敬したのであり、元政も亦蕃山の徳を稱しました。

かくの如く蕃山は名聲噴々として、京師第一の人物となりますと、又多くの敵ができ、中には諸司代牧野佐渡守親成に告げて「蕃山はその器量世に並ぶものなく、天下の列侯彼を慕ふこと久しかつたが、今、彼が浪人として堂上に出入するや、天朝の公卿これを慕うて送迎絶ゆるこ

とがない。事ここに至らば恐らくは事が起るであらう」と云ひました。由井正雪、丸橋忠彌等の浪人が亂を擧げんとしたのは、三代將軍家光の慶安四(一二三)年で、その數年前の事であり、蕃山また正雪と相會したことがあり、又山鹿素行が赤穂に閉せられたのは、四代將軍家綱の寛文六(二二六)年で、丁度その頃のことであり、幕府は浪人や公卿と交つたり、門人の多く出入するやうな人物を警戒してをつた最中でありました。そこで蕃山も素行が閉せられた翌寛文七(二二七)年四十九歳で華やかな京洛の生活を棄てて、大和の吉野山中に隠れました。その時の心境を一首の和歌に託して語りました――

よしやよし 吉野の山の 山守と

なりてこそ知れ 花の心を

と。彼は和歌にも詩文にも仲々巧みでありました。

蕃山はその後、山城國鹿背山に移り、交を絶つて、學徳を修めてをりましたが、寛文九(二二九)年播州明石の藩主松平日向守信之侯に御預けの身となり、大(泰)山寺の側に住んでをりました。ここに於いても蕃山の公明正大なる人格が認められ、佛敎の彈壓者であつたにも拘らず、

大山寺の僧徒に信服され、蕃山の子供は殺生禁斷の寺邊境内で狩りをしても叱られない、といふ有様でありました。

松平日向守にも篤く尊信せられ、延寶七(三三九)年日向守が大和國郡山に移封せられると、これに隨いて行つて矢田山に住ひ、更に貞享二(四二五)年日向守が下總の古河に轉封されると、蕃山も五代將軍綱吉の命によつて同四年八月古河に移りました。日向守は益々蕃山を崇信すること篤く、これを賓客扱ひにしてゐたのでありますが、その年の冬、蕃山は將軍に封事を與へて、政治改革を直諫したので、將軍の忌諱に觸れて、四年間の久しきに亙つて古河城の龍崎頼政の邸に幽閉せられました。

しかしながら蕃山は泰然として憂色を面に表はさず、人が時世の事を問ふと、笙を吹いて之に答へたといふ事です。時には南の方から北へ飛ぶ歸雁を見て

老の身の 見んことかたき 故里に

春待ち得てや 歸るかりがね

などと詠んで、思ひを遣つたりしました。

五代綱吉將軍の元祿四(三六九二)年八月十七日、病によつて、しかし七十三歳の高齡を以て歿しますと、日向守は親戚門人を招き、儒禮を以て恭々しく、古河の大堤村鮭延寺に葬りました。その後池田丹波守政倫は、廟宇を設け、神官をして奉仕せしめ、春秋の祭祀、今に至つてなほ絶えずといふことであります。

蕃山の經濟論策で最も重要なものは、米穀の最高・最低價格を制定し、これによつて賣放買上をやつて、米價の變動を安定せよ、といふ物の側からする米價統制論策であります。彼の死後四年、即ち元祿八年に、幕府財政の困窮を救はんが爲に、幕府は勘定奉行荻原重秀の議を入れて、貨幣の改鑄を行ひ、米價・物價を暴騰せしめ、その次の代から白石が貨幣を改善して物價を安定せしめるといふ風に、貨幣の側から物價經濟を統制することに變つて行つたのであります。

最後に蕃山の著書を列記しますが、餘程の博學者でありましたから、その著書も多種多様に亙つてをります。

まづ漢學者としては、陽明學の立場から漢書の註釋を多數書いてをります。即ち『大學』中

庸』『論語』『孟子』『孝經』『孝經外傳或問』『易經小解』『易經解釋』等が是であり、『大學或問』『集義和書』十六卷、『集議外書』十六卷の三書は、これらの根本思想を、當時の日本の政治・經濟・思想界に適應せしめて、立てた論策であり、經濟問題も主としてこの三著に包まれてゐるのであります。次に我が國の神道や佛教やその他我が國の文學、風習等に關するものとしては、『神道大義』『三神訓解』『宇佐問答』『二十四孝評』『三輪物語』『夜會記』『葬祭辨論』『源氏外傳』『紫女物語』『はなむけ草』『女子訓或問』『何物語』『文集和歌集』等がります。又蕃山に關する傳記評論は、井上通泰、奥田義人、塚越芳太郎、日東學人(『徳川三百年史』中卷)、本田無外(『偉人研究』十七篇)、菅政友全集』中、清水信(『吉備群書集成』第四輯)、岡山縣山林會『山林家としての蕃山』等の著書があり、書簡集は井上通泰氏によつて、全集は六冊本として最近神田文川堂から刊行されました。

二

蕃山の時代は上述の傳記で明らかな如く、徳川二代將軍秀忠から五代綱吉の元祿時代の初

期にかけての時代でありますから、幕府の財政も比較的裕かであつたし、金銀銅の産出も豊富であつたのでありますが、既に參勤交代制や武士の都市生活によつて、商業・貨幣經濟が勃興し、商人階級の擡頭と活動が盛んになり、武士と農民とが、そろそろ經濟難に陥り始めた時代であります。

殊に米價の變動が激しく、而して蕃山の時代には米價が下落した時代でありましたから、彼の關心は如何にして米價を安定せしめるかといふ點に集中されました。以下この點を中心として『大學或問』に現はれた、蕃山の政治・經濟論策を見て參りませう。「或問」といふのは、「或人問ふ」とか「友人某問ふ」とかいふ形式で設問を掲げ、蕃山がこれに對して答辯するといふ體裁即ち問答體で説論を進めたものを云ふのです。

即ち『大學或問』の第四節に先づ當時の窮境を描いて、「近世には無告の者が多い。無告とは、誰をたのみ、何方へよらむ便なく、何をして父母妻子ともに一生をおくるべきやうなきものである。そしてその無告の至極の者は浪人であつて、彼等が度々の飢饉に餓死せるものは數を知らぬほど多い。豐年で米が下直ならば浪人の生活は樂になりさうであるが、さうは行かないで

豐年ならば豐年で益々困窮する」といつてをります。然らばその原因はどこにあるかといへば蕃山によれば、貨幣經濟が經濟生活の本流となつて來たからである。即ち「今は金銀錢の通用なる故、米を賣らでは公役も何も調らず、この故に大阪江戸の津にては、賣米のみちみちて買ふ者少なければ、下直に成りて武士も民(農民)もますます困窮するのである。即ち武士が都市生活をしなければならず、都市生活では公私の用務を凡て貨幣で辨しなければならぬので、どうしても多く米を賣らねばならぬ。而して米を賣るにしても、新米が收穫され、年貢がとれた時に一時に賣急ぐから、供給過多となり、結局商人に買ひ叩かれて米價が下落するのである、といふのです。蕃山の時代には慶長金銀の良貨の時代で、その數量も多くはなかつたのですが、貨幣不足の側から米價下落を説明してをりません。而して米價下落して武士階級が困窮すると、一切諸他の階級も困るといひます。即ち「士民つまりたればあきないなし、工商も亦困窮す、浪人は米下直にてよきやうなれども、大身小身詰りたれば、合力も成がたく抱へらるる事も稀」で、従つて浪人は賣急や豐作で米價下落しても困窮するのである。否その上に「國主郡主不勝手にて、家中を扶持はなし、其上に家中の物成少くなれば、又家中の家來をも扶持はなし

す」し、その外種々の原因でますます浪人の数が殖え、従つて就職の機會はますます少くなり、困窮餓死するものが増すのである。當時なほ關ヶ原役以來の浪人がゐる上に、なほ浪人が殖えて、餓死者まで出るやうでは危険であることは間もなく正雪の亂があつたことが之を證明しました。かく蕃山は米を貨幣に對して賣り出さねばならぬから、米價下落して凡ての階級が困り浪人が殖えるのであると貨幣經濟を一應呪ふのです。

蕃山は此の米價下落の程度を種々の實例を擧げて示してゐます。例へば先年は米一荷で江州の鯛二荷を買へたが、今は米二荷で鯛一荷しか買へない——即ち鯛に比較すると米の價格は四分の一に下落したと。

又蕃山は米價下落と借金經濟と租稅誅求との關係の實例を示してゐます。まづ「諸大名諸家中は身上不相應の借金にてすべきやうがなければ」、「つよきと思ひながらも、民に取事年々多し、この故に民間の借物分に過ぎて多し、すべて今の世の中は貴賤共に借金のおひ倒れといふもの」である。此の徳川初期に於いて武士も農民も小商工業者も借金經濟(Borgwirtschaft)に陥つて了つたのである。かくの如く「武士百姓つまりたれば工商も困窮す、是天下の困窮」で

ある。かかる天下の困窮は「公儀(即ち幕府)の御藏の金銀米穀を不_レ残出してすくひ給ふとも、百分が一にも及ばない、いかんとなれば今借銀高は天下の有銀の百倍にも過ぎてゐるからである。しかも米價が下落してゐるから借金の返済はいよいよ困難である。即ち借金する時は米一石の價格は銀七八十目であつたが、今は米一石銀三四十目に下落してゐるので、倍の米を賣らねばならぬ、其上利息をかけるに倍以上になる。しかるに豊年でも米は倍も收穫できないから、借金の返済は困難なのである。即ち米價下落は賃借關係を混亂に陥れるのである。」といつてをります。

しからばかくの如き天下の困窮を救済する方法は無いかといふに、「政を以てすくひ給はば、亦易かるべし」と、蕃山はいとも容易に救済法のあることを斷言するのであります。しかも「いにしへにもきかず、後世にも有るべからず、今にあたりて甚だやすき大道あり」といふのであります。

しからばその「政」とか「大道」とかはなにかといふと、蕃山によればそれは國君(將軍・諸侯等)が「大富有」になり、且つ經濟・財政の(統制)權を大商人より取上げて米價統制を

實行し、其上に實物經濟即ち米遣ひの經濟に戻して、自ら天下の救済に當ることでありませう。所謂、啓蒙的君主の統制經濟政策に俟つといふのであります。

ここに「大富有」とは蕃山によれば「小富有」とは正反對のものである。小富有は利己的獨占的の富であるから、「己を利すれば人を損じ、己よるこべば人うらむ」底のものであり、「國君富有なれば國中うらみ、大君富有なれば天下恨む」のであります。しかるに「大富有」・「大道の富有」は公益的、利他的、仁政的のものであるから、「國君富有なれば一國悦び、天長地久にして子孫福祿を受け、令名後世に傳へて、身安く心樂みある」底の富有である、要するに天下國家の爲の公益優先的富有である、と、蕃山はいふのであります。

しかるに近年ほど租税の高い（高免）時に、何處から取つて大富有になることが出来るかといふに、蕃山は「天下の高免をゆるし、諸國の武士富足るやうにして、公儀の御藏並に諸侯の藏共に、米みちみちて、置所なきやうにすべき政あり」と、これ又すこぶる容易に斷言し、その方法は「すたり米」（損耗米）を幕府なり藩主などが取上げて、一種の米穀政策を行ふことであるといふのであります。

蕃山によれば當時かかる「すたり米」が八種類ありました。第一は治水の方法が悪く一例へば川堤の普請の仕様が其地理を得ないで、洪水によつて生ずる「すたり米」が六十餘州で百萬石もある、又池があつても灌漑方法を講ぜず、講しても無効で、今度は旱魃の爲にすたる米も多い。第二に江戸へ來る大廻船や、大阪へ九州四國西國より來る廻船が難破してすたる米も數知れない。第三には昔は粟（もみ）で年貢を收めたが、今は米（脱穀米）納となつたので、藏の中で虫に喰はれてすたる米、第四は酒屋が昔に百倍して酒にする米、第五は田地で米を作らないで煙草を作る爲に減少する米、第六には綿を作る爲に減する米、第七には民力が弱い爲に減する米、第八には昔に百倍して南蠻菓子を作る爲に減する食米」等が是であります。然るに今迄かういふ風にすたり米が多く、従つて米の供給が少ないから、ちよつと考へると米價が比較的高價に維持されて、幕府諸侯は財政支出が出來、武家は米を賣つて公儀をつとめ、人民は貨幣で上納する租税負擔が可能になると考へられてゐるが、蕃山によればこの考へは誤りであつて、「すたる米をすてすして、しかも米は下直ならず（米價は下落せず）、貴賤とも悦ぶべき政策を講じなければならぬといふのであります。それではかくの如く米の産出を増加しながら、しかも米價を

下落させぬといふ矛盾は如何なる政策によつて解決するかといふに、蕃山は數段の方法を述べてゐます。

先づ第一に「すたり米」を幕府や藩主が、すたらせずして取上げたら、これを賣り出さないで、幕府や藩主の藏に、粃の儘貯藏して、凶作の時や北狄の侵入に備へるといふのです。この備荒貯蓄や戰時對策の考へは當然の事でありますが、同時に一舉に米を賣急がないから、米價を維持し得るといふ經濟的の考へも入つてゐるのであります。ただ當時、大量の米を保存し得る倉庫を建設することが、可能であつたかは疑問でありまして、蕃山の奉仕した岡山藩ではやつたかも知れませんが、全國的には行はなかつたやうであります。ただ蕃山が澤山の倉庫を全國的に方々に建設して米を粃の儘保存して、備荒對策及び戰時對策に用ひよといふ考へは、わが國の現下に於いて是非とも實行しなければならぬことであります。

第二に蕃山は時勢を「米遣ひの經濟」に戻して、米その儘を貨幣として、交換の媒介物として用ひよと説いてゐます。即ち「米の値段を錢のごとく定めて、京大阪江戸諸國共に諸色を米にて賣買し、吳服所をはじめ、米にて渡さば其下の職人にも米にて渡し、諸物米にてかふべし、

東國衆の京の買物西國衆と米爲替にもなるべし」といふのであります。

しかしこの第二の米穀貨幣論は到底實行することは出来ません。尤も武士が舊に歸つて土着し、郷士のやうな素朴な生活をするならいざ知らず——それでは又鎌倉時代の如く地方豪族になつて中央集權が行へませんから、結局城下町生活をさせねばならぬ限り、米穀を貨幣に用ふることは不便で到底實行できません。

周知の如く物々交換は相手方がこちらの提供する米なり布なりの品質・分量を、丁度其時に需給してくれ、しかも運輸保存が容易でなければなりません。到底こんなうまく投合するものではありません。そこで品質が變らず、しかも其品質の種類が多く、又如何でも分割・集積ができ、保存・運搬が容易で、しかもいつでも處分し得る、貨幣なるものが、交換の媒介といふ職能のみを果たす爲に生れて來たのであります。従つて人々が都市生活を營み、その慾望が複雑多岐となり、交換賣買が頻繁に行はれるに従つて、貨幣が必然的に發生せざるを得ないのであり、都市生活に於いて米を貨幣代用に用ふるといふことは、少量を或一時に用ふる場合以外には、到底不可能であります。蕃山もこれを承知してゐたと見えて、米遣ひ主義を緩和し

て、貨幣も其まつかはるべし、金銀錢さら「ひなく取遣りする時は、いづれも用に立つなり」といつて、蕃山自ら第二策は半分引つこめてゐるのです。

しかるに蕃山の第三の方策である米價政策は傾聴に値ひするものがあります。それは前にもちよつと申しましたが、米の最高最低價格を定め、米價下落する時、政府は最低價格で買上げ、米價騰貴する時は最高價格で賣り出して、米價を調節せよといふのであります。尤もこれは蕃山が米價統制政策其者として主張したといふよりも、米穀と貨幣とを交換要具に併用せよといふ限り、その兩者の交換比率即ち相場を建てる必要となつたので、その相場の安定の爲に主張したのであります。結局米價對策となるのであります。

しかればその米價對策は如何といふに『大學或問』第二十一節によれば、當分當時の平均相場である一石銀五十目を最低價格とし、最高價格は六十目に公定し、もし米價が「六十一錢目に上りなば、五十九錢目に買下げ」——米を六十錢目で賣り放し、供給過多で五十九錢目に下落したならこれを止めること——、又「四十九錢目に下りなば五十一錢目に買上げその間十錢目は米屋の利倍たるべし」といつてゐるのであります。蕃山の時代は米價下落で武士・農民が困つ

てゐたので、米價を釣上げるのが、當面の目的でありましたが、しかし「六十錢目以上になると高すぎて飢ゑる者が出る」故に不可とし、結局五・六十錢の間に安定せしめようといふのであります。

蕃山に關する評論家で、この米價對策を一笑に附する人々がありますが、私は當時に於いてかかる對策を考へた明を稱する者であります。蓋しこの最高最低米價統制政策は、我が國が現在實行しつつある方策であります。唯だ統計の不備な當時にあつて、到底現在の率勢米價のやうな精緻な適正價格を算出することはできなかつたに相違ありません。蕃山が標準にとつた五十錢目の最低價格は當時の平均價格で而も當分の中であつて、情勢の變化と共に、變更すべしといつてゐますが、果して五十錢目が適當であつたか、又情勢の變化につれて敏活に變更し得たかは疑問であります。

又、政府（幕府と藩主）が數千萬石の米價を一率に決定する爲には、餘程豊富な統制資金を持たねばなりません。到底そんな財政餘裕がなかつたことは、間も無く貨幣貶價によつて、一般費用をすらすら辨じようとしたのを見ても判ることです。元祿時代は既に金銀銅の産出が減少

しつつあり、而も長崎貿易の爲に之等の金屬は流出しつつあり、而して紙幣政策を採り得るほど、幕府に對する經濟的信用が民間に無かつた際でありますから、到底蕃山のいふやうな米穀政策は實行することはできませんでした。

その他蕃山の經濟論策を知るには、植林治水論、士人土着論（農兵論）、贅澤禁止論、外國貿易制限論、轉失業者（僧侶・神官等の）對策論等、多くの細かい點を見なければなりません、ここには省略して他日を期することと致します。

三

蕃山は儒學に固有なる王道主義の政治思想をその儘うけついで、『大學或問』第一節に於いては、君主の資格、天職、天命論を第一に掲げてゐます。尤もここに君主といふのは、わが國の天皇のことを申上げてゐるのではなくて、支那の變轉極りなき君主やわが國の平氏・源氏・織・豊・徳川の如き將軍のことを指してゐるのです。人君の資格は「人民の父母たる仁心」が

り、その天職は「仁政を行ふ」にあり、かかる資格を備へたる人には君主たるべき天命が下るのであつて、それは丁度、君主が「諸役（人）を命じ給ふ」と同一であるといつてゐます。ここに蕃山も儒教の型の如くに、天命論の結論を引出してゐます。その結論は周知の如く禪讓放伐論であつて、君主が仁心の資格を失ひ、仁政の天職を忘れる時には、君主たるの天命が盡きる時であるから、必然的に君主の位を、堯が舜に、舜が禹に讓つた如くに、誰か仁心ある者に讓らねばならぬといふのです。而して現在の主君に仁心ありや否や、從つて天命ありや否やは、民衆の判斷に依るといふのでありますから、儒教は表面は強い啓蒙的專制君主主義でありながら、裏面には強いデモクラシーの革命論が含まれてゐるのです。蕃山の言葉を以ていへば「天命常なし、衆の心を得るときは天命を得、衆の心を失ふときは國を失ふといへり、衆の心は仁により不仁にはなる……天命は常に仁善に與す、是常なくして常ある所なり」といふのです。されば蕃山の思想は、一面は幕府にその天職を訓へて、之を安定せしめんとするものがあります、他面には徳川家にまことの仁心ある將軍なき時は、倒壞するのは天命であること

を暗示することになるのであります。而して後期の陽明學派の人々は實際にかかる結論を引出

したのであります。

次にこの仁心ある君主が仁政を行ふとはどういふことかといふに、蕃山によればそれは「其の人を得ること」、即ち「賢者を位に置き、本才ある人に國政をまらしめ、能者に諸役を命ずる」ことである。この賢者は徳川幕府の大老に當り、本才は老中に、能者は若年寄以下の諸役人を指したもので、蕃山は幕府の官吏組織が儒教の仁政組織に適合せることを指示して、人心を幕府に歸依せしめ、政治を安定せしめんとしたものと思はれるのであります。

しかしながら彼がこれと並んで、かかる官僚組織が世襲的になつて固陋に陥つてはならぬこと、従つて祿は一代限りにすべきこと、人材を野に求むべきこと、「言路を開いて天下の善言を來し、誹謗の言までを取る」ことを警告してゐる點は、身分制度、世襲制度を以て社會の秩序を安定・維持せんとした幕府の方針に反するものであつて、ここにも蕃山の幕府擁護論の中に維新論の萌芽が含まれてゐます。殊に大學或問の第三節には「禹拜昌言」といふ故事を引いて、下情に通ぜるものが、時處位に合せる立場より發するところの政治批評を聽くべきことを勧め、又自ら備前藩公に仕へた時は投書函を設けて、民衆の聲を聽いたし、上總古河に松平侯

に仕へてゐた時は、綱吉將軍に直諫狀（封事）を致して、四年間の幽閉に逢つたことは前に申上げました。

次に蕃山は臣民の天職を論じて、それは「君を助けて仁政を行はしむる」にありとし、更にこれを敷衍して、「或は君の心をたすけ、或は言を補ひ、行を補ひ、善を君に歸し過を己に歸し、身の權威を欲せず、盡く君の權威に歸す」といつてゐます。これは幕臣がいかに幕府に忠誠を盡くすべきかを説いたのであります。而して彼自身藩主に仕へて、餘りに誠意・正心・直情徑行したので、多くの俗吏から怨みを買つたのであります。

蕃山が儒學の王道思想に基いて、人君とか君主とか呼ぶのは、屢々申上げたやうに將軍のやうな封建的主君をいふのであつて、天皇の御事ではなく、天皇の御事に就いて、別に日本人としての歴史的傳統思想を以て、仰見奉つてゐるのであります。即ち『集義和書』といふ別の著書の第八卷に於いて日本が支那の周圍の國の中で最も優れたる國だといひ、これ天照皇大神と神武天皇の御徳によるといふ、而して「王者は天神の御子孫であつて、地生でおはしませず、ここに日本において廣大の功德おはしますゆゑ、天下の權勢をばさり給ひてやわらかにして上

におはしませば、いつまでも日本の主にておはします道理にて侍り」といひ、「武家もたごひ、天威のゆるし有とも、みづから王と成てはむつかしき事也、臣として攝政などの心にて天下を知給ふは心易い」ことではあるが、「何たる無分別の人有て王とは成給ふべからん」といつて日本に於ける君臣の道を明らかにしてゐるのであります。これは徳川時代の一般の儒學者に就いて云へることであつて、禪讓放伐を強く主張した孟子の書物が日本に入つて、國民を誤ることを嫌つたのであります。支那の書物にも、「倭奴重儒書、中國經書皆以重價購之、獨無孟子、云有携其書往者。舟輒覆溺、此亦一奇事也」といつてをります。

又蕃山も、天皇おはしませしめ始めてわが國に秩序と太平のあることを申してをります。即ち「公家なくして幾度もかわりなば、一三百年の内には天竺南蠻にかわらぬあらるびすと成侍」つたであらうが、「禁中おはしますゆへに、天下治て後にはかならず將軍家參内をこげられ、諸大名皆あつまり給ひ、束帶衣冠の禮儀を見て初て人の則ある事を知、御遊の體管杖のゆたか成を聞て初て太平のおもひ」をなしたといふのであります。

又從來の諸將軍も、皇室を崇め奉つたので、始めて人心を收めることを得たと述べてをります。

す。將軍は「野人よりおこり給へども、天下を知ほどの人なるゆへ、心古禮をあふぎ古樂をしたひ禁中をあがめて君臣の義を天下に教へ」たので、「天下の人は是を見て、威も力もなき人を日本の主筋とし、かくのごとくあがめ奉り、主君となしてかしくまり給へるは、まことに道ある君なり、我等いかで國郡を給はりながら忠を存ぜざらむやと、むかし賊心ありし者も、たちまちひるがへして普代の思ひを」したのであり、「爰をもつて世の太平すみやかなり、禁中おはしまさではいかで此徳あらんや」と、いふてゐるのであります。

しかしながら、そんなら徳川幕府が大政を奉還してはどうかといふに、彼も時代の儒者と同じく、そこまで行かないのであります。「又此方より返し奉られても末續き申すまじきと申すことは、後醍醐の帝の時さへ、公家は日本の人情時變うとく成り給ひて、歸りたる天下を失ひ給へり。今は猶々うとくなり給へば、從ひ返し奉り給ふとも、やがて亂逆出來て本までも危かるべく候」(集義和書卷八)といつてゐるのであります。眞の尊王倒幕論は幕末を俟たねばならなかつたのであります。

今蕃山の細かい陽明學の諸説を述べることを省いて、以下キリスト教や佛教や神道に對する、

思想論策を二三觀察することに致します。蕃山によれば「吉利支丹は人心の惑と民の困窮によりて法を廣めるもの」であるから、もし「天下文明の教ありて、人心惑解け仁政行れて困窮止ば、弘めよといふ共あたはぬ」ものであらう、「其證據には唐土は聖賢の國にて、文明なれば、制禁はなけれども弘むる事あたはず」と蕃山はいつてゐます。しかしこれは誤謬でありまして、支那へごんごんとキリスト教の教會が建てられ、宣教師が入り込み、宣教師が殺害されたといつては、租界や領土を奪取し來たつたのであります。長髮賊の亂も義和團の亂もキリスト教を巡つて起つたのであり、その度に支那は白人に強奪されたのであります。

又蕃山の佛教觀を見るに、彼によれば、堂寺の多きと、出家の多きとを見れば、佛法出來てより已來、今の此方の様なるはない、佛法といふ純粹なものから見れば、破滅の時至れりといひ得る。「出家も今の僧は盜賊なり」と極言してゐます。眞實に佛法によつて出家したるものは萬人の中百人であらう。其次は片輪者か、士農工商で一人前の働きができないで是非なく出家したものが萬人の中千人もあらう。そのほかは皆渡世の爲に姦媒をなして、嬌欲肉食に飽きたる様は在家に勝つてゐる。同宿諸化江湖などといつて、大寺にゐる寄食者の多くは悪人盜賊で

あるといつてゐます。其上に吉利支丹が禁制になつて、人民が強制的に佛門に歸依せねばならぬこととなつてから、佛教は世俗的に大繁昌を來たしたが、その代り「不義無道の出家漫り、佛法の實は亡びた」のであると斷言してゐるのであります。

次に神道は再興すべきやといふ或問に答へて、蕃山は現在神道といはれてゐるものと、眞の神道といふべきものとを區別して答へてゐます。彼によれば「今世間に神道へといへるは、昔の社家の法」である、「神道にはあらで神職の人の心用ひの作法」であり、「それを潤色して、神書とし、神道」といつてゐるのである。これは『日本紀』を第一の據典としてゐるけれども、この書は「漸く陰陽大極の皮膚をいへるのみ」、「本邦の神書とすべき書は見えず」といつて、蕃山は記紀等の歴史的文書を日本神道の經典とは見ないのであります。「其外の祓などは、神代上下にも及ばず」といつて當時の神式の儀禮をも採らないのであります。

その代り「唯三種の神器のみ、此國の神書なり」といつて、神器に神道の極意を求めてゐるのであります。しかしながら蕃山がかくの如く神器を尊崇するものも、日本人としての歴史的傳統的感情からではなくて、どこまでも合理主義の儒學の影響を受けて、神器の尊ぶべきは、儒

教が最高の徳とする、心の「仁智勇」を象徴してゐるからだといふのです。即ち彼によれば勾玉が「温潤にして光明なる」は「仁徳」にかたざられてゐるのであり、鏡が「靈明にしてよく善惡をわかつ」のは「智の靈明」に象られてをり、劔の「剛にしてよく斷制する」のは、「勇の神武」に象られてゐるのであつて、「易の八卦六十四卦の象の如し」といひ、又「智仁勇は天下の達徳なり、此三種の象を註解して經傳とせば、これに過ぎたる神書はあらじ」といふのである。聖人も神も同一であるといふのであります。

三種の神器が、我が國の皇統の起源と連綿とを示すものであり、従つて我が國及び民族の歴史其者であり、その意味の合理性如何といふが如き論議を超越せる絶對である、といふ神道觀・國體觀・歴史觀は、後の國學者、春滿、眞淵、宣長、篤胤等を俟たねばならなかつたのであります。彼の尊皇論が倒幕論まで發展しなかつたと同様に、この點についても彼は過渡期の思想家でありました。しかしながら多くのものを後代の爲に準備したことは多としなければならぬのであります。

新井白石の貨幣論策と貿易論策

—

新井白石は明暦三(三三三)年二月十日、江戸柳原の内藤右近大夫といふ大名(陸奥岩城二萬石の領主)の邸内にあつた、土屋民部少輔利直といふ大名(上總久留里二萬千石)の假宅で生れました。土屋侯は恰もその年の一月十八、九日の江戸大火で屋敷を焼拂はれたので、その外孫に當る内藤侯邸に寄遇してゐたのであります。白石の父は土屋侯の家臣であつたので、主君に伴つてその妻即ち白石の母と共に、内藤侯邸に避難してゐたのです。土屋侯は此の大火に因んで、白石を「火の子」と呼んでゐましたが、白石長じてその眉間に現はれた恰も火の如き皺紋が、彼の烈々たる氣概を表示するかのやうであつた、と傳記に書かれてあります。彼は白石の號で最も良く知られてゐますが、名は君美、初名は璵、字は在中、號は白石の外に、紫

ますが、その頃起つた二つの縁談を一蹴したのは、白石の剛直を示すものと傳へられてをりま
す。一つは或資産家（京都の富豪角倉家）の一人娘への養子の口であり、もう一つは江戸の富
豪河村瑞軒の姪が、三千兩の持參金を以て嫁に貰つてくれとの話です。白石が池龍の警諭を以
て、後者を振切つた話は有名であります。昔、或池に棲んでゐた一匹の小蛇に、或人が小さい
痕を與へた。その後、大蛇が池の邊りに死んでゐたのを見ると、先に受けた小傷が一尺餘の大
痕になつてゐた。白石も今、氣に入らぬ娘を貰ふことは小蛇が小痕を受けるやうなもので、偉
くなつてから、それは大きな害になるであらうといふのです。以て白石が如何に剛直であると
共に、自負するところが高かつたかを知ることができませう。「大大夫生きて封侯を得ずん
ば、死して當さに閻羅王たるべし」と常に豪語してゐたさうであります。

かくて白石は老父を抱えてなほ貧窮艱難を續けましたが、二十三歳の時舊主家は收公せられ
たので、やうやく任意に仕官する自由を得、二十五歳天和二（二三四二）年古河侯堀田正俊に仕ふ
ることを得ましたが、その後間もなく父は八十二歳で歿しました。正俊は時の大老にして私曲
多く「延寶の弊政」をやつた、酒井雅樂頭忠清を斥けて、綱吉を擁立して五代將軍に立て、自

ら大老となつて「天和の治」を爲した名相でありましたが、可惜わづか二年後の貞享元（二三四四）
年に、反對派の若年寄稻葉正休の爲め江戸城で刺殺されたのであります。

この時また白石はその律義剛直な性格を表はしました。即ち堀田侯家は藩主も藩士も減封・
減祿せられ、藩士のうちには主家を棄てて去るものが多かつたのですが、白石は飢餓的薄給に
甘んじながら、よくその嗣主に仕へました。「我はじめ出仕へしより此かた、彼父子にしられし
身にもあらねども、凡そ主となり、従者となれるものの、かかる時に至て、はなれ去るべき事
にあらずとおもひし」といふのが、その時の白石の心境でありました。そして餘閑を得てひた
すら儒學研究に身を捧げました。

しかし天は白石の運命を決して過酷にばかり導きはしませんでした。即ち白石は主家の轉封
先である山形に赴き、「山形紀行」なる一文を物しましたが、これが友人の阿比留なる人に認め
られ、阿比留の紹介によつて、時の朱子學の大儒木下順庵に知られ、後、順庵の推舉によつて、
白石は六代將軍家宣及び七代家繼に仕へて、大いに經綸を行ふことができるやうになつたから
であります。

この邊で白石時代の政治社會情勢を少しく描いておく必要があると思ひます。

慶安四(二三三)年、三代將軍家光薨じ、其子家綱幼にして職を襲ぐこ、この時とばかり、關ヶ原役以來天下太平に、失業してゐた浪人たちが、由井正雪、丸橋忠彌等を首領として江戸・駿府に亂を擧げんとしましたが、未遂の中に鎮壓されて以來、世は再び太平に戻り、家綱の叔父會津侯保科正之、家光時代よりの遺臣たる酒井忠勝や松平信綱や阿部忠秋等の賢相が幼君を補佐して、所謂「寛文(二三三—二三三三年)の治」を出現せしめ、寛文三年には殉死禁止令を出し、同五年には江戸人質制度廢止を行ひ、所謂「寛文の二大美事」を行つたりしたのでありますが、家綱晩年に至つて正之等の忠臣皆死し、上述の大老酒井雅樂頭忠清が權を恣にして、「延寶の弊政」となり、紀綱やうやく紊亂しました。即ち上下共に賄賂政治が行はれ、有名な越後高田藩のお家騒動では、小栗美作が大老、大目付等に贈賄して、事態を自己に有利に導かんとしたり、前述の白石の主君土屋侯家にもお家騒動が起つて、正義派たる白石父子が逐はれるといふ有様でありました。—それより十九年前の白石の生れた明暦三年に遡つて一瞥すれば、この年の七月に幡隨院長兵衛が殺されたことは、旗本と町奴の衝突が漸く激化し、都市生活内に於ける諸矛

盾が既に進行しつつあつたことを示すものであります。

延寶八(二三八〇)年家綱薨するや前述の如く、堀田正俊は酒井大老の議を破つて、家綱の弟綱吉を立てて、五代將軍とし、酒井大老を斥けて自ら大老となり、賢明にして學を好む主君と共に、文教・政治を起こして大いに治績が擧つたのでありますが、正俊は反對派の若年寄稻葉正休の爲に暗殺され、その後、綱吉も政事に倦み、側用人柳澤吉保を寵用し、これに政務を委せ切りで、自己は奢侈遊興に耽り、又生母桂昌院と共に佛教に感溺して、護國寺や護持院等の大寺院を建立し、また自己に子無きを憂へ、護持院の僧隆光の言に惑はされて、「生類憐みの令」を出し、殊に己が戌年生れなので犬を保護し、自ら數萬頭の犬を愛養すると共に、猛犬野犬をも殺傷した人民を嚴罰に處したので、人民大いに「犬公方」を怨み、世を呪ふやうになつたのであります。

時は正に元和偃武から八十年を経て、世は太平を續け、文治政策と都市生活の複雑化の結果、奢侈遊惰に流れ、能樂・淨瑠璃・芝居は大いに流行し、衣服・調度も頗る華美に赴いて、所謂「元祿風」を生んだのであります。—元祿時代(二三八八—二七〇三年)の終り近き元祿十五(二二二六)年

に行はれた、赤穂義士の壯舉は、時代の頂門に一針を喰はしたものでありました。

かかる奢侈遊興の爲に、幕府の財政は困難に陥つたので、綱吉將軍は吉保の腹心たる、勘定奉行荻原重秀の言を容れて、元祿八年以後、金銀貨に雜金を加へて改鑄し、惡質の貨幣を増發することによつて財政を救はんとした結果、貨幣制度は混亂に陥り、物價は騰貴し、財政は再び困難となり、これを救はんが爲に又改鑄の舉に出るといふ惡性インフレーション、惡循環に陥つたのであります。

然しながら一方綱吉は頗る學問を好み、湯島聖堂、昌平坂學問所を興し、儒者に蓄髮を許してこれを優待しました。當時の儒者の中、闇齋、蕃山、素行、順庵、仁齋、益軒、綱齋等は白石の先輩であり、室鳩巢、細井廣澤等はその同輩であり、荻生徂徠、大宰春臺等はその後輩でありました。鳩巢は白石の推薦で幕府に仕官し、徂徠は白石に代つて八代將軍吉宗に仕へました。

さて白石は上述の如くはからずも木下順庵の知遇を得たが、この時も彼の剛直を示す逸話があります。即ち彼の一友人が「そこもと、當時御覺もよからぬ人の家」から出て、「しかも世に

用ひられぬ人」(順庵を指す、當時飛鳥を落とす儒家はいふまでもなく、代々大學頭を務める林家であつた)に就いて學問しては、たとへ學力が優れてゐても立身出世は不可能である。「あれその學ぶ所をあらためて、後榮をも期し給へかし」とその友人は白石に勧めたのであるが、白石は頑として應ぜず、後に林家と衝突し、晩年不遇に陥つたが、飽くまでも順庵の朱子學に固執したのであります。

しかし順庵も綱吉の儒官で相當の勢力を持つてゐたので、その推薦で綱吉の甥、當時甲府侯徳川綱豐の儒員に聘せられ(元祿六年白石三十七歳)、寶永六(二七〇九)年綱豐が第六代家宣將軍となるや、白石は幕府の儒官に任ぜられ、治世四年間にして正徳二(二七三三)年家宣薨するまで二十年間美しき主従の交りを続けました——白石が綱豐に仕官する前にも律氣友情の逸話があります。即ちその前年順庵は白石を加賀侯に推薦したのですが、友人の岡島石梁が加賀藩出身で熱心に希望してゐたので、白石は自身も浪々の身でありながら、順庵に乞うて、石梁の希望を果たしてやつたのであります。

さて白石が甲府侯に仕官してから、いよいよその學才、手腕を發揮する時が來ました。元祿

六年十二月十六日に任命せられ、祿四十人扶持を與へられ、二十六日にはもう大學を進講しましたが、やがて元祿十三年二月主命によつて『藩翰譜』の編纂に當ることになりました。之は幕府創業以來四代將軍家綱に至る八十年の間の、三百三十七大家の事跡を録したもので、初期の封建時代の側面的史料としては缺くべからざるものであります。

やがて甲府侯綱豊が、寶永元年に、五代將軍綱吉の後嗣に決定して、江戸城西丸入りをして家宣となりましたとき、白石は破格に登用せられて西丸御側衆支配となりましたが、その時は五代將軍のまだ存命だった時代、殊に晩年政治に倦んだ時代で、上述の如く側用人柳澤吉保を寵用し、寶永元年には彼を甲斐の藩主に封じたり、又その一味たる勘定奉行荻原重秀をも厚く用ひ豪奢遊樂に耽り、貨幣改悪政策に財政を紊亂せしめ、世を混亂に陥れてゐる時でありました。

そこで寶永六年いよいよ家宣が六代將軍となるや、白石は顧問に任ぜられ、武藏に采邑五百石を與へられ、中ノ口に部屋を授かり、從五位筑後守に任ぜられ、又朝鮮來聘使の接待に大功を立てたので、相模に於いて五百石を加増せられて、一千石の身上となりました。かくて側用人間部詮房と共に大政に參與し、剛直なる彼は屢々時弊匡救の封事を上呈して、寶永六年先づ

柳澤吉保を隠居せしめ、仲々頑強に動じなかつた荻原重秀をも度々彈劾して、つひに三年後の正徳二年に退職せしめました。そして自ら改貨議の如き意見書を數多上呈し、重秀に代つて貨幣改革に乗り出しました。いふまでもなくそれは貨幣改悪ではなくて、後に詳述する如く、改善でありました。又當時の長崎貿易に於いては、藥を除いては無用の品のみが輸入せられ、これに對して我が國の有用なる品物、殊に金銀銅が流出するのは不當であるとして、貿易額を制限すべき意見書を呈出して成功しました。

又、白石の剛直は林大學頭にも負けて居ず、家宣薨去後の家繼の喪服や改元等の儀式典禮に關して、屢々反對意見を上申して、勝ちました。白石は大學頭を酷評して、「かかる人をして、人を教へみちびくべき職にあらしめん事、もつともしかるべからず」といひ、如何にも彼の剛直正義感を表白すると共に、自己の意見が如何に重用されたるかを述べて、「我心に思ふ所は、申さずといふ事なく、上もまた我申す所御心を用ひられずといふ事もおはしませず」といつてをります。

又上述の朝鮮來聘使の待遇改正も白石の剛直が成功せしめたものであります。即ち當時は將

軍の代が替る毎に朝鮮から慶賀使が來朝したのでありますが、今までは使臣の格式が尊大で、しかも巨額の接待費を必要としたのでありますが、白石はこの格式を下げ、且つ費用も節約したのであります。かかる慣例を改革することは、祖法墨守の封建時代に於いては、容易なことではありませんが、白石の剛毅を以て始めてこれを良くすることができたのであります。

なほ白石は國內の邊疆事情や海外事情を取調べて、多くの文書を出してをります。海外事情に就いては、寶永六年に漂着したイタリヤ宣教師シドッチに聴いたり、正徳二年には長崎の和蘭商館長に聴いたり、又自ら天文、地理、外國事情の書を読んで、これを『采覽異言』や『西洋紀聞』等の書物を表はしました。

その他白石はいろいろ功を建てたのでありますが、二十年隨身の主君家宣は、將軍職に在職わづかに四年で薨じ、遺命により詮房と共に第七代幼將軍家繼を輔佐したのであります。が、新君も在職わづかに四年にして薨じ享保元(一七三六)年吉宗八代將軍となるや、致仕を願出たのでありますが、仲々許されない中に、だんだん周圍から白眼視されるやうになりました。けだし家宣、家繼時代の號令文章は多く白石の筆になつたのでありますから、俗吏俗物の嫉妬反

感を買つてゐた上に、吉宗將軍は、嘗て白石の反對派だつた柳澤時代に、重用された荻生徂徠が再び起用されるやうになり、やがて中ノ口部屋も屋敷も收容され、友人も一人去り二人去りして行つたので、つひに隠退し、爾來九年間、門を閉し、客を謝し、典籍を読む傍ら、數々の書を物して餘生を送りました。

白石が六十九歳の高齢で、歿した享保十(一七三五)年は、正に吉宗の全盛時代で、數々の善政もあつたが、又元祿時代に劣らぬ豪華華美の世であり、此頃貨幣は白石時代に倣つて改善せられたのでありますが、この「享保豪華時代」の後を受けて、又々改惡鑄せざるを得ざるに至り、爾後幕府倒潰まで、財政難・改惡鑄・物價騰貴・悪性インフレーションの悪循環を續けて行き、象山や秀帆の活躍した幕末には、外國貿易の加壓による大騰貴が起つたのであります。

因に白石の墓地は東京市淀橋區柏木の高徳寺にあります。

白石も博學者でありましたから、その著書も多方面に亘り、百數十冊に及んでをります。先づ『折たく柴の記』は、「おやにてありしもの前代の御惠をうけし事は、世の常ならざりし事をも、おもひしる事も、有なんには、忠と孝との、道にも違はざる事もありなまし」と、六十

の老齡に達してから、子孫の爲に筆とつた自叙傳と時代史とであります。これは白石の兩親が無口で、祖先の歴史がよく判らなかつたのに鑑み、深く遺憾に思つて書いたものであります。これでも判るやうに白石は餘程歴史的感覺の強かつた人であります。なほその書名は新古今和歌集の「おもひ出づる折たく柴の夕煙むせふもうれし忘れかたみに」から取つたものであります。されば上述の藩翰譜を始め、讀史餘論、古史通（神代史）經邦典例、五事略、本朝軍器考、列朝實錄、神書等の歴史書があり、讀史餘論は餘程深く、北畠親房の神皇正統記の影響を受けた書であります。

又、語學に堪能でありまして「東雅」は今でも言語學者の參考にする書であります。和蘭語にも興味を有し、寶永五年我が國に最終者として、潜入したイタリヤ宣教師ヨワン・シロウテ (Juan Baptista Sidotti) を、六代家宣の命により、同六年小石川の切利支丹屋敷で、吟味し、また外國書を読んで、西洋紀聞、采覽異言、西洋圖説、和蘭記事、阿蘭風土記、殊方通信錄、殊方事略、外國通信事略、朝鮮來聘事、聘事文案等々外國に關する書を物しました。三代家光の鎖國以來洋書の禁によつて外國事情を知ることが得ませんでした。白石の活躍に

よつて多少これが判るやうになり、八代吉宗は學問を愛好し、自ら和蘭の天文、曆學等を研究し、天主教に無關係の書籍は輸入を許し、青木昆陽を長崎へ派遣して蘭語を學ばせました。十代家治、十一代家齊の頃には、前野良澤、杉田玄伯、大槻玄澤等が出でて、蘭語、醫學、理學、博物學、兵學等の書を表はし、翕然として蘭學と自然科學が勃興しましたが、これらの先驅者は、白石であつたのです。

又我が國の邊境のことを書いた、蝦夷志、蝦夷事略、琉球事略等は、伊能忠敬、間宮林蔵、近藤重藏、佐久間象山、高嶋秀帆等の探檢家、國防論者に多大の刺戟を與へたものと思はれる。その他「畿内治河記」や「奥羽海運記」「奥羽米輸送路記」等は經濟地理や土木學に互るものであります。その他經學、詩文に關するものもより數多あります。

經濟に關するものも多數ありますが、以下改貨議、市舶議によつて、貨幣、貿易のみに關する白石の論策を取扱はふと思ひます。

白石全集六冊本は國書刊行會が明治三十八年—四十年に刊行したものであります。

白石の傳記、評論は、足立栗園、猪谷善一、波多野賢一、山路愛山、渡邊修二郎、上田萬年、

三上參次等の諸氏が書いてをられます。

二

白石の貨幣改革論策は、正徳三(一七二七)年に上呈した、八篇の『白石建議』の中の四以下に含まれてゐます。一、二、三は「正徳三年癸巳三月議」と呼ばれてゐますが、主として財政整理、衣服、食事、家來、召使、行列の備立等緊縮に關する建議で、いづれもこれらを合理化すべきことを説いてゐるのです。四、五、六、七の四篇は改貨に關する建議で、正徳三年六月に上呈されたもの、第八は改貨後議と稱して同年十一月に上呈されたものであります。

當時の貨幣事情に就いて、先づ第一に問題となるのは、從來どれほどの金銀が海外に流出したかでありますが、これを建議六に書かれてある『寶貨事略』によつて見ますと、慶長六(一六〇一)年に、徳川時代に入つて始めて、交趾の船が來舶通商してから、寶永五年に至る百七年間に流出せしものは概そ、金七百十九萬一千八百兩、銀百十二萬二千六百八十七貫目と推算してをり、その中正保五年から寶永五年の最近六十一年間の流出高は、金二百三十九萬七千六百五十兩、

銀三十七萬四千二百二十九貫目と推算してゐます。而してこの徳川開幕以來百年間に喪失した貴金屬の額は、支那の五胡、五代、遼、金、元の時に、乏しい中國の金銀がこれらの北狄諸國へ流出した額よりも多い、と白石は慨いてをります。今後毎年十五萬兩宛流出するものとすれば、十年にして百五十萬兩、百年で千五百萬兩に上り、怖るべき損害を國家に及ぼし、延いては徳川幕府も危殆に瀕すると、白石はいふのです。

白石によれば「神祖」(家康のこと)以來、徳川二、三代の間は、天地の加護により、金銀銅の産出は豊富でありましたが、いつまでも豊富に貴金屬が産出するといふことは、期待できるものではありません。現に五代綱吉の時代から産出が減少して來たのであります。ここに白石は面白い比喻を以て貴金屬の尊貴なる性質を説明してゐます。即ち金銀は天地の骨であり、その他の寶貨例へば穀物、布帛等は血肉皮毛であります。血肉皮毛は、これを損耗しても、再び殖えたり生えたりするものであります。骨は一たび脱落毀損すると永遠の損耗となり、これを挽回することが出來ないものであり、従つて貴金屬は他の財貨と斷然性質を異にする尊貴性を有するものですから、これを海外に流出させてはならないものである、と白石はいふのであ

ります。

ここで一見して判るやうに白石は、西洋の近世初期の重商主義者(Mercantilist)或は重金主義者(Bullionist)ではありません。これらの論者は積極的に輸出貿易を奨励し、逆に輸入貿易は汲々としてこれを制壓し、差引き自國の貿易尻を輸出超過にし、その出超に對する決済を金銀で受けとるならば、一時自國の金銀が海外に流出しても憂ふるに足りない、と考へたのが白石にはこの考へはありませんでした。又實際當時の長崎に於ける海外貿易を見ますと、オランダや支那の商人は、南洋や支那の商品を日本へ盛んに高價に輸入しましたが、日本から持つて行くものは、一般商品は少くて、金銀銅を主として搬出したのであります。白石によれば、その輸入品も藥物を除いては、衣服器具の如き無用の財貨でありましたから、貿易を極度に制限せよと彼はいふのであります。衣服器具の如きも重要ではありませんけれども、これは従來國産品で間に合はせて來たのだから、今更敢て外國品を輸入する必要が無いといふのであります。而して貿易のことは後に詳述しますが、幕府は白石の建議を取上げて、貿易を極度に制限したのであります。

以上のことを白石の原文で申しますと——「彼の國代々の人の論ぜし所は、凡そ金銀の天地の間に生ずる事これを人に譬ふれば骨の如し、其餘の寶貨は皆血肉皮毛の如くなり、血肉皮毛は傷ぶれきすつけども、又々生ずるもの也（米穀布帛を始めもろもの器物等皆しか也）骨の如きは一たび折れ損じて抜け出でぬれば二たび生ずると云ふことはなし、金銀は天地の骨也、これを採りし後には二たび生ずるの理なし、ここを以て上古より漢代に至る迄これを得し後、中國の金銀ふたたび生ずる理なしと云へり……我神祖の起り給ふに至りても天地も其功をたすけ給ひしと見へて、我國の金銀銅の出し事、我國のことはさてをきぬ、萬國の中にかかるためしを聞かず、しかりとは云へども我國土の骨一たび出でぬればふたたび生ずべからざる理也、此のち千萬年を経るとも神祖の御時のごとくに金銀銅の多く出る事あるべからず、しかるにそれより後百餘年が間外國に流れ入りし所の數、かの五胡五代遼金元の代々に乏しき中國の金銀を夷狄の地へとりゆきし數にくらぶれば猶萬々多かるべし、かくて此後も今迄の事のごとくに毎年拾四五萬兩をうしなひなば、十年にして百四五萬兩を亡ひ、百年にして千四五萬兩を亡ふべし、神祖より當代に及ばせ給ひて、すでに百年に及びぬれば、これよりのち又百年をす

ぐるといふも、四五世の御ほどには過ぐべからず、さらば聖子神孫十世二十世の御後には我國にて用ひ給ふべき金銀銅とぼしきこと、かの異朝の如くなるべし……すべて異國の物の中藥物は人の命すくふべき物なれば、一日もなくてはかなふべからず、これより外無用の衣服甕器の類の物に、我國開け始りしより此かた神祖の御代に始て多く出たりし國の寶をうしなはん事返す返すも惜むべきの事也」といふのであります。

今、貨幣事情に戻つて、當時の金屬に就いて見ますと——貨幣といつても徳川初期中期には、少數の藩札の外、幕府は紙幣を發行しなかつたので、紙幣は殆ど問題になりません、——我が國は遠くの昔から東北地方に金が産出され、これが萬葉歌人（大伴家持）にも詠まれ、又光堂にもなり、マルコ・ポーロに「東方の黄金國」と描かれてコロンブスのアメリカ發見の一因を爲したのでありますが、戰國時代には群雄が軍資金を得んが爲に、その領内の鑛山の發見・開發に努めたので、急に金銀の産額が増えました——秀吉が大阪城に飾つた金の馬や名古屋城の金の鯨を見てもそれが判ります。家康は覇權成るや、全國の鑛山を沒收し、大久保石見守を金山奉行に任命して開發に當らせ、慶長十一年には幕府は渡邊備後守をして、全國の金銀山を探檢せ

しめ、寛永四年には諸國に金銀奉行、銅山奉行を置いて採掘精煉に當らしめ、諸富豪の中にも、採掘を請負つたり、或は之を許可されたものは、大いに努力したので、白石もいふ如く徳川初期には貴金屬の産出が多かつたのであります。

今、徳川時代に稼行された諸鑛山を列挙してみますと、金山では伊豆、石見、佐渡、駿河梅ヶ島（慶長年間發見）、岩代石森、同輕井澤、薩摩山ヶ野、芹ヶ野等があり、其他松前、伊豫には砂金が出ました。

銀山では羽後院内銀山、岩代半田銀山、生野銀山——これは百人一首に詠まれてゐるやうに古代に盛んに稼行され、一時休業されてゐたものが徳川時代に復活されたのであります——、羽後延澤、陸中小坂等がありました。

銅山は播磨川上、備中吉岡・阿仁・荒川、別子、石見丸山、常陸赤澤、岩代蒲生等があり、寛文頃には二十三山、貞享頃には三十四山が稼行され、輸出品として盛んに海外に流出しました。序に鐵の事を見るに、古くより山陰、山陽の花崗岩山地の砂鐵が精煉され、備前長船の名刀等の原料となつてゐましたが、その外土佐、北海道の砂鐵も採集され、釜石、磐城上手岡の

鐵山も後期に開發せられ、精煉方法は元祿年間には、天秤鑪が、安政年間には堅爐が發明されました。かくて徳川初期時代には、時の需要に比較して、供給は豊富であつたと見て差支へないと思はれます。

次に徳川初期の貨幣の種類と品位を見るに、種類は金・銀・銅の三貨幣が併用せられ、紙幣は上記の如く諸藩や旗本領で發行されたのであります。

家康は慶長五年關ヶ原の役に勝ち實權を握ると早速、金銀改役後藤庄三郎光次に、江戸常盤橋外に金座を設け、大判、小判、一分判の諸金貨を鑄造せしめ、銀座は慶長六年伏見に設け、丁銀・豆板銀を造らしめました（金銀座の頭梁は世襲となつたが、その後不正私曲によつて度度變更あり、金銀座の場所も屢々移轉せられました）。銅錢は慶長十一年以後慶長通寶が、元和五年以後元和通寶等がありましたが、數量は僅少で、些して重要でなく、寛永以後多量に鑄造されて重要になつたのであります。

金銀貨の品位は後に詳述しますが慶長金銀は最も良かったのであります。五代綱吉の元祿年間に改悪せられ始め、七代家繼の正徳年間に白石によつて改善せられたもの、八代吉宗の享

保年間に改善せられたものの二種を除いては、全部悪鑄せられたものであります——明治年間の造幣局試金部長であつた甲賀政工學博士が那智黒と稱する試金石に、大判小判をすりつけて、その色によつて肉眼で鑑定したのが正確であるといはれるが、その結果によると太閤の天正大判は千分の七百四十の純金を含んでゐたが、幕末の萬延大小判はわづかに千分の五百七十二・五で、財政困難を示してゐる、このことでもあります。その他の徳川時代の小判に就いて見れば、慶長小判は定量四匁七六、品位金八四二・九、銀一五七・一でありましたが、元祿小判は四匁七五、金五七三・七、銀四二六・三と悪化し、眞文小判は三匁五、金六五七・一、銀三四二・九、草文小判は三匁五、金五六四・一、銀四三五・九でありました。

右の中、大判は普通通用しないもので、小判以下が通用したのであります。金銀は大取引、錢は小取引に用ひられたのであります。金貨の計算法には兩・分・朱があり、これは元來重量の單位でありましたが、いつの間にか貨幣の價值を表はすやうになつたのであります。又金は江戸地方で、銀は大阪地方で、それぞれ價值計算の尺度に用ひられました。重量の一「兩」は四匁四分（斤の十六分の一）でありましたが、慶長小判一兩は四匁一厘の純金を含んでゐた良貨

でありました。「分」は兩の四分の一、「朱」は分の四分の一であり、兩以上は十進法であります。銀は五匁銀、南鐐二朱銀が法定銀貨で補助貨の性質を有した外は、全部實質上秤量貨幣で、一匁(目)を單位とし、その十分の一が分、分の十分の一が厘であり、匁以上は十進法で千匁が一貫であります。錢は一文が單位で、千文が一貫であります。

さてこれらの三貨がいづれも無制限通用力を有し、金一兩に對して銀六十匁、錢四貫が公定相場でありましたが、その相場は種々に變動して、貨幣制度・物價を紊亂したり、金銀の流出を起したりしたのであります。

しからば白石の時代に如何に貨幣制度が紊亂したかを見ませう。まづ最初に貨幣の改悪鑄をやつたのは、前述の如く元祿八年、五代綱吉將軍の時(白石が甲府侯に仕官した二年後)に、財政困難を救はんが爲に、勘定奉行荻原重秀の獻言に従つてやつたのであります。その時は良質の慶長金を鑄潰して、半分近くも銀を混ぜて改悪貶價し、さうすることによつて金貨の數量を殖やし、これを額面價格で流通せしめることによつて、財政困難を救つたのであります。銀貨も三分の一以上銅を混して、元祿銀、寶字銀等を造つたのですが、其後ますます改悪して

二寶字銀、三寶字銀、四寶字銀等を造りました。三寶字銀は三分の二即ち六六%以上の銅を混じりましたが、正徳元年即ち白石が六代家宣將軍の下に、朝鮮信使を接待して偉功を建てた年に、出された四寶字銀は實に八八%の銅が混じられました。これらの貨幣改悪によつて幕府は年々五百萬兩の利を得たと、白石は『折りたく柴の記』に書いてをります。

しかしながら民間ではかういふ惡貨を喜んで受取るものはありません。さういふ惡貨に對してなら、商品の賣手は、今までよりも商品の數量を減らすとか、品質を墮すとかする、即ち物價が騰貴するのであります。又勞力の賣手は賃銀・俸給の増額を要求するし、債權者は貸した時よりもより多くの貨幣を以て辨濟せらるべきことを要求する。即ち貨幣の改悪は、物價賃銀等を騰貴せしめ、貸借關係を混亂に陥れるのであります。既に元祿時代に於きましても、或る商品の販賣價格は元祿銀ならば幾許、三寶字銀ならば幾許といふやうな相場が立ち、又商品の買手の方では四寶字銀で支拂つても好いなら、商品の價格は幾許高くつても好い、といふやうなことを申出るやうになりました。また貨幣と貨幣との間に公定比率を破つて自由投機的相場が建つやうになりました。これは昭和十年、英國財界代表リースロスの案によつて、支那の貨幣が改革

された以前の支那の状態と同じでありまして、當時の支那では大洋（大きな銀貨）なら幾許、小さい銀貨（小洋）なら幾何といふ風に物價が違つてをり、しかも大洋でも小洋でも多くの良悪の種類があるのですから、同じ大洋でもメキシカン・달러（墨銀）ならば幾何——之が一番良貨でした、——北洋銀ならば幾何といふ風に違つてをり、小洋で拂ふ場合には十錢玉十個で一圓にならず、十三個とか十四個とか（日によつて相場が違ふ、錢莊がこの投機的兩替で儲ける）餘計に拂はねばなりませんでした。私も學生の時分に旅行して大いに迷惑しました。南京から漢口まで日清汽船會社の船に乗つた時、船中で船賃を取りに來た支那人の買辦（買辦）に、十錢十枚一圓の割で支拂ふとしたところ、つき返へした態度が癪にさりましたから、こんなことは君の國の國辱ぢやないか」といふやうなことを云つてどうどう押通して了ひ、後で氣の毒なことをしたと思ひました。それよりも一番困つたのは京漢線に乗らうと、漢口停車場で北京行の切符を買ふとした時、胴卷から墨銀を出して支拂ひますと、驛員は一々これを臺の上に投げつけ（これはあらゆる支那人のしたことです）、その音を聴いて、悪い銀貨を撥ねのけるのです、これでは百圓持つてゐても百圓に通用しないのですから、旅費が足りなくなりはしないかと大い

に心配しました。最良の墨銀に於いてすらかうですから、もつと惡質の貨幣は幾許に受けとられるか、素人には見當がつかないのですから、取引も平穩にできない譯です。しかるに支那人はこの複雑性を利用して投機をやつて喰つてゐる銀行・錢莊・ブローカー、「走り」「もぐり」等が無數にゐるので、リースロスの改革では、随分失業者が出たことと思ひます。

又、貨幣の品質の低下が物價、賃銀等を騰貴するのみならず、これに依つて生じた貨幣の數量の増加も場合に依つては、物價を騰貴せしめることは、「貨幣數量説」のいふ通りであります。貨幣を今迄より餘計に收得した人々が貯蓄をしたり、公債を買つたりしないで、商品を買つたり、人を傭つたりする時、商品勞力等の供給が従來通りでありますと、買手の方はわれもわれも今までより餘計に貨幣を拂つても、物を買ひます（換物）から、商品の一單位の貨幣價格は騰貴する譯であります。これは貨幣の數量が同一であるのに、商品の數量が減少する場合でも同様であります。即ち物價なり、賃銀なりの騰落は貨幣の側か、物資・勞力の側か、そのいづれの側にも原因があり得る譯であり、又兩方同時に原因となることもありませぬ——この最後の場合には相乘的にか、相殺的かのいづれかに作用します。相乘的の場合には物資が減つて行くのに、

貨幣が殖えて行く場合、相殺の場合には物資が減つても、貨幣も減る場合であります。目下戦時下の我が國に於いて、政府支出が増大し、國民の一部の所得も増加しつつあるが、極力貯蓄したり増税に應じたりして、貨幣を市場に出すなど、勸説されてゐるのも、この理由であります。

さて白石も元祿から正徳初年にかけての物價騰貴について、第四の建議即ち改貨議の冒頭に次の如くいつてをります——「近世以來天下の財用通じて行はれ難く、萬物の價年々に高くなり來り、公私の難儀に及び候事世の人論じ申す所、皆々金銀の品下り候故により候由申沙汰し候近世に及び金銀の法頻りに變じ候事に於ては、古今の間未だ承及び候はぬ大變に候へば、世の人申沙汰候異論有るべからざる事には候」と。

然らば白石の貨幣の改善案は如何といふに、先づ次の五箇條の根本原則を掲げました。即ち

- 第一、金銀共に慶長の法の如くにあるべき事
- 第二、上の御費を惜まるべからざる事
- 第三、下の利を奪はるべからざる事
- 第四、此の事に興かりし候役人を撰ばるべき事

第五、誠信を失ふべからざる事
といふのであります。

第一は祖法遵守の思想を強く表現し、第四は荻原の如き姦物を排斥すべきこと、その他すべて當然のことではありますが、特に儒教政治家の善政思想、政治道德思想が強く表はれてゐると共に、反面には時の政治の腐敗を反映してゐるものであります。

以上は改鑄の根本原則であります。そしてそれは當然のことではあります。その實行方法に就いては、白石は頗る複雑な方法を建議しました。即ち改貨方法は良金銀を豊富に造つて、悪貨を一舉に回収すると良いのですが、元祿、正徳頃には既に金銀の産出も減少してゐたのでこの抜本塞源的方法を採ることはできません。そこで白石は銀鈔（銀紙幣）を發行して、悪貨を回収し、之を吹き分けて良貨を鑄造せよ。但し之を悪貨と共に流通せしめず、と建議しました。これは一國に良悪貨同一額面價値にて流通せしめる時は、良貨は退蔵、潰鑄輸出せられ、悪貨のみ流通するといふ、グレッシャムの法則を白石は知つてゐたからであります。而してこの方法を續けて行つて二十年後に、良銀を以て銀鈔を回収せよ、但しそれまでに銅錢を十萬貫

分鑄造してそれだけ分の銀鈔を回収し置くべし。而してその交換比率は從來の公定相場に倣つて、紙幣六十匁を金一兩、錢四貫目とせよ。而して金一兩は銀六十匁でしたから、銀と紙幣とは一對一の等價にせよといふのです。また元祿後に鑄出された悪銀は七十九萬三千八百三貫目でありましたが、先づ試みに六十六萬貫目だけ銀鈔を發行して悪銀を回収して見、なほ不足する時は不足分を發行せよ、而して悪銀通用の禁止令を出して、銀鈔流行を強制せよ。尤も對州や薩州の如く、朝鮮や琉球貿易が許可されてゐるところでは、紙幣では不便であるから、銀鈔の強制流通區域より除外せよ、等々といふのであります。

しかるに徳川幕府が紙幣を發行することは重大問題であります。勿論充分に良貨を準備に持つて、兌換紙幣を發行するならば問題はありませんが、白石のいふ如く僅かの良貨しか持たず従つて結局不換紙幣を發行する場合には、政府が人民の信頼を贏得てゐる場合でなければなりません。この際は貨幣の材料が金屬であらうと、紙であらうと、其他品位の悪い硬貨であらうと、何であらうと問題でなく、人民の間に流通します。ドイツのクナップといふ學者は「貨幣國定説」(國家の定める物、即ちそれが貨幣也) [Knapp, Staatliche Theorie des Geldes] な

る説を唱へました。成程徳川幕府に對して、政治的には人民は之に服従するの外はなかつたのであります。經濟的には信頼してをりませんでした。その證據には幕府が品位の悪い貨幣を出すと、すぐそれが原因となつて物價が騰貴したのであります。人民は政府の堅實性を信頼しないで、貨幣の素材價値に信用を繋いでゐた譯であります。現下の我が國に於いて、純分の少い銀貨を發行しようが、アルミニウムの貨幣を發行しようが、或は不換紙幣を發行しようが、前述の如く物資數量と相當に比例する限り、貨幣の質や種類が原因となつて貨幣價値の下落・物價の騰貴を惹起したりしないのは、政府に信頼があるからです。

又人民が貨幣なるものの性質、即ちそれは單なる交換の媒介物で、どこまでも媒介手段にのみ使用し、決して潰鑄などしてはならぬものだといふことを、良く理解すれば、如何なる素材を用ひても良い譯ですが、徳川時代の民衆にかかる理解がありませんでしたから、素材價値に信頼を繋ぎ、従つて悪貨や不換紙幣を發行すれば、直ちに物價が騰貴したのであります。多くの藩で藩札を發行しましたが、さういふ藩では物價は亂雜に騰貴したのであります。又幕末に幕府財政がいよいよドン詰になつた時に、御封印金と稱して、悪金貨を奉書で封印した儘、通用

させ、終ひに泥で小判の形を作つたものを入れて通用させましたが、忽ち物價を混亂に陥れたことは申すまでもありません。

しからは幕府はどうしたかといふに、やはり紙幣を發行する自信がなかつたと見えて、白石の原則の第一條のみを採用し、銀紙幣は發行しませんでした。即ち寶永から正徳にかけて、良質の金銀貨を鑄造したのであります。そのうち寶永年間に出した小判と一分判には「乾」の字を印したので、乾字金と呼ばれました。

しかるにその結果はどうなつたかといふに、原料不足で少量しか鑄造できず、従つて悪貨の中に少量の良貨が入つて行つて同一額面價格で併用されんとしたのでありますから、この良貨に對しては物價は安く舊來の悪貨に對しては物價は高いといふ風に混亂を追加したことになり、又何人も悪貨を以て良貨を得んとしますから、貨幣間に闇相場が建ち、良貨を獲たものは之が退藏・潰鑄・海外流出を企てるといふ、グレッシャムの法則が行はれ、又貸借關係を紊亂し、訴訟は續出するといふ有様となりましたが、政府は無能で貨幣に關する訴訟は取上げないと宣言したりしたのであります。白石の建言した如くやはり銀鈔を以てするか、なんらかの方法で悪

貨を大部分回収してから、良貨を出せば好かつたかも知れないのですが、しかしそれが爲には上述の如く、政府にもつと威信があり、人民が政府をもつと信頼し、且つ貨幣なるものの本質をもつと好く理解してゐなければならなかつたのであります。而してこれは徳川封建制度では不可能であつたのであります。

三

白石の貿易論は、貿易制限論であり而してそれは彼の貨幣論からの當然の結論でありました。即ち白石によれば天地の骨であり、一度失へば取歸へしのつかぬ——彼に輸出超過によつて貴金屬を取戻す考のない事は前述しました——尊い金銀を、無用の輸入品の代價として海外へ流出せしめる事は、實に國家の損害、徳川幕府の衰因であるのみならず、天地に對する冒瀆でありますから、藥物(少許の書籍を含む)を除いては輸入を極度に制限すべしといふのであります。我が國の貿易は古代からかなり自由に行はれてをり、殊に平清盛・足利義滿・秀吉・家康等は、むしろ積極的に貿易を盛んにすることによつて、富強たらんとしたのですが、三代將軍家光の寛

永十四(二三九七)年に島原の亂が起り、以つて如何に天主教の弊害が怖るべきかを知つて、同十六(二三九九)年に嚴重な鎖國令を出し、貿易に於いては天主教に關係のない支那と、新教國である和蘭の二國のみが長崎に於いてのみ我が國と貿易することを許可されたに止まつたのであります。而して貿易は四代家綱の時より長崎奉行の取締を受けることにはなりましたが、しかしその制限は寛大であり、而して従來銀が流出過多であつたので、寛文年間以後金を以て入超を決済せしめることにしましたので、銀の外に金が著しく海外に流出することになりました。

そこで五代綱吉は貞享二(二三四五)年に、唐人互市の銀額六千貫目、蘭人のそれは金額五萬兩に制限しました。しかるに當時清の聖祖が海業を開いたので、支那船の來航するもの二百隻に上るといふ盛況を示したので、元祿元(二三四八)年には、これを七十隻に制限しました。しかし依然として貿易増大の傾向は阻止することができず、元祿八年には對支那貿易の支拂に銀の外に銅を用ふることを許し、同十一年には來航船數を十隻増して八十隻とし、制限銀額の外に二千貫目の代物替を許すといふ風に、貿易制限は漸次緩和されて行き、しかも制限外に盛んに密貿易が行はれてゐたのであります。かくて金銀流出の外に、銅の流出激しく、六代家宣の初め頃

から輸入品の支拂に宛つべき銅すら不足、否國內用にすら不足するに至りました。ここに於いて白石は嚴重なる貿易制限論を唱へるに至つたのであります。

かくて幕府は白石の建議を容れ、正徳五(二七二五)年海舶互市例を發し、外國船の入港數と貿易歲額とを極度に制限し、唐船は三十隻、交易額は銀高六千貫目、その中銅三百萬斤を渡すべきことと、蘭船は二隻、銀三千貫目に限りその中銅百五十萬斤を渡すべきこととなりました。従つて貿易額は従來の半分に激減した譯であります。而してその後永くこの状態即ち貿易萎縮の状態を續けて行つたのであります。重要なる輸出産業を持たず、徒らに金銀銅が海外に流出する時代にあつては、止むを得ざる措置でありました。

白石の政治・經濟論に就いては、以上の外に多くの問題がありますが、又別の機會に譲ることに致します。

我が國の政治經濟的對外交渉史概観

幕末の驚々たる國防論や鎖・開國論や貿易論等を知るには、一應わが國の軍事的・政治經濟的・文化思想的對外交渉史を顧みておく必要があります。これは獨り幕末のことのみならず、抑々の昔にかへつて 神功皇后の三韓征討や阿部比羅夫の肅慎征伐や、刀伊・元の入寇、豊太閣の朝鮮征伐やその頃の南洋發展、鎖國と開國、それから明治以後の南洲の征韓論や日清・日露役、世界大戰への参加、滿・支事變、大東亞共榮圈の建設等の意義を、我が國の地理的歴史的位置に基いて、一貫して理解することができるのであります。

一

わが國は西太平洋に位する小群島で、アジア大陸との間は一蒸帯水を以て隔てられてゐるに過ぎないので、大陸に弱小國しか存在せぬ場合や、海上輸送機關が輕小舟の間や、帆船櫓權

の間は、また國防は安全であります。大陸に強大國が出来たり、渡洋艦隊や航空機が發達すると、國防は頗る不安に陥るのであります。否 帆船櫓權の時代に於いてすら、我が國は大陸の諸國から擾亂乃至は扶掠を受けましたが、渡洋艦隊・航空機の時代に入りますと、アジア大陸からはもとより、太平洋からの來寇も容易となりますので、國防論も沸騰せざるを得ないのであります。而して我が國防を安全にする爲には、東亞大陸と太平洋諸島に進出して、そこに國防の第一線を張らざるを得ないといふ結論が出るのであります。

又我が國は大部分温帯地方に屬し、しかも亞寒帯と亞熱帯の一部をも包含してゐるのでありますから、動植物・魚類は種類に於いては世界一であり、また礦物も世界の標本室といはれるほど、種類に於いては豊富なのであります。しかし數量にかけては遺憾ながらはなほ貧弱なので、國際交渉が平穩な間や原始素朴な生活をしてゐるうちは痛痒を感じませぬが、國際交渉が複雑險惡化して準戰時に入つたり、人口の増加・文化の向上・慾望の多様化が起ると、どうしても外國貿易乃至は對外投資・開發によつて、外國資材の輸入を計らねばならぬところの、經濟地理的條件を背負つてゐるのであります。開國以後現代までは、英米經濟圈から、機械と

原料の供給を受けて、我が國の經濟を建てて來ましたが、英米が敵性を發揮するに及んでは、大東亞共榮經濟圏を建設しなければならぬといふ結論に達したのであります。

さてわが國の對外交渉史を一瞥するに、わが國力の旺盛な時代には、武力的乃至は平和的に對外進出を試み、逆に國力の萎縮してゐた時代には、外國がわが國に進入して來たことはいふ迄もありません。

先づ神代時代に於いて、既に我が國民は朝鮮半島と交渉してゐましたが、上古に入つて、最初の大きな事件は、對外進出事件で、崇神天皇が任那に日本府を置かせられたことであり、第二は 神功皇后の新羅御討征であります。

崇神天皇は、時の國民が「御肇國天皇」とお呼び申上げたほど、軍事的・經濟的に内治に御心を用ひさせられ、四道將軍を置いて、北陸、東海、西道（山陽道）、丹波（山陰道）を平定し給ひ、後には東國をも鎮定し給ふて、それまでは大和地方にしか及ばなかつた中央政府の力を全國に擴めて、中央集權の實を擧げさせ給ひ、また灌漑治水によつて農産物の増産を計らせられ、弓弭調・手末調といふ我が國最初の課税制度を建てさせられ、又船舶を建造して、海上

交通を促進し給うたのであります。國外に於いては韓の任那に日本府を御創設になつて、我が國力の進出による國防の安固・經濟の發達を計らせ給ふたのであります。

上古時代の朝鮮半島は南北二部に分れ、北部は「古朝鮮」と稱し、支那の殷の王族の箕子が本國滅亡の際、此の地に逃れて建國したものと云はれ、南部は三韓と稱し、馬韓、辰韓、辨韓の三國に分れてをりました。そのうち、辰韓の地方が神代の昔から我が國と交通し、素盞鳴尊が往來し給ふたのも此の地だとのことですが、この辰韓地方に崇神天皇の御代に新羅が起り、古朝鮮には高麗（高句麗）が起り垂仁天皇の時代に馬韓地方に百濟が起りて、三強國鼎立し、最南部の辨韓は數多の弱小國に分裂しましたが、その中の大加耶國が之を統一して任那と稱してゐたところ、任那は新羅に攻められて滅亡に瀕し崇神天皇の御代に我が國に朝貢して保護を求めて來たので、天皇は鹽乘津彦を遣はして任那を救出せられ、この地に日本府を設置し給ふたのであります。これ我が國最初の對外進出であります。

次に 神功皇后の三韓征討は、新羅が九州南部の熊襲を使喚して、わが中央政府に反抗せしめてゐたので、その根源を絶たんが爲に行はせられたものであります。ここに我が國內の安定

を保たんが爲には朝鮮半島が、我が國と一心同體とならねばならぬといふ原則が、最初に打ち建てられたのである。元來我が國には大和地方に土蜘蛛、東方及び北方に蝦夷、九州に熊襲などといふ蕃族がゐる、大和民族の政府に反抗してゐましたが、土蜘蛛は 神武天皇の日向よりの御東征によつて服屬し、蝦夷は 崇神天皇時代の四道將軍や、景行天皇時代に小碓尊（日本武尊）によつて平定されました。が熊襲は屢々叛いて容易に歸順しないので、景行天皇御親らこれを討伐し給うたり、日本武尊は熊襲の酋長、川上梟師を刺殺せられたりしたのであります。が、仲哀天皇の御代に熊襲がまた叛いたので、天皇は神功皇后と共に九州に御親征せられて、畏れ多くも陣中で崩御し給うたのであります。ここに於いて皇后は武内宿禰と計り給ひ、熊襲討伐は吉備鴨別に擔當せしめられ、御自らは男装を爲して舟師を率ひ、御勇ましくも新羅に御遠征あらせられたので、新羅は大いに恐れて戦はずして服し、年々八十艘の舟で朝貢することを約し（西紀二〇〇年）後、百濟も高麗も入貢したので、一時朝鮮半島は全部わが國に服屬し、やうやく國內の安定を得るに至つたのであります。しかしながら朝鮮問題は決してこれを以て永遠に安定したのではありません。朝鮮半島には、その後、照る日、曇る日が打續き、つひに

は我が國は全くこれを放棄するの止むなきに至りました。即ち第十四代 仲哀天皇より七代を経て、第二十一代の 雄略天皇の御代の頃から、任那の日本府の出先官吏が我が國に叛反を試みるといふやうな不逞なことが續出し、まづ 雄略天皇時代の任那の國司、吉備の田狹が、新羅と結んで叛亂したので、天皇は紀小弓、蘇我韓子、大伴談等を征討に向け給うたが奏功しない中に、今度は紀小弓の子、紀大磐が任那に據つて反し、高麗と通じて、韓土の王たらんとしたところ、百濟王が兵力を以てこれを討伐するなど、やうやく韓土に於ける我が國の威信が動搖しつゝあつたところへ、第二十六代 繼體天皇の朝に、大連の大村金村が對韓政策を誤つて、任那の四縣を百濟の要請の下にこれに與へたので、任那は我が國を怨み、常に我が國の敵性國家たりし新羅と黨し、新羅が任那に侵入し來つたので、天皇は近江毛野を任那救援に差遣し給ひました。新羅は今度は、わが筑紫の國造たりし磐井と通じて毛野軍を途中で邀撃したので、天皇は更に大連の物部鹿鹿火をして磐井を誅せしめ、毛野をして渡韓上陸せしめ給うたが毛野、不才にして鎮定の功を擧げることが出來ず、新羅の勢力は益々旺となつて、つひに第二十九代 欽明天皇の二十三年（西紀五三二）年に任那は亡ぼされ、日本府も消滅しました。天皇は

紀男麻呂、河邊瓊岳等を救援に派し給うたが成功しませんでした。彼の調伊企儼が「新羅王わが饗を食へ」と叫んで、殺されたのも、その妻の大葉子が、「韓國の城の邊に立ちて大葉子は領布振らすも日本へ向きて」と、望郷・愛國の歌を詠みつつ、夫に殉じたのもこの時であります。

新羅はますます猛威を振ひ、第三十七代 齊明天皇の御代に唐の力を藉りて百濟を攻めたので、天皇は皇太子の中大兄皇子と共に、九州まで親征し給うたが、筑前で崩御し給うたので、皇子は阿倍比羅夫、阿曇比羅夫等をして、舟師を率ゐて百濟救済に赴かせ給うたが、我が水軍は白村江（白江口）——今の忠清南道の錦江）の戦に唐兵の爲に破られ、ここに百濟は滅亡し（建國以來六百八十七年）、後五年高麗も唐に滅され、中大兄皇子は半島を保有することの不利を考へてこれを放棄し給ひ、ここに 神功皇后の新羅征討以來、四百年餘にして朝鮮半島は全然わが國の手を放れることとなつたのであります。而して末永くわが國の對外交渉史の痛として残るに至りました。

次に 齊明天皇は始めて朝鮮半島以外の大陸に征討の師を起させ給うたが、これも今の東滿洲沿海州邊から蝦夷を使喚してゐた、肅慎（ミシハセ又はアアハセ）——今の松花江・烏蘇里

江・黑龍江地方のツングース族）を討つて、外國の干渉を絶たんとし給うたのであります。前述の如く蝦夷のうちの、東蝦夷は日本武尊の討征以來、屢々征軍を送られたが、日本海沿岸の越蝦夷は未討伐だったので、屢々近隣を侵かしたので 孝德天皇は越の國（越後）に淳足、淳代の二柵を設けて防備し給うたが、齊明天皇の四年には、越の國守阿部比羅夫は舟師百八十艘を率ゐて、鰲田（秋田）、淳代（能代）、津輕を平げ、渡島（北海道）の蝦夷をも討ち、翌々年は渡島蝦夷を案内として、遠く肅慎を討ち、禍根を絶つたので、これより西北地方は始めて靜穩に歸したのであります。

次いで第四十三代 元明天皇の和銅三（七三〇）年に奈良に奠都せられたのは、一は對支關係からの體面上であつたほど、我が國と隋・唐との文化的交渉は既に古く、之によつて我が國力も大いに充實し、次の 元正天皇は大伴旅人をして、九州南部の隼人を征服せしめ給ひ、今の琉球諸島即ち掖玖（屋久島）、多嶺（種子島）、奄美（大島）、信覺（石垣島）、玖美（久米島）等も服屬し、第四十五代 聖武天皇の御代には、滿洲の勃海もわが國に入貢して來たので、天皇は使臣を派し、彼我の交通を許し給ふたのであります。勃海は松花江流域に住した靺鞨の建てた

國で、始め高麗に屬してゐたが、その滅亡後獨立し、聖武天皇の御代に使節を我が國に派遣したが、第五十代 桓武天皇の御代には、定期的に入貢するやうになつたのであります。

しかるにかくの如く外國民が我が國に入貢し來つたのは、我が國力充實せる間だけでつあて、やがて、わが國民が平安朝文化に酔うて文弱に流れ、藤原氏の專横によつて政弊が生まれ、人民また疲弊する頃になると、今度は外國民が我が國に入寇し來るやうになりました。即ち第六十八代、後一條天皇の寛仁三(一〇七九)年に、滿洲地方の女眞族(ジウチン)即ち韓語でいふ外夷即ち、「刀伊」の賊が船五十餘艘を以て、壹岐、對馬、筑前に侵入したので、太宰權師藤原隆家は、大藏種材等を率いて、反撃退却せしめました。

次いで元寇といふ我が國未曾有の國難が起つたのであります。即ち第八十三代 土御門天皇の御代に、蒙古に鐵木眞(成吉思汗)が起り、彼とその子孫三代の間にアジア大陸及びヨーロッパを征服して、大元帝國を建設しましたが、彼の孫忽必烈は、高麗を侵略して屬國とし、進んで第九十代 龜山天皇の文永五年に、高麗王を介して、無禮なる國書を我が國に傳達して默殺され、同八年には趙良弼を使者として送つて來たが、太宰府から追ひ返へされたので、ついに

文永十一(一二三四)年元と高麗の聯合軍四萬が壹岐・對馬・筑前に入寇し、宗助國、平經高は戦死しましたが、少貳・大友・菊池等の九州の諸將水城に據つて善戦し、又暴風の爲に敵船二百餘隻も漂没したので餘兵は遁走しました。その後元は二度も使者を送つて來たが、鎌倉幕府の執權北條時宗の爲に二度とも斬られたので、弘安四(一二八二)年に、東路軍約四萬、江南軍約十萬の大軍が、兵船五百餘隻を以て壹岐を侵かし、博多に上陸せんとしたが、わが將河野通有・菊池武房・竹崎季長等善戦して上陸せしめず、敵は肥前の鷹島に據つたが、閏七月の大颶風の爲に敵艦殆んど全部覆滅し、江南軍の將范文虎等數名の將兵が生命からがら逃げ歸つたのであります。これが有名なる元寇であり、彼の刀伊の入寇といひ、如何にわが國が島國なりとはいへ、又艦船が帆樫を用ふるとはいへ、なほ國防の容易ならざるを教へたのであります。

かくて我が國と元との公の交通は絶えたが、僧侶・商人等の私に往來・貿易するものが多く、京都に幕府を建てた足利尊氏は、僧疏石(夢窓國師)の勧めに従つて、後醍醐天皇の御菩提を弔ひ奉る爲に、京都嵯峨に天龍寺を建立せんとし、その費用を補はんとして、毎年二艘の貿易船(天龍寺船)を元に遣はして利益を得ました。元が滅んで明の世になると、將軍義滿は京都

室町に「花の御所」を營み、北山に金閣を建てて榮華に耽つたその費用を得んが爲に、國辱をも顧みず文辭を低くして明と修交を開き、勘合符カシカフ（貿易船と密貿易船及海賊船とを區別せんが爲に支那が外國に與へた割符）百通を得て貿易の利を收め、義滿の子義持は父の態度を潔とせず明との交通を絶つたが、義教、義政は再び明と修交し、義教は明から勘合符二百通を得、義政は幕府財政の窮乏を訴へて、明錢を乞ふといふ國辱的態度を取つたのであります。

室町時代の貿易港は、兵庫・博多・坊の津の三津で、兵庫・尾道・赤間關・博多・五島・寧波がその順路であり、坊の津からは寧波へ直航するのであります。わが輸出品は銅・硫黄・武器・扇子・蒔繪・屏風等であり、輸入品は銅錢・生絲・羅紗・書畫・書籍・藥種等でありました。

以上は元寇以後の我が國と支那との、平和的通商の話であります。上述の勘合符の事實が語るやうに、鎌倉時代の末期から、八幡船に乗つた倭寇が元や高麗の海岸に逆襲を試み出しました。彼等は始めは西南諸地方の民であつたが、吉野朝時代には國內に於ける憾何不遇の士がこれに加はり、明となつてから其の勢は猖獗を極め、「倭人よく萬人あらば大明國を得べし」と明人を恐れしめました。始め義滿は明との貿易利益を得んが爲にこれを抑へたが、應仁の亂後は幕

府に之を抑へる實力が無くなつて、明の滅亡の一原因ともなつたのであります。豊臣秀吉が九州征伐を試みた際、倭寇の禁令を出して、やうやく之を抑壓することが出来たのであります。その頃朝鮮はどうなつたかといふに、高麗は元寇に加はつたのと、和寇の侵略を受けたためとで、國力疲弊してゐた時、和寇防禦に功のあつた、李成桂が高麗を亡ぼして李朝を建て、（後龜山天皇の元中九（三〇五）年、我が國と修交貿易を始め、我が國では對島の宗氏がこれを管掌したのであります。

以上は徳川以前に於ける我が國と東亞諸國との交渉史であります。室町時代から白人國との交渉が始まつて參りました。

二

我が國と歐洲諸國との交渉は、室町時代に始まる。即ち第百五代 後奈良天皇の天文十三（一五〇三）年ポルトガル人が、わが種子島に漂着し、鐵砲を傳へたのに始まるのであります。それより一世紀ほどまへ、イタリヤ人マルコ・ポーロは、元の隆盛期に元朝に仕へてゐましたが、

歸國後東方見聞録を著し、日本の黄金國たることを説いたので、西歐人の冒險心を刺戟し、ポルトガル人ヴァスコ・ダ・ガマはアフリカの南端喜望峯を廻つて印度に達する東洋航路を發見し(第三百三代 後土御門天皇の明應七(二四九八)年、やがて同國人は印度のゴアを根據地として次第に東漸し、つひに我が國に達したのであります。スペインではイタリア人コロンブスを助けて、大西洋を西航して東洋に達せしめんとし、その途次偶然アメリカを發見し(二四九二年)たが、以來スペイン人もアメリカ南端を廻つて東洋に來り、フィリッピン群島を根據地とし、我が國にも來つて(天正十二(一五八四年)年)以來、葡人と並んで貿易に従事しました。

しかるにここに宗教問題が擱んで來て、國際關係を複雑化して行きました。即ちイスパニアの宣教師フランシス・ザビエル(イグナチオ・ロヨラと共にエズリスト派を開いた名僧)は、天文十八(一五四九)年にゴアから薩摩に來つて天主教を傳へ、九州・中國・京都等の各地に布教したところ、遠く奥羽地方にまで擴まり、やがて宣教師六十人、寺院二百、信者十五萬人を擁するに至りました。織田信長は天正元(一五七三)年に室町幕府を倒し、戰國時代に終止符を打つて、天下統一の礎を置きましたが、その頃、一向一揆や僧兵の亂など佛教徒が亂暴を働いてゐ

たので、佛教徒の勢力を抑へんが爲に、天主教を保護し、京都に南蠻寺、安土に天主教學校を建てることを許したので、上述の如く全國的に信者が増大し、九州の大友・大村・有馬の諸氏も使者を羅馬に派して、法王に謁見せしめるといふ熱心さでありました。

しかるに秀吉は、天主教の思想が日本神國思想と合致せざること、並びにスペインが布教を侵略の手段とすることを信じて天主教を禁止しましたが、しかし通商・航海はこれを大いに獎勵し、文祿元(一六一五)年御朱印船制度(朱印のある航海免許狀を與へて海賊船と區別せしめる制度)を設けたので、京都・伏見・堺・長崎等の商人は大いに南支那海沿岸に發展しました。

秀吉時代はわが國力が再び充實した時代で、彼はその貿易で得たる資金を財源にして海外に發展を試み、天正十九(一六四二)年には呂宋に原田孫七郎を遣はして來貢を促がし、文祿二年には再び原田喜右衛門を呂宋へ遣はし、又高山國(臺灣)へも、又印度ゴアのポルトガル總督にも入貢を促したが、そのいづれも確答を得ませんでした。

秀吉は又天正十五年には朝鮮に使節を派して入朝を促がし、同十八年には朝鮮王李昭を通じて明と修交せんと試みたが、李昭は明を恐れて應じなかつたから、文祿元年に朝鮮征討の師を

起こし、陸軍は釜山に上陸以來、鮮・明聯合軍を破つて、兀良哈の境にまで迫つたので、明は七箇條の和平條件に伏しました。ここに於いて一旦軍を召還した處、明は條約を實行しなかつたので、慶長二(二三五七)年再び朝鮮を討伐したが、翌三年秀吉薨じたので、中途で挫折しました。しかしながらこれによつて再び我が國は國威を海外に宣揚し、國民に進取の氣象を鼓吹することを得たのであります。但し兩役共に陸軍は大いに振つたが、海軍は振はず、爲に制海權を握ることができなかつたので、陸軍の威力を十二分に發揮せしめることができなかったことは、幕末に至つて象山や勝海舟等の海軍建設の伏線を爲すものであります。

次いで慶長八年徳川家康征夷大將軍に任せられ、江戸幕府を開くや、彼も秀吉と同じく天主教の禁令はますます嚴重にしたが、貿易上の利益を得んが爲に開國の方針を取り、既に慶長五年わが國に漂着したオランダ人ヤン・ヨーステン、英人ウィリアム・アダマス(三浦按針)を江戸に招いて海外事情を聴取し、慶長十四年にはオランダ人に、同十八年には英人に貿易を許したので、西洋人の渡來するもの次第に多く、平戸、長崎は大いに繁榮しました。

又わが國民も家康から朱印狀を受けて、阿瑪港、呂宋、安南、暹羅、及び南洋地方に進出し、

各地に日本人町をも開き、シヤムの國難を救つた山田長政、臺灣に於いてオランダ人の横暴を懲らした濱田彌兵衛等は、大いに武名をも海外に轟かしたものであります。

家康は更に對外發展の氣宇を示し、當時スペイン領だつたメキシコに田中勝介を使ひせしめ(慶長十五年)たが、これが我が國人の太平洋横斷の嚆矢であり、また伊達政宗も支倉常長を米洲廻りでローマ法王廳へ派遣し、太平・大西兩洋を乗り切らしめたのであります。

又その頃近隣諸國との關係はどうなつたかを見るに、朝鮮及び支那との國交は、秀吉の朝鮮征討後、一時杜絶してゐたが、家康は對島の宗義智をして朝鮮との國交を恢復せしめ、その後朝鮮は當方の將軍の代る毎に慶賀使節を渡來せしめました。明治維新になつて西郷隆盛等の征韓論が起きた時、それ迄中絶してゐた慶賀使の復活がまづ問題であつたが、實際の問題はもつと深い處にあり、日韓合體して、遠くから迫り來る外夷―清、露を防衛せんとする共同防衛問題でありました。

明との國交恢復は明朝側に於いて應諾しなかつたが、民間同志では通商は相當に旺盛に行はれ、その商船は依然として長崎に來航し、この状態は清の代になつても續きました。清に亡ぼ

された明の遺臣朱舜水・僧隱元等が我が國に逃れて歸化したものも多かつたのであります。
琉球は前述の如く我が國の版圖であり、秀吉の時は入貢してゐたが、家康時代になつてからは來聘督促に應じなかつたので、慶長十四年島津家久をして討伐せしめ、琉球を島津氏の領地として了ひました。

かくの如くに家康時代の對外交渉は仲々積極的でありました。又家康に獻替した朱子學の碩學藤原惺窩は自由貿易主義、世界經濟主義の思想を持つてゐた人でありました。しかるにその中白人との交通は、天主教の問題よりして、つひに蘭人を除いては、全面的に禁止するの止むなきに至つたのであります。

上述の如く先に信長は佛教僧侶の横暴を抑へる爲に政略上、天主教を保護獎勵したが、晩年にはその弊害を認めるに至り、秀吉は宣教師の政治的野心を觀破して、斷然天主教を禁止、教會堂を破壊せしめ、家康はますます禁令を嚴にしたが、何分秀吉・家康ともに貿易上は開國方針を採つてゐたので、宣教師の潛入・信者の増勢は仲々止まなかつたのであります。

ここに於いて三代將軍家光は漸次禁令の嚴重さを加へ、先づ洋書の輸入を禁止し、次に寛永

十年には御朱印船以外の船による、わが國人の海外渡船を禁止、同十三年には如何なる船による海外渡航も、又在外邦人の歸國をも禁止、つひに天主教より改宗せざる者を嚴罰に處するに至りました。ここに於いて天主教の巢窟たりし九州島原・天草の信徒は、寛永十四年(一六三九)年天草四郎(益田時貞)を頂いて叛亂を起し、原の古城に據りました。幕府は板倉重昌(シマツカ)を派し、九州諸侯と共に原を討伐せしめたが、叛徒頑強にして容易に陥ちず、遂に重昌が戰死するといふ苦境に陥つたので、幕府は更に老中松平信綱を遣はし、攻城一ヶ月餘の苦戰の後、翌年やうやくこれを陥し入れたのであります。

この頑強なる島原の亂は、幕府に對しても一般識者に對しても、一大脅威を與へると共に、天主教に對する認識を著しく深めました。そこで幕府は全國民を悉く佛教に歸依せしめ、それぞれの旦那寺(宗門寺)を持たしめ、毎年宗門改を行ひ、疑はしき者には踏繪の法を行つてその信否を糺すといふ峻嚴なる方法を採りました。

他方には寛永十六年に、絶對的鎖國令ともいふべきものを發布し、今や御朱印船すら廢止し、大船の建造を禁止、天主教と關係のない支那・和蘭二國人の外は、一切の外國人の渡來を

禁じ、和蘭人も長崎の出島に幽閉して、其所でのみ貿易せしめるといふやうな方法を探つたのであります。

又この頃やうやく貿易有害論が擡頭して來たものと考へられます。外國人が無用の品物を持來つて、我が國の有用物殊に金銀銅を持ち出すのは、怪しからんといふ議論は、その後蕃山や白石によつて大きく書かれましたが、しかしそれは既に論議されてゐたものがこれらの學者に結晶したものと看做すことができます。又貿易によつて町人が富裕になり、士農工商の身分階級を顛倒し、延いては封建制度その者を倒潰してはならぬといふ思想もこの頃爲政者の心胸を強く打ち出したに相違ありません。

三

かくて爾後武陵桃源の夢を食ふこと百五十年、其の間に歐米諸國は駸々乎として産業革命に努め、その結果として生れた大工業生産力を基礎として、新らしく東洋に市場兼植民地を求めて進出して來ました。

その中、我が國に來航した最初の歐人はロシア人ラクスマンで、彼はロシア政府の命によつて、わが漂流民を送つて根室に來り、開國通商を求めました。これ第十一代家齊將軍の、寛政四(一七五二)年でありました。幕府は北邊の脅威に驚き、寛政五年老中松平定信をして、伊豆相模、安房、上總や江戸灣を巡視せしめたり、砲臺を設けたりせしめました。それより十五年後の文化四(一八〇七)年ロシアはレザノフを長崎に派して通商を再び乞はしめたが、我が國は二度ともこれを拒否したので、その後露人は屢々蝦夷地に來航、拏掠を恣にしたのであります。

ここに於いて幕府は俄かに北方の警備に意を用ひ、民間には國防論が沸騰して來ました。幕府は既に寛政十年近藤守重(重藏)を、その後伊能忠敬を派して蝦夷地を巡視・測量せしめ、忠敬はその他の地方をも測量して「日本輿地實測圖」を作つて上納しました——これは科學的に精密なもので、これを入手した英人は我が國近海の測量を中止したとの事でありました。その頃蝦夷は松前氏の領地であつたが、幕府はこれを直轄地に改め、松前奉行を置いて警備を嚴にしました。又間宮林藏は命を奉じて樺太から黒龍江地方までをも探検して歸るといふ慌しい有様でありました。

次に文化五(二四六八)年、英船フェートン號が長崎に來航して暴行を働いたので、長崎奉行松平康英、これを打扱はんとして果たさず、自刃したので騒ぎは益々大きくなつて行きました——當時長崎に在住してゐた十一歳の高嶋秋帆は、深くこれに打たれて、國防力の増強の爲砲術研究に志を立てるやうになつたのであります。

越えて三年、文化八年には露艦が蝦夷に來航したので、松前奉行はその艦長ゴロウニンを捕へたところ、その翌々年即ち文化十年に露艦は我が國より漂着してゐた高田屋嘉兵衛を送還し來り、ゴロウニンを交換し、序でに千島を扶掠して行く等、外力はひしひしと我が國に迫つて來たのであります。

その後八年、文政四(二四八二)年に英艦が浦賀に來ましたが要領を得なかつたので、文政七年に英艦再び薩摩の寶島に來たつて掠奪暴行を働きました。

ここに於いて幕府はその翌文政八年に無二念打拂令を出し、而して天下の輿論はがうがうとして、鎖國攘夷論と開國貿易論とに分れ、やがてこれが倒幕尊王論、佐幕論、公武合體論等の政治論と縫い合ひ、且つこれらが國防論や經濟論と組み合はせられ、更にそれらが、朱子學・

陽明學・國學・蘭學等と搦み合つて紛糾して行き、混沌たる幕末の世相をいやが上にも騒然たらしめました。

今まづ蛇行きはまりなかつた幕末時代の幕府の對策を樞軸としませう。これ等の諸潮流の性質と運命とを明らかにしよう。

幕府はまづ文政打拂令によつて鎖國政策を採つたのでありますから、開國論者を彈壓してかかりました。かかる開國論者の先頭に立つたものは、蘭學者でありました。即ち高野長英・渡邊華山等は、オランダの書籍を読んで、歐米先進國の文化・産業・軍事の充實せることを知つてゐたから、文政八年の無二念打拂令の如き無謀なる攘夷に反對し、天保八(二四九七)年米船モリソン號事件に關聯して罰せられた。モリソン號は瑪港に漂着してゐた日本民を護送すると共に、開國を促さんが爲に同年六月浦賀に入港したが、浦賀奉行太田運八郎は砲撃してこれを撃退しました。當時の幕府はまだ攘夷に傾いてゐたが、蘭學者は既に開國を主張したので、罰せられたのであります。(蕃社の變)

抑々三代將軍家光の時、洋書の輸入を禁止して以來、海外事情の知識を得ることは頗る困難で

あつたが、六代將軍家宣の時、新井白石は蘭人について聴いた事柄を『西洋紀聞』『采覽異言』などの書に描いたし、第十代家治將軍も西洋の學問を重んじ、自ら和蘭の天文學・曆學を研究し、天主教書以外の洋書輸入の禁を弛め、又青木昆陽を長崎へ留學せしめて蘭學を修めしめたので、鬱勃たる洋學研究熱が勃興し、家治(十代)家齊(十一代)將軍の時代には、前野良澤・杉田玄白・大槻玄澤等の蘭學者が輩出し、良澤・玄白は『解體新書』と題して解剖書を翻譯し、玄澤は『蘭學階梯』といふ蘭語文法書を書き、これより醫學を主として、物理・化學・博物學・兵學等が盛んになり象山等もこれを學んだのであります。而して前記長英・華山もかかる蘭學者の一派で開國論を唱へたものであり、幕府は幕末の初期には開國論者を罰したものであります。

又寛政三奇人の一人たる林子平は、長崎の蘭人から海外事情を聞き、『海國兵談』を著して沿岸防備の急務を説き、又『三國通覽』を書いて、朝鮮・琉球・蝦夷の現状を明らかにして、國民の覺醒を促しましたが、徒らに世を騒がすものとして、老中松平定信によつて、著書・版木を奪はれ、その身は投獄されました(寛政四(一七五二)年)。

ここで賢相松平定信(樂翁)の思想政策を見て置く必要があります。彼は田安宗武の子奥州白河の名城主でありましたが、第十一代將軍家齊幼にして職を襲ぐや擧げられて補佐となりよく吉宗(八代將軍)の遺法を守つて、前代(九代將軍家重、十代家治時代)に田沼意次、意知父子が老中・若年寄として行つた弊政を改革しました。

然るに學問・思想政策としては、當時の學派争ひを統一せんが爲に、朱子學中興の主、林述齋(衡)を大學頭とし、民間から所謂寛政の三博士たる柴野栗山・古賀精里・尾藤二洲を擧げて昌平校の教授とし述齋を補佐せしめ、林家の奉ずる朱子學を以て官學とし、他の一切の儒學を異學として彈壓しました(寛政異學の禁)。而して象山も林述齋の門で朱子學を學んだのであります。ここに陽明學や古學の如く朱子學に敵對する儒學の禁が、當面の目的でありましたが、しかしやはり朱子學とは思想を異にする、蘭學や國學も白眼視されることは當然である。尤も定信は昌平校の外に「和學講義所」を設けて塙保己一——多くの古書を集めて群書類從を編した盲目の國學者——をその主裁として國學を講ぜしめたのであるが、定信在職七年の後には、國學者の中にも忌諱に觸れるものが多くなつたのであります。

今國學に就いてその傾向を見るに、先づ五代將軍綱吉の元祿時代に、難波の僧契沖が古語・古文の研究を始め、水戸光圀の爲に『萬葉代匠記』を書いたのが、徳川時代に於ける國學の起りで、次いで八代吉宗の時代に、京都伏見の祠官・荷田春滿及びその門人賀茂眞淵が國史・古歌を研究して、漢學者が我が國を蔑視する風を排撃し、眞淵の門人本居宣長は古事記傳四十八卷を著して、わが國體の尊嚴を説き、國學を大成したが、その門人平田篤胤は神道を説いて、敬神愛國の思想を鼓吹し、春滿以下の四人は「國學の四大人」と呼ばれました。又家齊の頃には香川景樹・村田春海・加藤千蔭等が和歌・和文を以て表はれました。象山もこれ等の國文學者に就いて和歌を學びました。

而してこれらの國學及び先に述べた陽明學や古學の研究者の中から、次の如き多くの尊王論者が續出するやうになつたのであります。

即ち水戸光圀は史館を開いて大日本史編纂を企て（三百九十卷・二百二十七冊神武天皇より後小松天皇までの歴史、明治三十九年に完成、南朝を正統とす）、國體明徴・大義名分を宣傳し、その結果水戸學なる尊王愛國思想が起り、水戸齊昭の時に至つて、水戸は尊王攘夷論の中

心となり、安政六年の井伊大老の刺客も此所から出たのであります。

又山崎闇齋の門人淺見安正（綱齋）は、『靖獻遺言』を著して尊王論を唱へ、第九代家重將軍の時、越後の浪士竹内式部は京都に出で、公卿の間に尊王思想を鼓吹したので、幕府によつて京都を追放され、第十代家治の頃、甲斐の浪士山縣大貳が友人藤井右門と共に江戸で尊王論を唱へて死罪に處せられ、第十一代家齊の時、寛政三奇人の一人、上野の人、高山彦九郎は諸國を巡つて尊王を説き、他の一人、下野の人、蒲生君平は『山陵志』を著してその荒廢を慨き、頼山陽は『日本外史』及び『日本政記』を書いて、ますます勤王愛國思想を宣揚しました。而してこれ等の尊王論者は後に述ぶる『安政大獄』の際に、井伊大老によつて刑せられたのであります。

とかくする中に嘉永六（二五三）年六月になつて、米國水師提督ペルリが船艦四隻を率ゐて相模の浦賀に來り、米國大統領の親書を幕府に呈して開國通商を求め、

しやうきせんたつた四杯で夜もねむれず

といふ狂歌の如き狼狽を我が國に捲き起しました。浦賀奉行戸田氏榮は日本の唯一の開港場——それも蘭人のみに對する——たる長崎へ行くやうに議したが聽かず、幕府は不得止、氏榮を

して久里濱にペルリと會見せしめ、明年返答を與ふべき旨を約して一旦ペルリを去らしめました。

幕府は狼狽の極に達し、專政主義の慣例を破つて、事態を朝廷に奏上し、又大統領の國書の譯を諸侯に示したので、ここに朝廷及び諸侯が幕府に干渉する端緒が開け、幕府の威信は失墜し出しました。しかしながら國內上下の意見は開港と攘夷とに分れ、露々として歸する處を知らないで、幕府は不取敢海防建設に乗り出し、大船建造の禁を解き、外國より軍艦・兵器を買入れ、江川太郎左衛門（秀帆の弟子象山の師）に命じて、品川沖に七臺の砲臺を築かしめ、多數の大砲を鑄造し、諸藩の兵を集めて、江戸近海その他を防備せしめる等、始めてわが海邊の防備に本腰を入れ出しました。

翌七月には露師ブーチャンも艦船七隻を率ゐて長崎に來り、通商要求の外に、樺太境界の劃定をも要求し、幕府はまた確答を他日に約して一時逃れをやり、いまだ方針の確定せぬ中に、翌安政元（二五^{一四}一八^五）年となつて、ペルリは約の通り船艦七隻を率ゐて、今度は神奈川灣にまで進入して來ました。ここに於いて幕府は不得止、井戸覺弘等をしてペルリと横濱に會見させ、

所謂「神奈川和親條約」を結び、下田・函館の二港を開いて薪水食料を供給し、且つ米國官吏の下田駐在をも許し、次いで英・露・蘭・とも同様の條約を結びました。是れは避戰的開國ともいふべきものでありまして、甚だ腰の弱いものであります。大いに開國して外國の技術や財貨を輸入し、我が國を富國強兵たらしめようとする積極的開國ではなくて、ただもし鎖國を續ける時は、武力を以て開國を強要せられることを怖れたのであります。

ここに於いて諸大名や志士の中に反對論が沸騰し、幕府の失政を責める者が續出しましたが、新老中堀田正篤（後名正睦）はこれが彈壓方針を採り、長州藩士吉田寅次郎（松蔭）が米艦に投じて渡洋し海外事情を探らんとしたのを捕へて投獄し、その師佐久間象山をも同様に投獄したのであります。

越えて安政三年、米官吏下田駐在の許可に基いて、總領事ハリスが下田に來り、翌四年十月江戸に入り第十三代將軍家定並びに老中に向つて世界の形勢を説き、熱心に通商條約の締結を迫つたので、堀田老中は上記下田・函館二港の外に、神奈川・兵庫・長崎・新潟の四港を開き、神奈川開港後下田を閉港すべき事を約し、堀田老中自ら翌安政五年上洛して勅許を仰いだが、

お許しが出なかつたので、幕府は彦根の藩主井伊直弼を大老に擧げたところ、直弼は獨斷で「安政假條約」に調印し、次いで露・英・蘭・佛とも同様の條約を結びました（二五八年）。

かくて井伊大老の違勅に對する非難がうがうたる時に、大老は嗣子なき將軍家定の繼嗣として、當時賢明の聞き高く、尾張・越前の藩主等が待望せし、一橋慶喜——水戸齋昭の子を——退けて、家定の從弟家茂を紀伊家から迎へて、又專斷の非難を買ひました。特に當時京都に集つてゐた諸藩の志士等は公卿と結んで朝廷を動かし奉つたので、朝廷は幕府の失政を譴責し、攘夷の密勅を水戸藩に下し給ふた。ここに於いて井伊大老は老中間部詮勝を上洛せしめて、所謂「安政の大獄」を起し（安政六年）近衛忠熙・三條實萬等の公卿をやめ、水戸齋昭及び尾・越・土の諸藩主に蟄居或は謹慎を命じ、橋本左内・吉田松蔭・頼山陽等志士五十餘人を斬罪又は流刑に處したので、翌萬延元（二五〇〇）年「櫻田門の變」となつて、井伊大老は水戸浪士等の爲に暗殺されいよいよ幕府の威信地に墜つるに至つたのである。

井伊大老亡き後、かく幕府の威信地に墜ちると共に、尊攘論はいよいよ盛んになつたので、老中安藤信正は幕府の威信恢復策として、朝廷の御威光を藉りて國事を處せんと考へ、公武合體

論を唱へ——象山も此の論者であります——畏くも孝明天皇の皇妹和宮親子内親王の、家茂將軍に御降嫁あらんことを請ひ奉り、内親王は文久元（二五二）年江戸へ御下向になつたが、これが爲幕府は却つて尊攘論者の非難を高め、安藤老中は翌文久二年坂下門外に邀撃されて負傷し、辭職し、幕府はまたまた威信を失墜しました。

かくて京都に於ける志士・公卿等の反對派も益々騒擾を極め、浮浪の徒もこれに乗じて白晝斬殺が行はれるといふ有様なので、幕府は新たに京都守護職を置き、會津藩主松平容保をこれに任じたところ、薩摩藩主の父、島津久光は公武間の斡旋を計るとの名目で、兵を率ゐて上洛し、朝廷の命によつて市中を鎮撫すれば、討幕派の長州藩の世子毛利元徳、土佐藩主山内豐範も亦上洛して京都守護の命を拜し、ここに朝幕相對立する形成となり、朝廷は大原重徳を勅使とし、島津久光を隨行として、江戸に下向せしめ、將軍の上洛、政治の改革を御下命になり、家茂は慶喜を將軍の後見、松平慶永を政治總裁職として、諸政を改革しましたが、更に勅使三條實美の御下向に會つて、翌文久三年三月家茂上洛し、勅を奉じて同年五月十日を攘夷決行日と定めたので、長州藩では下關で、米・佛・蘭の艦船を、薩藩は生麥事件解決の要求に來れる英艦七隻

を撃退しました。勇敢なことではありますが、新式重化学工業に基く軍需工業を持たず、新式武器の備が充分でなかつたので、誠に危険なことでありました。

更に進んで京都では長州藩が攘夷論の急先鋒となり、三條實美等と計つて朝廷を動かす奉つたので、孝明天皇は大和の神武天皇の御陵に行幸せられ、攘夷・親征の軍議を起させ給はんとしましたが、ここで重大なのは薩摩藩の動きでありました。その頃はまた薩藩は佐幕主義乃至公武合體主義であつたので、かかる過激政策に反対し、會津藩主松平容保と謀り、中川宮その他温和派の公卿と結んで朝廷を動かし奉つたので、朝議一變、行幸御中止となり、實美等は謹慎を命ぜられ、長藩は宮門守衛職を解かれて薩藩がこれに代り、長州藩士は、實美はじめ過激派の七卿を奉じて長門へ落ち（七卿落ち）、京都に於ける過激攘夷論は挫折するに至りました。これに激昂した攘夷派は各地に兵を挙げ、文久三年八月には藤本鐵石・松本奎堂は侍從中山忠光を擁して大和十津川に據り、同十月には平野國臣は七卿の一人澤宣嘉を擁して但馬生野で舉兵したが、いづれも平定され、翌元治元（二五二四）年長藩の家老福原誠後（元間）等は兵を率ひて入京し、藩主の無實を訴へ七卿の赦罪を歎願したが聽かれなかつたので、松平會津藩主を京都

守護職より除かんことを請はんとして宮門に迫り、ここに蛤御門の變（七月）が起り、——その直前公武合體の爲、奔走をしつつありし佐久間象山は京都木屋町で長州藩士の凶刃に仆れられた——徳川慶喜は會津・桑名・薩摩の兵を以て反撃を加へたので、長藩は朝敵の汚名を蒙り、福原等は長州へ逃げ歸つた。

幕府はこれに追撃を加ふべく、長州征伐の勅許を得て、徳川慶勝を總督とし、西國二十一藩の兵を以て廣島まで押寄せた處、長藩主毛利敬親は恭順の意を表し福原家老を自刃させたので、翌慶應元（二八六五）年征討軍は引上げました。

しかるに長州では開戦派の高杉晋作等が恭順黨を倒して戦備を修めたので、慶應二年家茂自ら大阪に赴いて長州再征軍を指揮したが、遅々として進まぬ中に、土佐藩士坂本龍馬の斡旋により薩・長二藩舊怨を捨て、聯合討幕の密約を結び、薩藩は幕府の爲の出兵を拒み、幕軍また長軍に破られて威信を失してゐる處へ、慶應二年八月家茂大阪城で病死し、一橋慶喜が十五代將軍に就きました。

又同年十二月 孝明天皇崩御になり、翌慶應三（二八六七）年 明治天皇が御年十六で御踐祚に

なり、御大喪の故に長州征伐を御中止になりました。かくて幕府の征長失敗による無力の暴露を見て、今まで佐幕派であつた薩藩の西郷隆盛・大久保利通等は、長州藩士木戸孝允と結んでいよいよ薩長同盟が成立し、土藩の坂本龍馬・中岡慎太郎は公卿三條實美・岩倉具視等との連絡を計り、これ等を通じて、慶應三年十月十四日討幕の密勅を拜したので、つひに大政奉還となつたのであります。

即ち土佐の前藩主山内豊信は既に同年九月藩士後藤象二郎を京都に遣はして大政奉還を慶喜將軍に勸告してゐたので、慶喜は十月十三日諸藩の重臣を二條城に集めて會議を開き、翌十四日、即ち討幕の密諭の下つた日、上表して大政奉還を朝廷に請ひ奉つたところ、翌日直に勅許相成り、ここに江戸幕府は十五代二百六十五年で倒れ、武家政治は頼朝以來六百八十二年で幕を閉ぢ、目出度く王政復古はなつたのであります。

昨夜は徳川末期の内政史を語り、如何にして大政を奉還したかを述べたが、然らば對外問題はどうかとなつたかといふに、慶應二年家茂が征長の爲に大阪城に入つた時、英・米・佛・蘭四國の公使等軍艦を連れて大阪灣に入港し、家茂に假條約の實行を迫つたので、家茂勅許を乞ひ、

朝廷は兵庫を除いて假條約の條項を勅許し給ひ、慶應三年には兵庫の開港をも勅許し給ひ、次いで明治維新に入り、我が國は鎖國から一轉、開國進取に進み、象山や秀帆の強兵富國的開國進取論を採つて、文明開化を攝取・消化して、今日の國運の隆盛を見るに至つたのであります。

佐久間象山の國防論と開國論

—

佐久間象山は文化八年に信州松代の象山の麓に生れたので、號を象山ソウザンといふのであります。「しやうざん」と發音することが容易しいので廣く行はれ、従つてそれでも差支へないが、もともとは「ぞうざん」でありました。文化八年は皇紀二、四七一年で、今から百三十年前であり、將軍は第十一代家齊（文恭公）の全盛時代即ち文化・文政（化政）時代で、名老中松平定信（越中守）は既に隱退してゐたけれども、なほ政治的・文化的に赫々たる頃でありました。又西曆は一、八一一年で歐洲大陸はナポレオン戦争で、阿修羅の巷と化してゐる中に、英國は着々として産業革命を行ひ、東洋進出の素地を作つてゐた時代でありました。

象山の諱は國忠、名は啓キキ、別名は大星衡樹——彼の和歌には此の字の署名があります。字は

子明（又は初子廸）通稱は修理、後の通稱は啓之助、號は象山の外に、滄浪、觀水道人、清虛道士、養性齋主人、懷貞亭長、松代蟄居中には吳澗、吳安、又子、恪二郎等と稱しました。

象山は朱子學、蘭學、此の兩者を綜合せんとする學統論、公武合體論、國防論、開國論、質易論を以て、歴史に名を留めた學者兼實際家でありました。従つて以下これらの諸點を傳記に織り込んで、發展的に述べようと思ひます。

象山幼にして俊敏穎悟、神童の風貌あり、夙に易を讀み、辭象を弄び、算數に長ずといはれましたが、これは父の影響でありました。父の一學（諱は國善、號は神溪）は松代藩士で、祿百石を食み、文武兩道に秀いでた偉材でありました。

また象山は鎌原桐山に就いて經學を學び、藤岡忠篤に砲術を、竹村七左衛門に馬術を學んで、父と同じく文武兩道に達せんと勵みました。文政十一（二四八八）年十八歳で家督相續をなし、續いて藩主眞田幸貫（感應公）の近侍に仕官しました。幸貫は松平定信の二男で、英名の聞え高く、象山を信賴し、象山二十三歳の時（天保四年、二四九三年）之を江戸の林述齋（當時六十六歳）門下に遊學せしめました。象山は主として學頭の佐藤一齋に就いて學ぶこと四年、朱子學の蘊奧を極め、

山田方堂と共に二秀才と稱せられ、また詩文にも練達しました。

かくて天保七(二四九六)年二十六歳で歸藩し、御城附助講に任命され「經書講釋」を擔任しましたが、翌八年に家老矢澤將監に提出した「學制三義」なる建白書に、その自信のほどを示してゐます。曰く「私儀不才に候へども以御厚恩十四歳より文事に心掛當年廿七歳まで餘り怠惰不仕候へば近來迄程朱の正學に不志罷在候ても文事一ト通りの事は何と出来可申候」と。

ここに程朱の「正學」といひ、又次に掲ぐる一文を見れば、學頭佐藤一齋が朱子學の傍ら陽明學をも奉じてゐるに反し、象山が如何に朱子學のみを正學と信じ、幕府乃至林家の思想統一政策に忠實であつたかが判るのである。次に掲ぐる一文とは、前文に續いたもので、「是に由て之を見候へば才氣德量の人始めより御法制に因て十五年間其正學に従ひ候はば實は私學の比に無御座候」といふのであります。

さてこの朱子學は一方に於いては霸道従つて徳川幕府を是認する思想であるが、他方に於いてはその思想の中に、大義明分論が含まれ、従つて尊王思想を生み出したものであります。而して又、儒學は一般に支那を中華とし、外國を南蠻、北狄、東夷、西戎とするのでありますか

ら、夜郎自大的に自國々力を過信し、外國を蔑視する傾向を含むものであります。今これらの諸點を究明しよう。

先づ第一に朱子學は宋の時代に、古代の孔孟の儒學を敷衍解説したものでありますが、その孔孟の思想の中に禪讓放伐を是認し、従つて霸道を認めるが故に、わが國體と一致しない點があります。即ち儒學によれば、王位は天命を受けたものがこれに上るべきものであり、天命の去つたものは、これを新たな受命者に讓るか、しからずんば追放・討伐されても仕方がない。しかも天命を受けてゐるか否かは、瑞兆等の迷信を別とすれば、人民(農民)の批判による、といふ徹底した民主思想、革命思想が含まれてゐるのであります。これによつて孔孟は、堯帝が血統關係のない舜に、舜が禹(夏國建設、十七代四百年世襲)に位を禪讓したことを是認し、又夏の暴君桀王を殷の湯が天命を受けて放伐して王位に就き、易世革命を起し、又殷が三十六世六百餘年續いた後、暴君紂王を周の武王が放伐したことを是認するのであります。

此の思想は、我が國に於ける覇者たる徳川幕府を是認する結果となり、されば幕府はこれを正學としたのであるが、是は萬世一系の皇統を戴く我が國體とは合致しない、儒學、朱子學の

一面であります。

しかるに儒學の他の一面に於いては、王霸の別を明らかにする點があります。即ち孔子その人は既に周室が衰へた春秋五霸の時代の人であつたが、孔子はその覇者たる齊の桓公、晋の文公等は飽くまで覇者で王者は飽くまでも周室であるを唱へました。又宋の朱子學に於いても、王者は飽くまでもその頃中原に侵入し來れる遼・金・元の如きは飽くまでも覇者たることを主張する名分論が含まれてゐるのであります。又明は滿洲族たる後金——後の清の入寇によつて累せられてゐたが、陽明學は大義明分を唱へてゐたのであります。

今朱子學を徳川幕府が官學に用ひ、その半面の天命論を以て政權を辯護しようとしても、他の半面たる大義名分論によれば幕府は飽くまでも臣下であり、恰も「齊桓晋文が諸侯を會同して以て周の天子に朝したるが如く、將軍は諸大名を引纏めて朝廷に仕へ奉るべし」福地源一郎「幕府衰亡論」といふ尊皇論が引出されるものであります。而して象山も漸次此の方向に進み、やがて公武合體論を唱へたのであります。

かくて徳川幕府を支持すべき朱子學者の中からも尊皇論者が出て來ましたが、之を倒幕論に

まで徹底せしめたものは、民間の漢學であつた陽明學や古學の研究者や國學者の中から出て來たのであります。

又儒學が支那を中華とし、外國を夷狄視する思想は、象山も始めは之を抱懐してゐたのであつて、天保十三年十一月に藩主幸貫に呈した上書には「元來仁義を辨へぬ夷狄の事とて唯利のみ賢く候得ば、一旦兵を構候方始終己れの利潤に相成可申と見込候はば、聊か我に怨みなくとも、如何様の暴虐をも仕可申候」と侮外排外思想を持つてゐた。天保十三年はイギリスが阿片戰爭を起して、漢學者の崇拜する偉大なる中華を、一撃の下に屈伏せしめた天保十一年(一八四〇)年の二年後で、象山のこの一文もイギリス人の打算心に就いていつてゐるのであります。

此の阿片戰爭の報がわが國に傳はり、やがてイギリスは我が國に對しても武力示威を以て開國を迫るべしとの報もあり、天下騒然して論議を鬧はせましたが、この頃は象山は國威論よりして攘夷を唱へてゐました。即ち「乍然、右等の成行を御心遣ひ、最初に其願筋御許容御座候はば穩便に事靜り候義可有之候得共堂々たる神武の本邦を以て是迄久敷御拒絶御座候ひしイギリスに此度の兵勢を御懼れ容易に交易の義を御免し御座候と申候ては春秋の所謂城下の盟同様にて公

儀の御耻辱此上あるべからず、依之天下の剛大正直セイチョクの氣も折クジけ神國尙武の御稜威レイヅも衰弱仕始終外の輕侮を來し候て、其弊害擧て不可言」といつて排外強氣の攘夷論を述べてゐるのであります。又この天保十三年頃には、象山はなほ貿易が經濟的利益を我が國に齎らすことを認めず、「年阿蘭陀へ被遣候銅の義は多年識者の憂ひを抱き候事に御座候。此上に又イギリスと交易相開き候はば益天下有用の品を以て外國用の品と取替候譯にて天下の御大計に御座有間敷奉存候」故に「イギリスへ交易御免の儀は相成間敷義と奉存候」と、徳川初・中期の漢學者一流の貿易有害無益論と鎖國論を唱へてゐるのであります。然らば斷然外國船を打拂ふかといふにそれも當時の日本の武力では實行できないといふのです。即ち曰く、「左れば迎一概に御拒絶御座候はば必定戰爭に及ぶべく、戰爭に及候迎も……此儘にては我の勝算至て乏しく候」と。それならばどうするかといふに唯だ國防を嚴重にせよ、然らば外國は濫りに來航しまいといふのです。即ち「如何様とも被盡御國力候て御武備を御嚴重に設けられ、自然と虎狼鬪闘の心を消阻」するやうにしなければならぬといふのであります。

その具體的方法はといへば前年（天保十二年）に上申した「海防八策」によれといふのであり

ます。その八策とは、和蘭への銅の輸出を暫時禁止し、之を以て大砲を造り、砲臺を築き、黒船を造つて平素は江戸に廻米の遭難を防ぎ、巨船を建造し海軍將兵を養成すべき事等の直接防備強化の外に、國民學校を興して日本精神を鼓舞し、團結を固め人材登用の道を拓くべきこと等銃後國內新體制をも唱へてゐるのであります。

即ち、

- 一、諸國海岸要害の所に嚴重に砲臺を築き平常大砲を備置き緩急の用に應ずべき事
- 二、和蘭貿易の銅を暫く差止め右の銅にて西洋製に倣ひ數百數千門の大砲を鑄立て諸方へ分配すべき事

三、西洋式の大船を作り江戸廻米に難破船なからしむる事

四、人選を以て海運の取締を命じ異國との通商は勿論海路一切の奸謀を取糺したき事

五、洋式の軍艦を造り水軍の駆引に習熟せしむべき事

六、各地に學校を興し教化を盛にし愚夫愚婦迄皆忠孝節義を辨せしむべき事

七、賞罰を明かにし恩威並行ひ民心を固結せしむべき事

八、貢士の法を起すべき事

といつてをります。

今この頃までの象山と我が國の對外交渉史との關係を見るに、家光以來百五十年の鎖國の夢破れて、四方から黒船が我が國に來寇し、文政八年無二念打拂令が發布された時は、象山は十五歳であつたが、天保十一年阿片戰爭の時は三十歳で、その前年即ち天保十年の二月に象山は再度江戸に遊學し、林家で學ぶ傍ら、神田お玉池に象山書院（五抑精舎）を開いて講義をやつてゐたのでありますから、阿片戰爭事件には甚くシヨツクを受けました。そしてその年高嶋秋帆は、「砲術に關する上書」を呈し、翌十二年五月九日武藏徳丸原で洋式砲術を公開して天下の耳目を聳動せしめましたから、象山も深く感動したに相違ありません。その年六月藩主宰貫老中となつて海防掛に任命されましたので、象山はその顧問となり、そして「時務人策」を獻じたのであります。

安政元（二八五四）年四月に象山は門弟吉田松蔭が外船に潜入して海外に密行せんとした事件に連坐して、江戸傳馬町の揚り屋に投ぜられましたが、獄中に考案した「省讐録」も、わが國防

不備に對する悲憤と國防の充實急務を説いたものであります。

省は反省の省で「かへりみる」であり、讐は侃々諤々の侃の下に言をつけたもので「あやまち」であり、従つて省讐録とは「あやまち」を「かへりみる」手記といふのであります。その過誤とは幕府が國防を忽せにしてゐることをいふのであります。曰く、

曩（嘉永三年）予借一二友生、爲鎌倉之遊。途泛海。過荒岬。抵城島。泊三崎。歷松輪。宿官田。次浦賀。上猿嶋。觀於金澤。出本牧而歸都。其往來所由。親設防堵。備海寇。無慮數十餘所。而錯置皆不得法。無一可當防截之選者。至此不覺仰天浩歎。辨胸流涕者。久之。かかる防備不充分、且つ海外事情に通ぜず、夜郎自大的態度を採つてゐて、到底歐米と戦ふは不可能である。

不_レ知_レ彼。不_レ知_レ己。每_レ戰必_レ敗。固也。然知_レ彼知_レ己。在_レ今_レ時。未_レ可_レ言_レ戰。悉善_レ彼之所_レ善。而不_レ喪_レ己之所_レ能。然後始可_レ以言_レ戰。

と孫子の言を引いて、武備不_レ充分の國が、徒らに觀念的に自力を盲信して、近代科學の裝備を有する外敵と事を構へては、支那と同じ運命に陥るべきことを警告してゐるのです。これは

依然朱子學に心酔して、中華の文化に酔ひ、「元來仁義を辨へぬ夷狄」と、歐米人を野獸視してゐた態度と著しく異なるものがあり、大いに海外の事情を知らねばならぬと唱へるやうになつたのであります。かくて象山は四十歳を越えて、自己の一身が獨り國內のこのみならず、この世界に繋つてゐるのを自覺するやうになりました。即ち、

予年二十以後。乃知匹夫有_レ繫_二一國_一。三十以後。乃知有_レ繫_二天下_一。四十以後。乃知有_レ繫_二五世世界_一。といつてをります。

しかしながらこの省譽録では唯だ國防を嚴重にすることによつて、外侮を防げといふ消極的な態度に過ぎません。我が國が外國の如き近代的武器を以て國防を充實する爲には、鎖國を止めて、海外の科學、技術、機材等を輸入しなければならぬ。即ち乾坤一擲、開國進取の策に出なければならぬといふところへまでは行つてをりません。象山がこの開國進取を唱へるのは、故郷松代に幽閉せられて蘭書を読んでからでありました。

二

象山は安政元年九月二十九日、幕府の命によつて、家族を伴れて松代に歸り、家老望月主水の聚造樓と呼ばれる景色の美しい別邸に九年間の蟄居及び讀書生活に入りました。

無事樂_二清虛_一。陋居亦不_レ惡。藥酒四五盞。異書二三策。窓隙香煙流。座間松露滴。終日對翠屏。不_レ羨_二岩樓客_一。

といつてをりますから、此の靜坐して異書を読む生活は象山の一生にとつて、反省と考察の爲に餘程爲になつたに相違ありません。

ここに異書といふのはデッケルの兵書、ウキスキュンデ・シヨメールの『百科全書』、ソンの『宇宙記』等々で、この頃には既に蘭語・蘭學には熟達してゐました。

ここで象山の蘭學の素養を見ておく必要があります。

象山は天保十年江戸へ再遊學した時から、渡邊華山、坪井信道等の蘭學者と交遊し、外國の知識を吸収してゐましたが、なほ黒川良庵、杉田成郷(梅里)等に就いて相當深く蘭學を學び蘭書を通じて、銃砲、兵制、築城、造艦等の技術を究め、天保十四年郡中横目役を受命すると蘭學知識を應用し、シヨメールの『百科全書』を手引として、硝子を製造しました。象山がか

く近代科學的技術に基く産業に自ら着手したこと大いには、に敬服すべきことで、幕府の志士の中で徒らに悲憤慷慨したり、觀念的國防論を振り廻はしたりしたのではなくて、實際の軍需産業の經營にも乗り出した實際家でもあつたのです。彼は自ら松代領内を視察踏査して、沓野村の鐵鑛、綠礬、灰汁鹽、結麗土、硝石等の開發を勸告した「興利祛弊意見書」を藩主に呈出した

りしたのであります。

弘化三(二五〇六)年に、藩主が老中職を辭して歸藩せるに隨つて、象山も松代に歸り、塾を開いて有爲の人材の養成に力め、又藩命により蘭人へウセルの書に基いて大砲を鑄造しました。又ケールケの兵書やカルテンの砲術書を讀んで技術的知識を深めたのであります。

嘉永元(二八〇八)年には又々蘭書を頼りに大砲を鑄造し、松代郊外で試射したほど、實際的技術に熟達して來ました。

同二年にはヘンドリック・ゾーフが日本語譯したハルマの蘭語辭典を改訂し、出版せんとしましたが、幕府は何故か許可しませんでした。この頃幕府も慌てて新式兵器の研究や輸入や生産に乗り出し、財政困難をいよいよ深めてゐたほどであります。幕府以外の藩主や藩士がこ

れをやつて實力を充實するのを嫌つてゐたやうであります。又幕府お抱への「砲術家」なるものがあり、これが一種の封建的の門閥を爲し、同門以外の砲術家を嫉視窘迫したことは、高嶋秋帆の例について見ても明らかなることであり、象山もかかる原因からして白眼視され、その著書の出版を禁壓されたのかも知れません。

次いで象山は嘉永三年に江戸に出て、砲術の研究を重ね、三浦半島を巡視し、同年十二月一日歸國しましたが、翌嘉永四年には無職となつたので、再び江戸に出て木挽町に砲術兵書の講筵を開きました所、その名聲嘖々として擴まり、門下數千人を數へました。同五年には「砲卦」なる書を表はしましたが、これは西洋式の砲學と支那の卦とを綜合したもので學統論の一方面であります。この砲卦といひ、學統論といひ、公武合體論といひ、象山は舊いものを一舉に棄てないで、新らしいものとの綜合を考へて行く人でありまして、此の漸進主義が後に長藩の急進的尊攘主義の志士の手にかかる原因を爲したとも見られます。

嘉永六(二八五三)年にペリーが浦賀に來た時は「時勢十策」を書いて幕府に呈し、嘉永七年(安政元年、改元は十一月廿七日)正月米艦再來し松代藩が横濱警備に任せられた時、彼は軍議役

として出張し、外人取締の不便な下田開港に代ふるに横濱を以てせんことを勧め、又『横濱日記』を書きました。

しかしまだ此頃は夷狄蔑視、攘夷思想を持つてをり、同年四月六日松蔭事件（三月二十七日下田で米艦に投げんとす）に關聯して傳馬町に下獄し、『省警録』を書いた時もなほさうでありましたが、同年九月松代に幽閉され、九ヶ年を過ごす中に思想の轉換を見たのであります。

上述の如く蘭學に熟達した象山は、自己の學力を既に弘化二年六月八日某宛の書簡に於いて相當に表明してゐます。即ち「西洋學は手廣のものに候故出精仕らず候ては果敢どりも不致且又是迄一向心掛け候はぬ事に候所謂晚學に候故別して苦學仕らず候ては届き不申候に付晝夜を限らず勉強仕り夜分も冬夏に拘らず九つ八つに及び申候乍去右の苦學の甲斐御座候て世に才子と中程の人の一年の業と申を六十日計の日數にて事を了し候」かくて「近來は世に六ヶしき書と雖も靜に考へ讀候へば大抵埒明き申候依之自分の益は勿論御國家の御爲にも莫大相成候事は大慶仕候事に御座候」といつてゐますが、此の調子は餘程自信に満ちてゐることを表示するものでありませう。而して松代幽閉時代はその蘭語の知識を以て、益々深く外國事情や自然科

學の勉強に精進し、一步々々新思想に轉換して行つたのであります。

かくて象山は漢學の觀念的自大的傾向を非難し、洋學を讚へるやうになりました。これに就いては既に嘉永二年藩公（感應公）に呈上した書簡に於いて次の如くいつてをります。

「西洋諸國學術を精研し國力を強盛にし頻に勢を以て周公孔子の國迄も是が爲に打掠められ候事抑何の故と被_レ思召_レ候や畢竟彼の學ぶ處は其要を得是の學ぶ處は其要を得ず高遠空疎の談に溺れ訓話考證の末に流れ候て……一體萬物の窮理其實を失ひ候國風にて其論じ候事と行ひ候事と相背馳し候故人材を選び候趣法を論じ候ひ乍ら賢者能者下位に居り愚者不肖者國柄を執り候弊を救はず、國を富し兵を強くするの策を立候へども國の遺利を興して有用に供し時變に達して兵制を改むることを知らず火技ありといへども昔日の陋習に泥みて新得の妙術を講究せず、船艦の制其不便なる事知者を待すして知れたる事に候へども改正するすべをも知らず、唯ひたすら己の國のみよき事に心得外國といへばひたもの輕視し候て夷狄蠻貊と賤しめ彼の實事に熟練し國利をも興し兵力をも盛んにし火技に妙に航海の巧なる事遙に自國の上に出たるを知らず居候故に一旦イギリスと亂を構ふるに及び大敗を引出し耻辱を全世界に貽し大に古昔聖賢の體

面を破り候事に御座候」

かくて象山自ら嘗てその弊に陥つてゐたやうな外國蔑視は止めなければならぬといひます。「向後外國を斥して戎狄夷狄と御稱呼無御座候様有御座度奉存候。凡そ戎狄夷狄と呼び候は漢土の中國にて四邊の外邦をさし候辭にて代々聖智の王者出られ賢才の臣下多く人倫の教へも明かに相立ち禮樂刑政制度文物形の如く備り候故に倫理綱常もなく文字の教へ届かざる邊土の民をも毛だもの如く蟲豸の如くに被思召候故に戎狄とも蠻貊とも呼れたる事に御座候。其申候癖常となり候而御本邦の如く綱常正しき君子國迄を夷狄と申候は漢人既に誤り候義に御座候然るを御本邦にて又其誤りに倣ひ只管外邦他國を貶し學術技巧制度文章此方より備り候と相見候有力の大國を戎狄夷狄と御稱呼被爲在候は甚だ如何之義と奉存候」

又國學がわが國體を明徴にするのは當然の事であるが、外國を夷狄視するのは、漢學者と同じ弊に陥るものであるといふ考を、安政五年に京都にゐた星巖宛の密書で表明してをります。

「其御地は江府とも違ひ元來洋籍乏しく其邊の學者も至て稀々の様」……「其上國學者流と稱し候者共の牽強捏合本邦限りの私言も平生縉紳家の際には餘程其害を流し候様にも承り深く苦

勞に存候義に御座候」

しからば我が國は如何なる方策を採らねばならぬかといふに、象山は同じく星巖宛の密書で「總て魯西亞のペートルの規模の如く廣く人を選んで外國へ出し、其長する所の諸術を學ばせ、

方に其形勢時情を探索し、又多く外國の名士を招引し襟胸を披て御優待有之本邦になき所の藝術の師として盛に諸學科を興し城制を變じ遊民を禁じ刑罰を省き器械學を盛にし、工場を開き大艦を多くし航海商法を復し此方に官府の制度を受けざるミニストル置候ならば此方よりも彼地に彼の制度を請けざる官吏を置き行々外地の貢賦御府庫にねり御國力の實に英佛彌利堅にも被爲候様、年月を期して被爲行届候様」願ひたいといふのであります。十八世紀に後進國であつたプロシヤのフレデリツキ大王が、フランスのヴォルテールを招いて師傅として、先進文化を學んだが如く、又ロシアのペテロ大帝がドイツやオランダの産業技術を學んだやうに、我が國の指導者は、啓蒙的でなければならぬと主張するのであります。而して此の啓蒙的開國主義を以て明治維新後の新政策の準備を爲したものとひ得ませう。

かくて象山は洋學と漢學とを綜合する學統論を唱へ、道德は漢學の領域、自然科學は洋學の

領域に屬せしむべしといひました。即ち文久二年幕府へ上呈せんとした長文の上申書の中に、
「道徳仁義孝悌忠信等の教は盡く漢土聖人の謨訓に従ひ天文地理航海測量萬物の窮理砲兵の技
商法醫術器械工作等は皆西洋を主とし之世界の所長を集めて皇國の大學問を成し候」といつた
のであります。これはこの道徳を支那の道徳としないで日本思想とし、その表皮に西洋の自然
科學を持ち來つて、採長補短の具に供した、明治以後の我が國の文化・思想政策の先驅を爲す
ものであります。

而して象山は遂に積極的開國貿易論を唱へ、商業は周の制度に於ても立派な職業として認め
られてゐたからであるから、之を蔑視すべきものではない、別して當今幕府財政の窮乏せる
際には、政府の船舶を以て、盛んに世界貿易をやりその利益を以て國防外交の費用に宛つべしと
いふやうになりました。即ち（儲貿易理財之義に御座候處私儀本より此筋修業不仕乍去洪範の
八政食貨を一二に列し周禮天官の職九職を以て萬民に任じ商賈早ひに貨財を通ずるを以て一職
の務を爲し候事に候へば貨財の義は先王の政事食に次で被重候事兼て心得罷在候別して當今の
御代御國用乏しく御座候では何事も思召通に出來させられまじく是非共御理財の御法相立不申

候ては被爲叶間敷……別に専ら西洋の貿易理財の術御用ひ……公儀御船を以て其定額をも被爲
立、不斷清國を始め五世界に往來して彼の民と貿易し、其御出方を以て防海の御入費、外藩御
接待の御用途に被爲充度義と奉存候」といふのであります。しかしながらかかる外國貿易を、
朱子學で育つた觀念的な幕吏に管掌せしめようといふが如きは、まだ舊幕思想を脱し切らぬ所
があります。又、その貿易の目的が單に國防費を稼ぎ出すため、高々軍需品の輸入の爲であつて
——之は勿論根本的に重要ではありませんが——進んで大いに外國の機材原料を輸入して我が國
に輸入産業を起し、人民の産業の増加と富裕化、人口の増加、租税の増納等によつて富國たらし
むべしといふ所までは進んではをりません。象山はなほ強兵の爲の開國道商を主張したのです
が、富國の爲の貿易論は長崎の町役人であつた秋帆によつて大きく唱へられたのであります。

しかしながらかく貿易によつて富國となり、貿易に飛躍する町人が富裕となつて、士農階級
の上に立つやうになつては、封建制度は倒れて天皇を大御親と仰ぎ奉り、萬民兄弟たる維新の
新制を齎らざるを得ません。従つて始め朱子學で育ち、なほ封建思想の殘滓を有する象山は
折衷的な公武合體論を唱へたのであります。即ち文久二年十月幕府は攘夷の御督促を受け、

之を諸大名に下問した際、松代藩では象山は藩主に次の如く建言致しました。即ち「右御尋之
策略に至り候ても私儀などの及候處に無御座候……御家の左衛門佐様、楠公等と雖も……孔明
・孫子・太公望と雖も……孔子孟子と雖も」策略は立ち得まい。その理由は五世界の總面積二百
三十七萬九千五百五十六方里であるのに我が國の面積はドイツ里法で一萬方里にも及ばず、即ち
五世界の二百分の一にも及ばぬ小國である上に、外國は三大發明（開龍の新世界、哥白爾の地
動、奈頓の重力）を始め、天文、地理、船艦、銃砲、城郭の制度が日進月歩してゐるのに、我
が國は學術も武備も遙かに遅れてゐるからであるといひました。

然らば如何にすべきやといふに象山は「其本に反らせられ候様奉願候」と、家康時代の開國
の昔に反へれ、而して公武合體へ進めといふのであります。

「抑も五世界の學術技巧次第に開け、各國の勢力所作此姿に相成候も、實に天運の然らしむる
處、皇國獨り此天運を奈何せらるべき……又學術智巧は互に切磋して相長じ候もの故に、たと
ひ此節此鎖國の御計策被爲届候とも始終御鎖國の御手始にて御國力も御伎倆も頓に外國に劣ら
せられ終に御鎖國も遂げさせられ難きに至り可申……夫よりは御志を被爲降、外藩と禮儀を以

て御交通御座候間に、公武御合體にて御國是を被爲定……古代神聖の己れを捨て、人に従ひ、
人に取て善を爲すの御規模に被爲則外蕃の長する筋を悉く被爲集、外國にて追々日本領を被爲
開……かくて國力兵備充實すれば「兼ては關關の禍心を包藏致候國々も自然と奉畏服、又御
徳化を奉慕候上よりは貢獻を修めて奉臣從候類も可有御座候」
といつて、象山はいよいよ公武合體の爲に京都に出で、實際運動に身を投じ、そして生命を
捨てたのであります。

三

象山は文久二年十二月廿九日、九ヶ年間の閉門から赦免され、長州藩及び土州藩から招聘を
受けたり（文久二年十二月）自藩の藩政政策に盡力したり（同三年一月）京都の朝廷から召命を受
けましたが、元治元年三月十七日拜受の召命によつて上洛して以來、最後の華々しい活動を試
みました。

即ち二十九日京都へ着くと、四月十日には山階宮に召され、十二日には一橋慶喜に謁し、五

月一日には將軍家茂に、十五日には朝廷溫和派の指導者中川宮邸へ伺候し、公武合體、彥根遷幸、開國詔勅換發の運動を試みましたが、尊攘派の巨頭長州藩士久坂玄瑞の爲に、洋鞍白馬に跨つて山階宮より歸るさ、三條木屋町に殺害されたのであります。時は元治元(二五三)年七月十一日、象山は享年五十四歳でありました。象山は京都妙心寺に葬られてあります。

象山は和歌をよくし

「せりにあへば散るもめでたし山櫻

めづるは花のさかりのみかは」(衡樹)

といふのがありますが、之は彼自身の辭世ともとれる歌であります。

象山の生涯と事業とを一言にしていへば幕府に對しては尊王思想を鼓吹することによつて、慶應三年の平和的な大政奉還の素地を作り、尊攘派に對しては進取開國論によつて、世界情勢に就て啓蒙し、無謀なる戦争による植民地化の危機を脱せしめ、明治時代の文明開化に對する準備を爲さしめた、といつて好いと思ひます。

明治維新後、わが國の開國進取政策を指導した井上馨は象山遺墨について、

「此象山佐久間先生の遺墨は嘗に詩書双絶なるのみならず余が維新前攘夷論者より變じて開國論者となりし歴史と密接の關係あるを以て明治十五年の頃某友より購入して珍藏するものなり……武備充實論に至りては余が素論たる海軍振興論と符合する」といつて、その進取思想を如何に深く、象山に受けたかを、語つてゐるのであります。

附
錄

日本思想史概觀
(隨筆)

日本思想史概観

一年間の世路艱難、喜怒哀樂、懷疑煩悶等の、感覺の迷蒙が一夜の中に晴れて、鏡のやうな心底（本心）に映づるものは何か？ 俳聖鳴雪にとつてそれは

元日や一系の天子富士の山

であつた。凡そ日本の「社會的本體」に屬する人々——階級の如何を問はず、凡そ「日本國力の發展を促進せんと協力努力しつゝある人々は」すべて鳴雪に同感である。富士山の如き肅然たる誠心を以て「海行かば水づく屍……大君の邊にこそ死なめ……」と覺悟せるは、ひとり萬葉時代の武人のみならず、日本歴史の續く限りの凡ての日本人の覺悟であり、知識階級も亦人後に落ちるものでないことは、昭和十四年新聞に發表された、前線部隊長よりの報告によつても

明らかである。日本の知識階級が心底に於いて「日本思想」を直感又は直接體驗せることは些の疑を容れない。

しかしながら「知識」階級は此の直感を何とか知的形式に、即ち理論に組織立てなければ満足しない性向がある。インテリ「日本主義」に對する逡巡の原因の一つはここにあると思はれる。

勿論、理論化できればそれに越したことはないので、我々凡ての國民が協力一致、理論化に努力しなければならぬ。日本思想には理論がないから駄目だなど、他事のやうにいふ人間は、日本國民としての責任を感じぬ人間である。又今更時流に乗るやうで氣恥しいといふやうな虚榮心もあるやうだが、こんなものは一擧に捨てて終つて、わが國力の増進に馳せ参じなければならぬ。今や東亞新秩序の建設は、アングロ・サクソンの世界體制より獨立せんとする日本歴史の運命兼使命であり、従つてこの使命を分擔することは、單に時流に乗ることでも、曲學阿世でもない。明治以後永い間後進日本は英米に追従して生長する外は道がなかつたのであり、従つて思想も英米式世界思想を借りてゐたが、今やこれは生長して獨歩せんとする我が國を抑

歴することとなるのである。マルキシズムが我が日本思想と根底的に背反するのみならず、ソ聯の世界制覇、特に東亞侵略を目ざせるものなるが故に、採るべからざるはいふまでもない。過ちを改むに憚ること勿れといふ格言は支那から來たものであるらしいが、童心の生々させる日本人こそ最も良く實行し得る民族だと思ふ。又一旦回心せる人々の過去を洗ひ立てて窘迫するがごときは本統の日本人のすることではない。遠い昔は措いて問はず、明治政府が舊幕の武士を要路に取立てたあの武士道的寛容こそは我々の誇りとすべき點であつて、現下ソ聯の肅清殺戮や支那の漢奸狩りの如きは民族心理に我々と異なる點である。

又、日本思想が上述の如き特定國民の論理形式に合はぬばかりではなく、凡そ世界一般に共通な普遍妥當的の理論に合はぬといふものがあるが、しかしかかる普遍原理——例へばギリシヤ人の「ロゴス」、ユダヤ人やキリスト教徒の「神の愛」佛教徒の「佛の慈悲」支那人の「天道」英米人の「人道」等々——も抽象的原理としては傾聴に値するが、それが實際の世界に實現せられる場合には、いづれも悉く主觀的なる民族的國家的形態を採り、異民族制覇の手段に用ひられたものであり、日本思想史は——日本の實際の歴史も、之等に對する受容、消化、衝突

克服の過程といつて好い。インテリが胸奥で憧がれてゐるやうな客觀的普遍的原理は、理想として掲げてゐるのは好いが、現實世界には實在してゐないのだといふことを知らねばならない。以下この事を歴史に於いて示すことが日本思想の特色を自覺する爲にもなると思はれる。

二

今社會思想史を編年史的に叙述する煩を避けて、典型的なものを拾つて行くと、最初に拾ふべきはプラトーンであらう。彼は「國家人間説」を唱へた。曰く、個人の精神は知情意よりなるものであるが、その知識が命ずる所を、意志が執行し情慾が之に服従する處に人格が完成する。國家はかかる「人間の擴大せられたるもの」(“the individual writ large”)で知を代表する哲人為政者が命令する所を、意を代表する官吏軍人階級が執行し、情慾の具現者たる生産階級が之に服従する所に國家の秩序が成立する。為政者の徳は明智であり、官吏軍人の徳は勇氣であり、生産者の徳は節制であり、この三徳目がそれぞれその所を得ることによつて實現せられる調和が即ち正義である。各人はそれぞれ自己の徳乃至職分を發揮して、國家のイデア(理念)たる正

義(ディケ)を實現しなければならぬ、といふ倫理説をも併せ唱へた。

このプラト説からは、我々日本人が大いに學ぶべき點——職分説、徳目説等——があることはいふまでもないが、しかしまた探るべからざる點も多々あることを知らねばならぬ。後者のうちの細かい點——例へばこれは職業階級の世襲制度を認めるものであるとか、知識、意志等の良き要素が特定の階級のみ限定せられてゐるのは、ヒューマニズムに反するとか、一階級人は一徳目のみで好いかの如き誤解を招くとか等々——は措いて問はずとするも、抑々社會思想の方法に於いて我が國のそれとは根本的に相違する。即ちプラトの國家論は理念哲學によつて構想せられたものであるが、我が國のそれは歴史論である。神代に與へられた歴史的の國家その者から出發するのである。我が國に於いて理論とは歴史の直接體驗とその解釋とであつて、抽象的普遍的構想的の論理ではない。又事實の直「感」から出發するのであつて、架構の理念の直「觀」からではない。従つて我が國に於いては國家は個人の擴大せられたものではなくて「家の擴大せられたもの」である——日本思想は家族的國家思想である。神武天皇の肇國の御宣言「六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲む」(日本書紀)を、そのまま社會

國家思想として歴史的に現實に服膺して來てゐるのである。

連綿たる皇統は、國祖の直系をき給へるもの、國民は國祖より分派せるもの、従つて皇統と國民とは、法律學上に於いては主權者と臣民との關係に立つが、社會思想上に於いては大御親と赤子との情誼關係に立つものと直感せられてゐる。此の點ナチス思想と異なる——ナチス思想は日本思想と同じく歴史主義であり、且つ血族協同體(Blutgemeinschaft)思想であるが、しかしそれは、父無き兄弟團體である。尤もヒットラー總統は現在に於けるドイツ民族の父であるけれども、我が國に於けるが如く連綿たる歴史的關係と親子感情が無い。さればドイツは非常に我が國の國體と歴史とを羨しがり、特に綿密な日本歴史の研究に没頭してゐる。我が國のインテリが、日本思想が歐米式論理形式に合致せぬから駄目だ、などといふのと正反對で、その合致せぬ日本の強い個性を研究に來るのである。農家の家族主義、工場へ稼ぎに出た子弟妹の送金、その盆暮の歸省、墓參、氏神參拜、農村、工場、小學校に於ける國旗掲揚式等々は彼等の最も注目する題目である。

我が國の古代に於いては、此の家族的國家思想は、氏族制度に如實に實現せられ、而してこ

れの直接體驗たるところの思想感情は和歌として直接に表現せられて國民一般に容易に弘まり傳へられた。氏族とは同一祖先より出でたる血族團體であり、従つて日本民族は一氏族であるが、宗家たる天皇氏に對する親疎に従つて、多くの小氏に細分せられ且つ格付けせられた。後者は即ち姓(骨)の制度であり。而して姓に従つて職務が分掌せられ、且つそれが世襲であつたから、各氏は氏の上を尊崇すると共に、祖先を氏神に祀つて崇拜した。「海行かば水漬く屍」を詠んだ大伴家持の屬する大伴氏は、道臣命の後裔であり、神代より軍職を世襲し來り、仲哀天皇の御代に、大伴武持が大連の姓を與へられたが、家持の頃に此の氏姓の尊貴を汚がす不肖の子が生じたので、彼は族に喩す歌を詠んでゐる——「ひさかたの、天の戸開き 高千穂の 嶽に天降りし 皇祖の 神の御代より 梶弓を手握り持たし……秋津嶋 大和の國の 檣原の 畝傍の宮に 宮柱 太知り立てて 知らしめしける皇祖の 天の日嗣と つぎて來る 君の御代御代 隠さぬは 赤き心を 皇方に 極め盡して 仕へ來る 祖の職……虚言も 祖の名斷つな 大伴の氏と名に負へる 健兒の伴 磯城島の倭の國に明けき

名に負ふ伴の緒こころ勤めよ」

と。

この家門の譽といふ思想は、皇統の連綿とともに、民家の傳承となり、家父によつて家人に教へ込まれて來た。

明治天皇の憲法發布の詔(明治二十二年)にもこのことが拜承せられる。

朕、我が臣民は即ち宗祖の忠良なる臣民の子孫なるを回想し、其の朕が意を奉體し、朕が事を獎勵し、相與に和衷協同し、益々我が帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の遺業を永久に堅固ならしむるの希望を同じくし、此の負擔を分かつに堪ふことを、疑はざるなり

と。

國が擴大されたる家であり、天皇が最高の大御親であらせられることは同じく、明治天皇の討幕の密勅(慶應三年)に於いて、言葉通り伺ひ得る——神州將さに傾覆せんことを。朕、今民の父母たり。是の賊にして討ぜずんば、何を以て上先帝の靈に謝し、下萬民の深讐に報いや——と。

大御親の御仁慈は、遠くは 仁徳天皇の「高き屋に上りて見れば」の御歌に於いて、また、
聖武天皇が諸道に遣はされんとする節度使に賜へる御歌に於いて、切々と感銘せられる——
食國の 遠の朝廷に 汝等し 斯く罷りなば 平らけく 吾は遊ばむ手抱きて 我は御在さ
む 天皇朕が うづの御手以ち 搔撫でぞ 勞きたまふ うち撫でぞ 勞きたまふ 還り來
む日 相飲む酒ぞ この豊御酒は

大夫の行くとふ道ぞ凡ろかに

念ひて行くな丈夫の伴

かくて農夫や漁夫の身分より出でた防人も

・ 今日よりは願なくて大君の

醜の御楯といでたつ吾れは

と、大御親に對して身命を抛つての忠孝を盡さんとした——かかる忠孝の心情は、日清、日露
支那事變等に於ける勇士の歌に、今も昔と變らず、生き生きと發露されてをり、わが家族的國
家思想が連綿と續けるもの、日本人は昔も今も變らぬものと痛感せられるのである。

三

「出家遁世」を説き、「遠離穢土」を教へ、樹下石上に於ける個人靈魂の平靜のうちには涅槃のあ
ることを唱へた佛教が渡來し（皇紀二二二二年）その影響は個人主義を刺戟して、氏族思想を
衰退せしめると共に、その佛教を信奉した大臣蘇我氏を跋扈せしめ、蘇我氏は神道の祭官たり
し大連物部氏を亡ぼして横暴が募り、氏族制度の弊害がいよいよ激しくなつたので、同じく神
官たりし中臣氏（天兒屋根の命の後裔）に屬する鎌足の獻策によつて、大化の改新（一三〇五
年）が行はれ、一君萬民の中央集權と人材登用世襲制度の廢止に基く官制が樹立せられた。

かくて天皇と個人との間に專横蟠居するやうになつた大家族たる氏族制度を廢して、一父萬
子の家族的國家たる國體が明徴せられたが、社會單位は決して絶對的の個人になつたのではな
くて、氏族の中に含まれてゐた戸即ち小家族となつたのである。個人は依然として家の擴大た
る國と、國の縮小たる家とに縋りつき、この中に産れ育ち死ぬのである。佛教の個人主義は決
して日本思想たる家族的國家主義に、とつて代ることはできなかつた。日本思想は佛教を、我

が國民が既に持つてゐた清淨心とか慈悲心とか誠心とかを深めんが爲の道德的手段に用ひたに止まる。その證據には家の中に佛壇を神棚と共に備へて祖先崇拜の用に供してゐる。

又、個人主義に非ざる佛教の一面、即ち大乘佛教も我が國に於いて大いに榮え、一方に於いては原産地たる印度に於けるよりも該博精緻な哲理組織となることも、他方堂塔伽藍、佛像彫刻繪畫等となつて我が國の文化を大いに促進したが、しかし、それが政治の上に位せんとする高教 (high church) 主義の弊害を露はし、山法師が官闕を憚ませたり、道鏡の如き僭上者が生じたりするや、忽ち佛教は排撃せられ、神道國家たる國體が顯彰せられ、現人神に在はす、天皇は主權者にして一切の者の上に位し給ひ、國家は寺院教會の上に、政治法律は外來宗教の上に在ることが明らかにせられた。勿論、この政治は祭り事であり、皇祖の神意を恢弘し給ふ事であつて古神道その者である。我が國體思想はそれ自身宗教であつて——宗派ではないが——思想としての外來宗教は不必要なのである。大和の雷山の傍の皇居の側に侍した神本人麿は、大自然の威力の上に位し給ふ現人神の御稜威に打たれて歌つた——

大君は神にしませば天雲の

雷の上にいほりせるかも

ど。我が國民は國內に於いて、根本思想體系は、宗教をも含みつつ、これを自給自足してゐるのである。この點も今も昔と少しも變らぬ——前線の勇士が「靖國神社で逢はふぜ」とか、家族の者に「逢ひたくば靖國神社へお出で」とかいつてゐるのは我が國民の安心立命の地が、西方淨土でも天國でもなくて、我が國土、國家それ自體であることを如實に語るものである。

佛教が各人に教ふるに五慾より解脱し、かくて得たる心の冷靜の中に安心立命せよといふことを以てする、その小乘的解脱宗教たる側面は、民族の如何を問はず、凡ゆる個人に妥當するのであるから、世界宗教であり、普遍的に妥當する客觀的眞理なるかの如く思はれるが、その手段として極端なる清貧主義や、出家遁世を、國民の大多數が實行した時は、印度のやうに、家族的國家は亡滅したのであらうが、家族とか國家に執着した我が國民はこの運命を免れた。又印度自身に於いても一時發展隆昌したやうに、かく解脱を念願するものを導き給ふ所の、佛の愛を傳授する寺院が廣汎なる宗教哲學を作り上げ、佛の性質を擴大して、現世社會國家に屬する煩悶の儘の人類を包擁救濟するものと説く大乘佛教になると煩悶を取扱ふ所の改治の上に、

救済を取扱ふ所の宗教が位するといふ高教主義に發展し、異國制覇の具となるがこれも我が國體思想と合致せぬので、既述の如く排斥せられ、我が國は國家的獨立を保全することを得たのである。

佛教思想の方法も、その煩瑣なる山上哲學は捨て去られて「唯だ南無阿彌陀佛と唱へよ」といふ風に、單純率直なる日本人的精神の直接體統に訴へようとするやうになつた。それはもはや早外來論理ではなくて日本民族の清淨心と誠心とを深めるだけの實踐的勤行に過ぎない。神佛の論理的本體を穿鑿せずとも——「何事のおはしますかは知らねども」「心だに誠の道に協ひなば」それで好いのである。しからば背後の偉大なる力が我を力づけ、安心立命に導いてくれたのである。

四

されば室町時代（天文十二年）にキリスト教が渡來し、信長が佛教の跋扈を抑へんが爲に之を奨励したので一時榮えたが、しかしこれも高教主義たるカトリック教としても國のヘゲモニ

ーを握ることを得ず、又個靈解脱主義たるプロテスタントイズムとしても、我が家族的國家思想に取つて代ることを得ず、唯だそれに附帶する文化を以て我が國を益したに止まる。天草の亂を機會としてキリスト教は嚴禁せられ、その手段として佛教が國民に強制せられる等、外來宗教はいづれも幕末までは政治の手段として扱はれ、維新以後はいよいよ信教の自由が許されたが、しかしそれも、家族國家思想に背かぬ限り寛容せられ、その限度内に於いて且つ文化に寄與する限り奨励せられるのである。

歐米に於ける、思想としてのキリスト教の發展は、始めユダヤ人の民族宗教——ユダヤ民族の異民族征服を支持する神への信仰とそれの要件たる戒律として發展したものが、キリスト及びパウロによつて、人類の神の愛に對する信仰並びに人類に於ける此の神愛の實行といふ風に普遍的世界宗教に改變せられた。蓋し神の愛は富貴權勢の慾に汚されざる「心の清き者」でなければ認識できぬものであり、かかる清心の所有者は、ユダヤ人たるとアラビヤ人たるを問はず、民族の如何に拘らず救はれるといふのだからである。かく神愛を認識した個人が、相手の如何を問はず、これを隣人愛として實現することのうちに安心立命を得るといふ、宗教的人道

主義が、世界に弘められ、我が國の知識階級にも浸潤してゐるのである。而して之は抽象的理論として普遍的に妥當するし、而してそのまま純粹に實行されるならば甚だ結構なことである。

しかるに今の具體的の現實に於いては、その「世界」といふのは、自ら人道主義を無視して征服したるアングロ・サクソン民族の世界であり、ここにいふ人道主義とは、例へば如何に日本人が支那で殺戮されやうとも正當防衛の擧に出てはならぬといふことである——しかもなほその奥には彼等が既にこの世界に於いて得たる既得權益を擁護せんとする、利己的獨占排他慾が潜んでゐるのである。彼等が至る所に教會や大學を建てて、慈善、醫療、投産、教育等の文化工作をやつてゐるのは敬服すべきであり、我が國もこれにおくればならぬのであるが、しかしその教會は同時に、私的外交機關であり、特務機關であり、排日教育の據點でもある。我々は抽象的理論をその儘具體的に妥當せるものと考へてはならない。我々こそ舶來の偽善的なものではない、眞の人道主義を誠心を以て實現しなければならぬのである。

又、個人的清心を端的に主張するキリスト教は、小乗佛教と同じく、遁世的、修道院的、神祕主義的、無政府的傾向をさるものであつて、これも現世的家族的國家思想と背馳する。

又、歐洲の中世に於いてはこの解脱教たる小乘的原始キリスト教はアリストテレスの辯證法的社會有機論的形而上學と結びついて、大乘的高教主義のカトリック教となり、これは帝政ローマの世界支配體制を採つて、各國國家のヘゲモニーを握つた。

中世初期に於いて原始キリスト教がプラトニ哲学と結びついてゐる間は、まだ個靈主義でありプラトニ思想に於いて、個物と普遍、感覺とイデア(理念)との間に、發展段階が架せられず、前者は後者へ、エロース(憧憬)によつて飛躍するの外はないと同じく、神愛の認識は唯だ清心を以て祈るの外は之を得る方法がなかつたのであるが、アリストテレス哲學は素材たる個物は形相によつて形成せられつつ、普遍に向つて發展するといふのであり、従つて個人もこれに先在する普遍たる社會より生れ、それに歸一する所に、自己完成するといふ。カトリック——希臘語で「普遍」を意味する——教に於いて、普遍たる神は父であり、個物たる人間の姿を採りながら而も神たるキリストはその子であり、單なる個物たる教會も神の聖靈の體化したるものだから神性を有する——即ちこの三者は位を異にしながら、即ち辯證法的發展段階を異にしなから而も一體である。單なる個物にしてしかも物質たる個人はこの教會に入ることによつ

て神性を附與せられて神の子キリストに拾はれ、子の執成によつて父なる神に歸一するといふ——「教會の外に救なし」。ここに於いて個人は教會なる社會有機體に包攝され、それに形成されつつ發展段階を上つて、始めて最大の普遍たる神に到達するのである。かくて教會が絶大な權力を持つ現世的の機關となつた。

始めはローマ帝國より迫害せられ、祕密結社として發展した原始キリスト教は、その良心の慰安を説く精神主義の故に貧民階級に傳播するに止まつたが、ついで帝國によつて人民教化のために國教として認められたが、聽てこの雄大なるローマ帝國も、文弱と贅澤と人口減少の爲に、ゲルマン民族に亡ぼされて世は暗黒となるや、教會は此の蠻民教化の爲に右の如き高教主義のカトリック教とその帝政的教會組織を作り上げ、次いでフランク王國の王家に、戴冠式の形式が象徴するが如く、世俗統治の神權を法王の手によつて委任するといふ事になつて神聖羅馬帝國が出来上つた。しかし右の組立が證明するが如く、法王は神の代官であるから帝王の上に位し、教會は國家の上に位し、宗教は法律、政治を左右し、外交、軍事にまでも干渉することとなつた。既にフランク王國は獨佛伊に分裂し、その獨逸民族の中の一派のアングロ・サクソ

ン族が遠征して現代の英國が出来、皇帝は之等諸地方の君主を封建諸侯として支配してゐたがローマ教會は之等の帝王君主より寺領を得て經濟的に富強となり、宗教裁判、十字軍操作等によつて干渉的權力を振ふて、各國君主より嫌厭せられ、更に人民の迷信を利用して獻金を貪らんとするや、各國に宗教改革が起り、三十年戦争となつたが、それが終ると新教と相並んで存續はしてゐるものの、政治的干渉は嚴重に排斥せられてゐる。今なほ國によつてはカトリック教は大なる文化的勢力を有するが、高教主義は殆んど許されてゐないのである。我が國に於けるカトリック教は島原の亂以來嚴禁されたことは既に述べた。宗教が政治的意圖を有するやそれは普遍妥當性を失ふのである。

五

明治維新は國家組織としては、天皇と人民との間に介在した武家政治を廢して、再び一父萬子の家族的國家を如實に體現したものである。「朕、今民の父母たり」と仰せられたことは既に述べた。又維新が比較的容易に行はれたのも、國民の心理に連綿たる我が國體思想の傳統

が理解されてゐたからである。このことは大政奉還の辭や版籍奉還の辭に明らかに現はれてゐる。大化改新の時以後、國家内の單位は小家族であつたが、これが再び大家族制度たる莊園に膨脹し、「國家内の國家」として、政治經濟上の實權を篡奪するに至つた。始めは莊園として、後には武門として。尤も如何なる僭上者も、天皇の主權を窺ふものはなく、政治的實權を握らんとする際は、必ず皇族を頂いた。しかしやがて神道學者や國學者は古文書の解釋を復興し、傳統の家族的國家思想を唱道して、武門政治、封建制度の支柱たる儒教、漢學を排斥した。儒教は佛教と相並んで古く渡來し、聖德太子の憲法十七條を始め多くの神令等は漢文を以て書かれ、文字はもとより一般文化や制度の上に大いに貢獻したのであるが、しかし思想としては、我が國體に合致するものだけが採算補短の用に供せられたのであつて、天子天命説とか禪讓放伐説とか凡そ家族的國家思想に背馳するものは悉く捨て去られた。天命説とは、天道なる普遍妥當的眞理を把握する人が天命を享けて天子の位に即くといふ説であるが、果して現實の天子が天道を行へるや否やの判斷は人民の解釋によるのであるから、いくらでも易生革命が行はれることになるのである。

否、儒教即ち漢學の思惟方法その者すら「事擧げ」するもの、徒らに文字即ち觀念を駢羅したり對立せしめたりするもので、現實を遊離するものとして排斥せられた。文字そのものも既に古代に於て、我が國の天才によつて、複雑煩瑣な象形が解體せられて假名となり、「いろはにほへど……」といふ歌で假名組織が庶民一般に教へられて、我が國民の上下層の文化が融通し、唯だ便利の爲に必要な漢字だけが採用されて假名の中に綴られた。徳川時代の國學者も假名交りの和歌を以て、家族的國家思想の直接體驗を直接表現した——日本人は複雑煩瑣を嫌ひ、簡單明瞭を尊ぶ。例へば本居宣長は日本精神を「朝日に匂ふ山櫻花」と歌つた。抽象的知性論者はいふ象徴方法を幼稚民族の思惟方法だと蔑視するけれど、この方法は時によつて抽象方法よりも、適かに明瞭で且つ人を揺り動かすほど力強いものである。

以上の如き宗教思想たる佛教、儒教、基督教に就いては、現下の知識階級は些して關心を持たぬかも知れぬが、維新以後渡來した、自然科学思想、個人自由主義、民主主義、資本主義、共産主義等からは多大の影響を受け、而して知識階級が全面的には日本思想に同感し得ないといふのは、これが右の如き諸思想と、方法に於いても内容に於いても正面衝突するからであら

う。しかしながら、我々は之等の外國思想を仔細に検討し——その觀念體系と實際的背景との關係、その思想の濶由と目的等を分析して、果してそれらの思想が我が國情に合致するや否やを究めなければならぬ。舶來崇拜の明治時代は既に過ぎ去つたのである。我々は自己の眼を以て自己の環境を直接體驗し、自己の頭腦によつて獨立の思想を樹立しなければならぬのである。

技術の原理として、又所謂自然界の説明としての自然科学は大いに歡迎すべきのみならず、我々も大いに獨創を生まなければならぬのであるが、これが社會に應用せられる場合には、深く考究し、苟も我が家族や國家の結合を弛緩せしむるものは、排斥しなければならぬ。

社會學の開祖といはれるオーギュスト・コントの「實證主義的方法」は、最も單純なる學たる數學の上に、順次に複雑なるもの——天文学、物理学、化学、生物学、社會學——を組み立てて行く所の學問體系を建て、天文学以下社會學までを一切數學方法を以て貫くもの、従つて社會學も數學的「社會物理学」であるから、人間の集團を、性慾とか食慾とか支配慾とかの抽象的原子の數量的因果法則を以て説明し去るものである。——例へば食物は收穫遞減の法則によつて算術級數的にしか増えぬのに、人口は幾何級數的に激増するから、食なき人口が生じ

之が社會惡の原因を爲す、といふ風に。かかる人口の法則は——之はマルサスから社會學への借物であるが——相當の價值を有するし、又自然科学の方法は凡ゆるものに應用することができて、抽象的妥當性を有するし、殊に十九世紀は自然界の説明に、技術の發明に、自然科学が大なる業績を擧げたので、自然科学萬能思想が行はれ、「科學とは自然科学のみ」といふ方法論上の一元主義が生れた。しかしながら社會は人間界の歴史的事實であるから歴史的方法によつて觀察することを本質的方法としなければならぬ。歴史をも數學的普遍的因果方法で把握することは、歴史を自然に還元することであつて矛盾であるから、歴史は個性化方法 (Individualisierende Methode) によらねばならぬ。抽象的普遍化方法は附帶的手段として救用することは差支へないが、それを歴史學の本質的認識目的即ちアプリアオリとすることを得ない——もはやリッケルトや左右田博士の方法論的二元論をここに繰り返へす必要はない。

人間の歴史的事實たる社會——その他法律、政治經濟、文化——も抽象的普遍化方法によらずして、具體的個別化方法を主たる方法として之によつて認識すべきものである。英佛獨伊日米の社會の抽象的共通點を見るにあらず、それは附帶的參考とし、各國社會の個性、特殊性を

本質的認識對象とせねばならぬ。結局個性の直観乃至は直感である。かくすれば例へば我が國の社會のコント的實證方法による認識が如何に誤謬を生むかを直に發見することができる。

精神物理學者たるフロイドは實證方法を徹底して一切の現象を——家族はもちろん——性慾の因果法則によつて説明するのであるが、しかしそれが妥當するのはフランスの家庭ぐらゐで我が國の家庭には具體的に妥當しないことは何人も直接體驗せる處である。我が國の本質的な家庭はなによりも國の縮少せられたものであり、子供を日本人として教育する機關であつて父母は自己の享樂を顧ないで時には食ふものも食はず、子供を社會國家の有爲なる貢獻者として教育せんと努力しつつある。家は國の小宇宙であり、親の愛は、大君の御仁慈の小さき體現であり、孝は忠の爲の訓練であり、忠孝一本である——靖國神社に祀られたる子を最大の孝行者として歡び拜するのである。學校の先生、商店の主人、工場主等も半面は親の如き性質を備へてをり——特に女工寄宿舎は料理、裁縫、茶の湯、活花等の花嫁教育を施して權利義務思想の白人參觀者を驚かしてゐる——勿論例外は實に多いが、傭主は早く日本思想を反省をして父兄の如き慈愛と責任に、即ち家族的國家思想に目覺めねばならぬ。しからずば國家は工場法商店法等

によつて強制的に目覺めしめねばならぬ。國民の自覺が増せば増すほど國家の統制が減るが、然らずんば統制が増える一方となる。我が國に於いては「社會も亦家」なのである。我が國の社會問題の解決は家族主義的方法によるのであつて、權利の抗爭や階級闘争によるのではない。家族主義を誠意を以て實行せぬから弊害があるのであつて、家族主義その者が弊害なのではない。最大の社會たる國が家たることは既に述べた。——「國家」と二字續けるのは日本だけである。state, état, staat は皆身分階級の意味であり、さればマルクスは國家は「階級支配の機關」なりといふが、これも我が國には妥當せぬ。支那では家と家とは分裂、對立してゐるのである。社會と同じく國民經濟も各國によつて違ふのであるから、それぞれの國の國民經濟は、個性把握を認識目的とする、歴史的文化科學方法——直接經驗方法によつて取扱ひ、かの自然科學的古典派經濟學や、辯證法的段階説的經濟史觀の如きは、手段として参考に供すべきものである。古典派經濟學は各國國民を、「性慾と食慾との主體」、「利益追求の自由競争者」、「經濟人」(homo economicus)といふやうな「原子」に抽象し、かかる抽象的單位間の普遍的數學的因果法則を求むるものであるが、これは抽象的構想的には妥當するが、具體的現實的には妥當し

ない。十九世紀の英國のみは後出の如き獨特の環境——真空の試験管がその儘現實界となつたやうな自由競争舞臺——に基いて、始めて具體的にも妥當した。それでも經濟學者は其の自然科學的法則、例へば人口の法則、需要供給の法則、價格・地代・利潤・賃銀等の諸法則を樹立するに當つて、常に「他の事情にして均しければ」(“other things being equal”)といふ前提條件を附けて、かかる條件が備はつたと構想した真空管の世界においてのみ、經濟法則は、自然科學の普遍妥當性を有し得るが、他の事情の異なる實際世界に於いては、それは單に經驗的妥當性しか有しない所の經驗法則 (empirische Gesetze) に過ぎぬと、繰り返へし斷はつてゐた。現實に事情を異にした當時のドイツにあつては、ロマンチカーのアドム・ミュラーやドイツ統一運動の志士フリードリッヒ・リストの如き思想家が出て、ドイツはその民族協同體思想の傳統が強いから、英國のアドム・スミスのいふ如き、自然科學的、個人主義的兼世界主義的經濟學は不可能であるといひ、又後進國たるドイツは、英國の自由貿易主義を排して、保護關稅によつて幼稚産業を育成しなければならぬと唱へた。

我が國に於いても明治維新とともに、英國流の經濟學が輸入せられ、それは封建的陋習や官

僚獨善を打破し、民力を進歩せしめるのに大いに役立つたが、しかしドイツと同じく後進國であり、英國とは全然環境を異にするのであるから、異つた經濟學が必要なのである。昭和の初年迄我が國策が英米體制に服従してゐた間は多少自由主義世界主義經濟政策を採り得たが、諸列強の排目的支那制覇を排除して、日支共存、東洋平和のための独自の國防、經濟體制を採らねばならぬこととなつてからは、わが國の經濟論も政策も全く個性的、特殊なものでなければならなくなつたのである。

六

このことは自然科學的政治論たるデモクラシー論に就いても同様である。同じデモクラシーといつても英米のそれとフランスのとは非常に違つてゐる。英國のそれは輸出工業國としての確固たる地盤に立つてゐるのである。周知の如く十八世紀の半から一世紀ほどの間に、英國は發明の天才に恵まれて、炭坑業、鐵鋼業、機械工業、車輛(汽車)造船工業、木綿工業等の重工業全般に互つて所謂産業革命が起り、一躍世界の工場になつたが、かかる工業とその労働

者に要する原料と食料とを最も安く買ひ、従つてその製品を最も安く生産輸出して、輸入代金に充てんが爲に自由貿易主義を採つたのであるが、これには三つの前提が必要である(一)英國海軍が世界一で国防と航路が安全なること、(二)されば世界主義的自由貿易思想の開祖たるアダム・スミスすら国防は國富よりも大切なりと云つた(三)他國が競争的工業國に非ずして英國の爲の農場、鑛山たること(三)他國も自由貿易政策を採つて輸出入關稅を課せざること。しかるに十九世紀後半より新興ドイツが此の三前提を覆滅し來つたので歐洲大戰となり、大戰後、特に一九二九年よりの世界恐慌以來、數多の國々がこの前提を打破したので、英國も三一年以後金本位を停止すると共に、保護貿易政策、ブロック政策、貪婪な獨占排他政策に變つて來た。

哲理、倫理、政治、文化一般に於ける個人自由主義なるものも、これとともに消滅して了つたのである。眞理は神とか、自然とかが人間に與へるものであるといふ、カトリック神學(スコラ哲學)やギリシア的形而上學を排斥して、眞理とは人間の感覺(色、音、味、臭、觸覺等)が自然的に聯合したるものなりといふ經驗主義認識論を採つた英國人は論理思想に於ても感覺主

義で、感覺は結局快樂が苦痛に歸着し、快樂は生命を助長するが故に善なりといふヘドニズム又は功利主義説を採り、而かしてかく快苦を感じる事は貴人も匹夫も平等であるから、善惡の標準は、社會有機體の「頭腦」と僭稱する所の、支配階級が決定すべきにあらず、各人一票の投票を行つて多數決によつて定むべしといふ個人自由主義、民主主義政治思想を唱へ、その結果選舉權擴張(一八三二年)が行はれた所、上記産業革命と共に勃興した商工資本家階級が地主貴族階級を壓倒して議會に多數を占め、かくて英國はしつかりした經濟を基礎として自由主義、民主主義、資本主義政治を實施して來たのである。その傍ら既に十六世紀に於てスペインの無敵艦隊を、十七世紀に於いてオランダ海軍を、十八、九世紀の數次の戰爭(スペイン王位繼承後、オーストリア繼承後七年後、ナポレオン戰爭後等に)フランス海軍を全滅し、しかもピット父子、カンニング、フォックス等の天才的狡猾外交によつて、歐洲の陸戰には深く關與せずして専ら植民地擁護に努め、印度、ビルマ、馬來、香港、上海、威海衛、アメリカ、大洋洲、アフリカ等々日没を知らざる領土と七つの海を支配し、これらを英國の農場、鑛山とすると共に、自由貿易を強要して、古典派經濟學及び自由貿易論の凡ての前提條件を具現すると共に、己れ獨